

令和8年第1回宇城市議会定例会 会期及び審議予定表

会期33日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
2月9日	月	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 施政方針演説 ○ 報告第1号から議案第28号までの38議案を一括上程・提案理由説明 ○ 報告第1号から同意第7号までの詳細説明 【 散 会 】
2月10日	火	休 会	○ 議事整理
2月11日	水	休 会	○ 市の休日
2月12日	木	休 会	○ 議事整理
2月13日	金	休 会	○ 議事整理
2月14日	土	休 会	○ 市の休日
2月15日	日	休 会	○ 市の休日
2月16日	月	休 会	○ 議事整理
2月17日	火	本会議	○ 開議 ○ 承認第1号の質疑・討論・採決 ○ 議案第1号から議案第21号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第1号から同意第7号までの質疑 ○ 議案第22号から議案第28号までの詳細説明 【 散 会 】
2月18日	水	休 会	○ 常任委員会（総務文教、民生）
2月19日	木	休 会	○ 常任委員会（建設経済）
2月20日	金	休 会	○ 議事整理
2月21日	土	休 会	○ 市の休日

2月22日	日	休 会	○ 市の休日
2月23日	月	休 会	○ 市の休日
2月24日	火	休 会	○ 議事整理
2月25日	水	休 会	○ 議事整理
2月26日	木	本会議	○ 開議 ○ 議案第1号から議案第21号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第1号から同意第7号までの討論・採決 ○ 議案第22号から議案第28号までの質疑・委員会付託 ○ 同意第8号の追加上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
2月27日	金	休 会	○ 議事整理
2月28日	土	休 会	○ 市の休日
3月1日	日	休 会	○ 市の休日
3月2日	月	休 会	○ 常任委員会（総務文教、民生）
3月3日	火	休 会	○ 常任委員会（建設経済）
3月4日	水	休 会	○ 議事整理
3月5日	木	休 会	○ 議事整理
3月6日	金	休 会	○ 議事整理
3月7日	土	休 会	○ 市の休日
3月8日	日	休 会	○ 市の休日
3月9日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野（真）、永木、林田） 【 散 会 】
3月10日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（田中、坂元、山森） 【 散 会 】
3月11日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（原田、三角、中山） 【 散 会 】

3月12日	木	休 会	○ 議事整理
3月13日	金	本会議	○ 開議 ○ 議案第22号から議案第28号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第8号の質疑・討論・採決 ○ 議案第29号～発議第2号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

2月9日 (月)

令和 8 年第 1 回宇城市議会定例会（第 1 号）

令和 8 年 2 月 9 日（月）

午前 10 時 00 分 開議

1 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸報告
日程第 4		施政方針演説
日程第 5	報告第 1 号	専決処分の報告について（専決第 14 号）
日程第 6	報告第 2 号	専決処分の報告について（専決第 1 号）
日程第 7	承認第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 3 号）
日程第 8	議案第 1 号	令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 9	議案第 2 号	令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	議案第 3 号	令和 7 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 11	議案第 4 号	令和 7 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 12	議案第 5 号	令和 7 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 13	議案第 6 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 14	議案第 7 号	宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
日程第 15	議案第 8 号	宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 16	議案第 9 号	宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 10 号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 11 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 12 号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 13 号	宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 1	議案第 1 4 号	宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 5 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 6 号	財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）
日程第 2 4	議案第 1 7 号	権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）
日程第 2 5	議案第 1 8 号	権利の放棄について（水道料金の債権）
日程第 2 6	議案第 1 9 号	市道の路線の廃止について
日程第 2 7	議案第 2 0 号	市道の路線の認定について
日程第 2 8	議案第 2 1 号	宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
日程第 2 9	同意第 1 号	教育委員会委員の任命について（月田 修氏）
日程第 3 0	同意第 2 号	教育委員会委員の任命について（遠山 光昭氏）
日程第 3 1	同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）
日程第 3 2	同意第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（中村 久美子氏）
日程第 3 3	同意第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 敏行氏）
日程第 3 4	同意第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 郁夫氏）
日程第 3 5	同意第 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（内田 公彦氏）
日程第 3 6	議案第 2 2 号	令和 8 年度宇城市一般会計予算
日程第 3 7	議案第 2 3 号	令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
日程第 3 8	議案第 2 4 号	令和 8 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 9	議案第 2 5 号	令和 8 年度宇城市介護保険特別会計予算
日程第 4 0	議案第 2 6 号	令和 8 年度宇城市奨学金特別会計予算
日程第 4 1	議案第 2 7 号	令和 8 年度宇城市水道事業会計予算
日程第 4 2	議案第 2 8 号	令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算
日程第 4 3		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 林 田 和 君	2 番 津志田 幸 紀 君
3 番 坂 元 大 介 君	4 番 四 海 公 貴 君
5 番 河 野 真 理 君	6 番 吉 良 邦 夫 君
7 番 田 中 美 君 君	8 番 嘉古田 茂 己 君
9 番 原 田 祐 作 君	10 番 永 木 誠 君
11 番 山 森 悦 嗣 君	12 番 三 角 隆 史 君
13 番 坂 下 勳 君	14 番 大 村 悟 君
15 番 高 橋 佳 大 君	16 番 園 田 幸 雄 君
17 番 河 野 正 明 君	18 番 豊 田 紀代美 君
19 番 中 山 弘 幸 君	20 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木見田 洋 一 君
市長政策部長 亀 井 誠 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 元 田 智 士 君
経 済 部 長 浦 田 敬 介 君	土 木 部 長 平 木 恵 一 君
教 育 部 長 舩 井 貴 男 君	総務部次長 米 田 年 宏 君
市長政策部次長 田 川 大 輔 君	市民部次長 吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長 平 松 洋 介 君	保健衛生部次長 田 嶋 真 君
経 済 部 次 長 池 田 真 一 君	土 木 部 次 長 嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長 山 下 寛 樹 君	三角支所長 佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長 木 下 秀 典 君	小川支所長 坂 本 優 子 君
豊野支所長 西 村 光 代 君	上下水道局長 福 田 真 治 君
会 計 管 理 者 永 田 康 之 君	監査委員事務局長 井 上 まゆみ 君

農業委員会事務局長 松 枝 邦 明 君 財 政 課 長 田 尻 勇 樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和8年第1回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、7番、田中美君及び8番、嘉古田茂己君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日2月9日から3月13日までの33日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの33日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、まず、タブレットで送信しておりますように1ページから6ページまでのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和7年10月から12月分までが提出されております。

主な公式行事につきましては、7ページのとおりです。

次に、陳情について申し上げます。

去る1月29日の第2回議会運営委員会において、机上配布と決定した1件の陳情書につきましては、タブレットで送信したとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（末松直洋君） おはようございます。発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

まず初めに、8月豪雨に係る義援金の配分状況について報告します。

本市に寄せられました義援金につきましては、被災者の生活再建を最優先とする

観点から、義援金配分委員会を設置し、配分方針を決定いたしました。

配分に当たっては、人的被害の有無、住家被害の程度、生活再建への影響などを基準とし、被害区分ごとに配分額を設定しております。

2月5日時点での配分状況は、義援金総額1,313万3,044円のうち、99万2,500円を配分済みであり、対象世帯の7割に対して支給を完了しております。

今後も、被害認定の確定や申請手続の進捗を踏まえ、順次、適正に配分してまいります。

次に、8月豪雨に係る災害復旧事業の人員体制について報告します。

地方自治法に基づく応援派遣として、11月1日に福岡県から1人、1月19日に水俣市から1人職員を受け入れ、農林水産課と小川支所災害復旧対策室に配属しております。

また、正規職員として、土木技術職を2月1日から1人、任期付職員として、農業土木職を11月1日から1人、土木技術職を2月1日から1人採用するなど、人員体制を強化しており、引き続き災害復旧事業を円滑に遂行してまいります。

最後に、ナショナルサイクルルートの指定に向けた取組についてです。

12月24日、熊本県、宇城市、上天草市、天草市、苓北町が県庁で共同記者会見を行い、九州初のナショナルサイクルルートの指定に向けた取組を相互に進めていくための確認書を交わしました。

ナショナルサイクルルートは、自転車を活用して地域活性化を図るため、令和元年度に国が定めた制度で、全国に6か所指定されています。

今回指定を目指すのは、三角駅から牛深港までの海岸沿いを結ぶ約150キロメートルのルートで、指定を受けると国によるプロモーションや地域のブランド価値向上が期待されることから、自治体間で連携して取組を進めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（豊田紀代美君） 市長の行政報告が終わりました。

これで諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 施政方針演説

○議長（豊田紀代美君） 日程第4、施政方針演説を議題とします。

市長から施政方針演説の申出がありますので、これを許します。

○市長（末松直洋君） 令和8年3月市議会定例会の開会に当たりまして、令和8年度の市政運営に関する基本的な考え方と当初予算の概要について説明申し上げます。
市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私が市長に就任して以来、皆様の温かい御支援と御理解を賜り、市政のかじ取りを任せていただいてから、早くも1年が経とうとしております。

昨年を振り返りますと、宇城市は、少子高齢化や人口減少といった構造的な課題に加え、8月の大雨豪雨による災害復旧の対応、そして物価高騰、デジタル化の波といった多様かつ複雑な課題に直面いたしました。

こうした困難な状況においても、市民の皆様の生活を守り、より豊かな宇城市を次世代に引き継ぐために、全力を傾けて取り組んでまいりました。この一年で得た手応えと、見えてきた課題を踏まえ、本年はさらに力強く、そして着実に市政を推進してまいります。

特に、豪雨災害からの復旧・復興と、喫緊の課題である人口減少対策、市民の所得向上を最重要政策として掲げ、その実現に向けた施策を展開してまいります。

まず、昨年8月の豪雨災害では、小川町、豊野町を中心に甚大な被害が発生しました。市としては、この災害からの復旧・復興を最優先課題と位置付け、早急に対策を講じてまいりました。今議会でも42億円超の予算を計上し、復旧・復興を加速してまいります。

被災からの学びをいかし、予防保全への転換を推進するとともに、河川の流域治水、内水対策の強化など、多角的な視点から防災・減災対策を一層強化してまいります。

次に、人口減少対策です。

本市の持続的な発展を考えた際、若い世代が定住し、安心して子育てができる環境を整備することは不可欠であります。そのために、まずはJR小川駅の周辺開発構想に着手いたしました。

これは単なる駅周辺の開発にとどまらず、交通の利便性、商業施設、生活環境など都市機能が整っているエリアをさらに魅力的な居住環境の創出を目指すものです。この開発は、本市への新たな人の流れを生み出し、地域経済の活性化、人口減少に歯止めをかける起爆剤となるものと期待しております。

具体的な計画概要ができましたら、今後、御説明する機会を設けてまいります。

続いて、市民の所得向上です。

若い世代が安心して生活を営み、希望を持って働き続けられるよう、所得向上は極めて重要な課題と認識しております。そのため来年度、女性を主な対象としたキャリアアップ支援施設をイオンモール内に開設する準備を進めてまいります。

急速に変化する社会において新たなスキルを習得し、キャリアアップを図ることは、個人の可能性を広げるとともに企業にとっても貴重な人材の確保につながります。

女性や若い世代が本市で安定した職に就き、充実した人生を送るための支援を強化してまいります。

次に、主要施策の概要につきまして、第3次宇城市総合計画のまちづくりの4点の基本目標に沿って、順次説明を申し上げます。

1つ目の「こどもの笑顔をつくるまち」を実現するためには、子育て世代への切れ目のない支援と、子どもたちが夢を育める教育環境の充実が不可欠です。

本年度は、こども医療費を拡充し、18歳までの自己負担廃止を10月から予定しております。

学校教育の面では、ICT化をさらに進め、中学校から配備している電子黒板を小学校まで拡大してまいります。

給食費無償化についても、国は小学校から開始を検討していますが、本市では引き続き中学校まで完全無償化を継続し、子育て負担の軽減を行います。

また、教職員が利用する校務環境システムも更新を図り、事務作業の効率化による子どもたちに向き合う時間の確保と働き方改革の推進を行います。

現在整備を進めている屋内運動場への空調整備や、豊福小学校の改築、松橋中学校外構整備などのハード面についても着実に整備してまいります。

これらの施策をはじめ、こども計画、教育大綱に則り、子どもたちが将来に夢と自信を持てるよう、総合的な取組を進めてまいります。

2つ目の「住みよく安心できるまち」は、市民の皆様が日々の生活を穏やかに送れる基盤であります。

近年の甚大化する災害に対し、防災・減災対策を一層強化するとともに、地域の見守り体制や交通安全対策を充実させ、市民一人一人が安心して暮らせる環境を整えてまいります。

交通の面では、本市は県の中央に位置し交通結節点であるため、渋滞の問題も抱えております。

このような背景を踏まえ、交通渋滞等の道路整備の課題を明らかにし、将来の都市像と整合した、短期から長期までの段階的に道路整備方針と道路ネットワークを策定するための予算を計上しております。

福祉政策の面では、今定例会に手話言語条例を上程しております。この条例は、手話を言語として位置付け、聴覚に障がいを持つ方々が安心して生活し、社会参加できる環境を整備するためのものです。

これにより、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が共に生き、共に喜びを分かち合える社会を目指してまいります。

3つ目の「活力ある魅力的なまち」の実現は、地域経済の更なる活性化を重要課

題と位置付け、民間投資の促進や地域産業の振興を通じてにぎわいを創出します。

まず、稼げる農業の実現に向けた農業政策の強化です。

本市の豊かな農地と恵まれた環境を最大限にいかし、農業を基幹産業として一層発展させることは、地域経済の活性化に直結します。

特に、国営ほ場整備地区においては、大手外食チェーンのサンマルクホールディングスが自社製品用の小麦栽培をスタートさせ、注目を浴びています。小麦にとどまらず裏作の栽培に力を入れ、単なる食料生産にとどまらない、高付加価値型の農業を推進してまいります。

このほかにも、物価高騰対策として市内で利用できる一人1万円の商品券配布事業、県内随一の物産館である宇城彩館の改修、老朽化が進む地元農産物直売所アグリパーク豊野の改修などで、地域経済の循環、人々の交流を促進する施策を展開し、持続可能な発展を目指してまいります。

最後に「多様な人々の流れをつくるまち」は、正に人口減少対策と深く結び付いています。企業誘致に向けた産業用地の確保、先述したＪＲ小川駅周辺の開発やキャリアアップ支援施設、まちづくりの核となるＪＲ松橋駅西口土地利用可能性調査にも着手してまいります。

多様な主体との「共創」を深化させることで、宇城市の魅力を高め、市外転出の抑制、市外からの新たな移住・定住を促進してまいります。行政が一方的に施策を進めるのではなく、市民の皆様と共に宇城市の未来を創造していく視点を大切にしています。

市民の皆様、そして議員各位、この一年、私は市長として、宇城市の未来を想い、全力で駆け抜けてまいりました。そして、市政運営の最も大切な柱は、やはり「人」とであると改めて強く感じております。

市役所職員一人一人が、自らの専門性を高め、市民の皆様のために挑戦する姿勢を大切にし、互いに支え合う文化を醸成してまいります。また、働きやすい職場環境づくりにも引き続き注力し、職員の声を大切にしてまいります。

新しい年度は、新たな挑戦の始まりです。

議員の皆様、市民の皆様、地域団体の皆様、企業の皆様、そして市役所職員、互いに助け合い、学び合いながら、市民の皆様の期待に応える宇城市を築いてまいりましょう。

結びに、宇城市の更なる発展と、市民の皆様お一人お一人の御健康と御多幸を心より祈念するとともに、明るい未来を創造していくことを改めてお誓い申し上げ、私の施政方針演説とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（豊田紀代美君） これで、施政方針演説を終わります。

—————○—————

日程第 5	報告第 1 号	専決処分の報告について（専決第 1 4 号）
日程第 6	報告第 2 号	専決処分の報告について（専決第 1 号）
日程第 7	承認第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 3 号）
日程第 8	議案第 1 号	令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 9	議案第 2 号	令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 0	議案第 3 号	令和 7 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 1	議案第 4 号	令和 7 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 5 号	令和 7 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 3	議案第 6 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 4	議案第 7 号	宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 8 号	宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 6	議案第 9 号	宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 1 0 号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 1 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 2 号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 1 3 号	宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 4 号	宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 5 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 6 号	財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の

売却)

- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 権利の放棄について (市営住宅家賃の債権)
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 権利の放棄について (水道料金の債権)
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 市道の路線の認定について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
- 日程第 2 9 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について (月田 修氏)
- 日程第 3 0 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について (遠山 光昭氏)
- 日程第 3 1 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (中川 玲子氏)
- 日程第 3 2 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (中村 久美子氏)
- 日程第 3 3 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (園田 敏行氏)
- 日程第 3 4 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (園田 郁夫氏)
- 日程第 3 5 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (内田 公彦氏)
- 日程第 3 6 議案第 2 2 号 令和 8 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 3 7 議案第 2 3 号 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 2 4 号 令和 8 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 2 5 号 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 2 6 号 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 2 7 号 令和 8 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 4 2 議案第 2 8 号 令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算

○議長 (豊田紀代美君) 日程第 5、報告第 1 号専決処分の報告について (専決第 1 4 号) から、日程第 4 2、議案第 2 8 号令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長 (末松直洋君) 本日からの令和 8 年第 1 回市議会定例会では大変お世話になります。今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回提出しますのは、報告案件として、専決処分の報告について 2 件、承認案件として、専決処分の報告及び承認を求めることについて 1 件、予算案件として、補正予算では令和 7 年度宇城市一般会計補正予算等 6 件、当初予算では令和 8 年度宇

城市一般会計予算等7件、条例案件として、宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について等9件、その他案件として、財産の処分について等6件、最後に同意案件として、教育委員会委員の任命について等7件、合わせて38件をお願いするものであります。

令和8年度宇城市一般会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ406億5,000万円余としています。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第1号及び報告第2号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第1号専決処分の報告について説明します。議案集は10、11ページとなります。報告第1号専決処分の報告について（専決第14号）市道の管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について説明します。

令和7年9月29日午後2時頃、松橋町の市道希望の里2号線を走行した際に、市道上に露出しました鉄筋と走行中の車両が接触したため、右側前輪タイヤを損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は7,480円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、報告第1号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第2号専決処分の報告について（専決第1号）、議案集は12ページと13ページになります。報告第2号専決処分の報告について（専決第1号）市道の管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について説明します。

令和7年10月5日午前4時頃、三角町の市道舟津浦第一線の舗装部に陥没があり、走行中の車両のタイヤが損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は1万4,400円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されます。

以上で、報告第2号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第1号及び報告第2号の詳細説明が終わりました。

これで、報告第1号及び報告第2号専決処分の報告についてを終わります。

次に、承認第1号及び議案第1号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについ

て（専決第3号）令和7年度宇城市一般会計補正予算（専決第2号）について説明いたします。議案集14ページから15ページをお願いいたします。資料は、別冊の令和7年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（専決第2号）となります。

令和8年1月20日付けで、予算を専決処分したため、議会に報告し承認を求めるものです。

理由といたしましては、1月19日の首相記者会見によりまして、通常国会冒頭で衆議院解散に踏み切る意向が表明され、2月8日に衆議院議員総選挙が行われる見込みとなったことから、選挙事務に係る準備を緊急で行う必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕が特になことから、地方自治法の規定により、市長において補正予算を専決処分したものととなります。

令和7年度宇城市一般会計補正予算書（専決第2号）の1ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,619万3,000円を追加し、予算総額を444億2,209万3,000円としております。

次に、7ページをお願いいたします。事項別明細書の3、歳出予算となります。款2、項4、目4衆議院議員総選挙費で3,619万3,000円を補正しております。主なものは、期日前投票事務や投票日当日の投開票事務に要する人件費、入場券はがきの作成や郵便料、ポスター掲示場の設置や撤去費などを各節において計上しております。

財源は、国の衆議院議員総選挙費委託金で、当該経費の全てが賄われます。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第1号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。別冊の令和7年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第7号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9億3,697万円を減額し、予算の総額を434億8,512万3,000円としております。

また、第2条から第4条で、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を併せて行っております。

補正の内容につきましては、年度末までの最終的な予算執行を見込み、人件費の増減や入札等による不用額の減額のほか、国の補正予算や物価高騰対応に伴う事業の追加など、新たに発生した財政需要に対し増額を行うものです。

それでは、2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正となります。2ページから5ページにかけまして、歳入歳出ともに補正総額を9億3,697万円減額し、各款及び項において、それぞれ補正しております。

主な補正につきましては、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

それでは、6ページに移ります。第2表、繰越明許費補正です。1追加では、就労支援施設整備事業負担金ほか47件を追加しており、8ページに移りまして、2変更では、子育て世帯定住促進事業補助金ほか7件を紙面のとおりに変更しております。

9ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正です。1追加で、三角防災拠点センター浄化槽保守点検業務委託ほか7件を追加し、2廃止で、生活困窮者孤独孤立対策WEB相談等業務委託ほか1件を廃止、また10ページに移りまして、3変更で、三角支所日直業務委託ほか22件を紙面のとおりに変更しております。

次に、12ページをお願いいたします。第4表、地方債補正です。1追加で、林業施設整備事業費を1件追加し、13ページに移りまして、2変更では、児童福祉施設整備事業費ほか15件を、紙面のとおりに変更しております。

続いて、歳出の主なものと特定財源について、事項別明細書にて説明いたします。

29ページをお願いいたします。事項別明細書の3、歳出となります。

さらに、33ページをお願いいたします。款2、項1、目6企画費、節18負担金補助及び交付金の就労支援施設整備事業負担金4,000万円は、市民所得の向上と地域経済の活性化を図るため、地方や在宅でも仕事が可能なデジタルスキルを習得できる施設を、民設公営型でイオンモール宇城内に国の交付金等を活用し整備するための負担金となります。

財源は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金とふるさと応援寄附基金繰入金で賄う予定といたしております。

次に、42ページをお願いいたします。款3、項2、目2障害者自立支援費です。43ページに移りまして、節19扶助費の障害福祉サービス等給付費1億100万円余は、就労継続支援施設及び共同生活援助施設等で行われる自立支援サービスの新規利用者数の増加等に伴い、当初の見込額を上回り、予算が不足するため増額するものです。

財源は、国庫支出金と県支出金の自立支援給付費負担金で4分の3程度が賄われる予定です。

54ページをお願いいたします。款5、項1、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金です。56ページに移りまして、上段から3番目の農林水産業燃料等高騰対策支援事業補助金1億6,500万円余は、物価高騰の影響を受けている農

林水産業者に対し、事業継続と経営安定を目的とした事業者支援といたしまして、肥料・飼料・農薬・燃料費等の物価高騰を受けた経費に対し、20万円を上限として支援を行うものです。

財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全額を賄う予定です。

次に、60ページをお願いいたします。款6、項1、目3商工振興費、節12委託料の物価高騰対策商品券業務委託料2億8,900万円余は、第4回定例会において一般会計補正予算（第6号）を追加提出し、御承認いただきました物価高騰対策商品券事業の増額となります。全市民に対し、一人当たり5,000円のプリペイドカード型商品券を交付し、生活者支援を行う計画でしたが、現状の物価高騰における市民への影響を再度考慮し、商品券の額面を5,000円から1万円に増額するものとなります。

財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で約7割を賄う予定といたしております。

同ページの節18負担金補助及び交付金の中小企業等物価高騰対策事業補助金9,125万円は、物価高騰の影響を受けている市内の中小企業者などを対象といたしまして、事業継続や経営安定を目的とした事業者支援といたしまして、光熱水費や燃料費などの物価高騰の影響を受けた経費に対し、20万円を上限として支援を行うものです。

財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で全額を賄う予定です。

次に、63ページをお願いいたします。款7、項2、目3道路新設改良費、節14工事請負費の道路新設改良工事費7,370万円は、国の補正予算に伴う補助金の追加要望に伴いまして、令和8年度に予定しておりました希望の里1号線ほか2路線の道路改良を令和7年度に前倒して行う工事費となります。

財源は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金が52%、残余を市債で賄う予定といたしております。

次に、71ページをお願いいたします。款9、項2、目1学校管理費です。72ページに移りまして、節14工事請負費の小学校屋内運動場空調整備工事費1億3,500万円余は、国の補正予算に伴う補助金の追加要望に伴いまして、令和8年度に予定しておりました空調整備事業を令和7年度に前倒して行うものです。

財源は、国庫支出金の公立学校施設整備費補助金と市債で賄う予定としております。

以上が、歳出予算の主なものとなりますが、今回の補正では、国の補正予算に伴

う国庫補助事業については適正な工期を確保するため、繰越明許費を併せて設定しておりますので申し添えます。

続いて、歳入予算の説明を行います。主な特定財源は、歳出予算で説明いたしておりますので、一般財源の主なものを中心に説明してまいります。

16ページをお願いいたします。事項別明細書の2、歳入となります。ページ下段の方になります款7、項1、目1地方消費税交付金で1億4,400万円余を増額しております。消費税と併せて国が徴収する地方消費税の地方への配分交付金となりますが、予算現額に対し収入が上振れする見込みであることから増額を行うものです。

同じく款12、項1、目1地方交付税で、普通交付税を4億200万円余増額しております。国税収入の上振れ等に伴い、国の補正予算に伴う地方負担額の追加や地方公務員の給与改定に伴う経費の一部などが追加で配分されたものです。

25ページをお願いいたします。下段の款20、項2、目1財政調整基金繰入金で13億1,200万円余を減額しております。令和7年度に不足する財源を総額9億2,700万円余といたしまして、基金からの繰入れを見込んでおります。

以上で、議案第1号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第1号及び議案第1号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第2号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 議案第2号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,076万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億5,835万5,000円とするものです。

なお、今回の補正は、本年度の最終補正となりますので、予算全般にわたり、収入支出の見込みを精査した上で、予算の増減を行っております。

それでは、歳出を説明いたします。8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、年度末までの最終的な予算執行を見込み、その予算対応による増減が主な内容となっております。

なお、10ページの款8諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目13保険給付費等交付金償還金240万5,000円の増額は、令和6年度分の国庫支出金及び県支出金の額の確定により、超過交付金分を返還するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。6ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金2億1,470万1,000円の減額は、療養給付費

や高額療養費等の支出見込み減による普通交付金の減額によるものでございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金5,750万1,000円の増額は、国・県繰入金の交付申請額の確定によるそれぞれの増減によるものでございます。

7ページをお願いいたします。款7諸収入、項2雑入323万3,000円の減額は、令和6年度の診療報酬精算金の額が確定したことによる減額でございます。

以上で、議案第2号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第2号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第3号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第3号、令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、予算の総額にそれぞれ9,572万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ68億8,017万1,000円とするものです。

11ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明します。

款2保険給付費、項1保険給付費の目2介護サービス等給付費から目6特定入所者介護サービス等費までは、給付実績見込みにより増減をしています。

同ページの項2地域支援事業費の目1介護予防・生活支援サービス事業費から12ページの目3包括的支援事業・任意事業費についても同様に、実績見込みにより減額をしております。

次に、7ページからの歳入の主なものを説明いたします。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5県支出金及び8ページの款8繰入金の項1一般会計繰入金までは、歳出に応じて法定の割合で増減をしております。

9ページの項2基金繰入金については、介護給付費の不足に充てるために準備基金から繰入れをするものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第3号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第4号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案第4号令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）について説明します。補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ168万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,932万9,000円とするものです。

まず、歳入を説明します。6ページをお願いいたします。

款3繰入金、項2基金繰入金で、節1奨学基金繰入金168万円を増額しています。歳出予算168万円の増額補正に伴い、同額を奨学基金から繰り入れるもので

す。

次に、歳出を説明します。7ページに移ります。

款1育英事業費、項1育英事業費で、節20貸付金168万円を増額しています。
入学支度貸付金申請が当初の見込みを上回ったため増額するものです。

以上で、議案第4号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第4号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第5号及び議案第6号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第5号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出の収入においては、第1款水道事業収益の既決予定額から補正予定額1,427万7,000円を減額し、収入予定額を12億9,743万2,000円としております。

補正の主な理由は、国などの工事に伴う受託工事収益や人工衛星を活用した漏水調査及びウォーターPPP実施方針策定業務など、事業費確定に伴う国庫補助金の減額です。

2ページに移ります。支出においては、第1款水道事業費用の既決予定額から補正予定額3,754万8,000円を減額し、支出予定額を13億3,630万4,000円としております。主なものは、各事業の決算見込みを踏まえた不用額の減額となります。

第4条資本的収入及び支出の収入においては、第1款資本的収入の既決予定額から補正予定額3億1,862万1,000円を減額し、収入予定額を2億4,645万9,000円としております。主なものは建設改良費の決算見込みによる企業債の減額です。

支出においては、第1款資本的支出の既決予定額から補正予定額3億1,845万7,000円を減額し、支出予定額を5億781万9,000円としております。主なものは、小川地区配水管布設替工事の先送りや海東地区配水管拡張工事等の決算見込みを踏まえた不用額の減額となります。

3ページに移ります。第5条企業債では、建設改良事業の減額に伴い、起債限度額を補正前4億9,790万円から、補正後1億8,670万円へ減額しております。

以上で、議案第5号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第6号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出の収入においては、第1款下水道事業収益の既決予定額から864万7,000円を減額し、収入予定額を15億3,584万5,000

円としております。補正の主な理由は、ウォーターＰＰＰ実施方針策定業務など事業費の確定に合わせた国庫補助金の減額です。

２ページに移ります。支出においては、第１款下水道事業費用の既決予定額から２,３１８万円を減額し、支出予定額を１５億３２９万６,０００円としております。補正の主な理由は、各事業の執行見込みを踏まえた不用額の減額です。

第４条資本的収入及び支出の収入においては、第１款資本的収入の既決予定額から１億４,１９５万円を減額し、収入予定額を３億９,６１９万３,０００円としております。

支出においては、第１款資本的支出の既決予定額から７,７１７万７,０００円を減額し、支出予定額を８億３,５９５万４,０００円としております。主な補正の理由は、建設改良費における不用額及びその財源である企業債の減額です。

３ページに移ります。第５条企業債では、建設改良事業や資本費平準化債などの起債限度額を事業費の減額に伴い、補正前の合計２億８,０６０万円から補正後１億６,５４０万円へ減額しております。

以上で、議案第６号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第５号及び議案第６号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第７号及び議案第８号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集の１６ページから１９ページとなります。議案第７号宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について説明いたします。

令和７年６月に手話に関する施策の推進に関する法律が施行され、手話が重要な意思疎通の手段であること、また、国や地方公共団体には手話言語の普及や理解促進、環境整備などに取り組む責務があることが明記をされております。

本市においても、手話が言語であるとの認識により、手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指すために、この条例の制定を提案するものです。

以上で、議案第７号の説明を終わります。

続きまして、議案第８号に移ります。議案集の２０ページから２１ページとなります。議案第８号宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

本市において令和８年４月から児童福祉法第６条の３第２３項に規定されます乳

児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度事業を実施するに当たり、令和7年第4回市議会定例会で議決をいただきました児童福祉法第34条の16第1項の規定による宇城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により認可を受けた教育・保育施設等が、給付の対象事業所として適当であるかを今後確認することとなります。

この確認を行う際には、改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する子ども・子育て支援法第46条第2項の規定に基づき、宇城市が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に照らして確認を実施する必要があることから、今回この条例の制定を提案するものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第7号及び議案第8号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第9号及び議案第10号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、議案集22ページから23ページ、説明資料集は5ページから6ページとなります。議案第9号宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、令和8年4月1日の行政組織改革に伴い、関係条例を改正するものです。

主な内容としましては、市長政策部を企画振興部に名称を変更します。また、市長政策課を企画課に、企画課を広報統計課にそれぞれ名称を変更いたします。

トップダウン型の政策推進から、ボトムアップ型での提案可能な組織体制の構築を目指し、これまで以上に市長マニフェストや、宇城市総合計画などの推進に取り組んでまいります。

そのほか、部の名称変更等によりまして改正が必要となる条例の改正を併せて行っております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

続いて、議案第10号の説明を行います。議案集は24ページから33ページ、説明資料集は7ページから27ページをお願いいたします。議案第10号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員との均衡を踏まえ、改正を行うものです。

改正の主な内容を説明いたします。

まず、日当の廃止及び宿泊手当の新設となります。昼食代を含む諸雑費や用務地内の交通費に充てるために、日当として1日2,000円を支給しておりましたが、昼食代は通常の勤務時にも必要となること及び用務地内の交通費を実費支給とする

ため、廃止します。

一方、宿泊を伴う旅行につきましては、通常では生じない諸雑費が発生するため、それらに充てるため1夜当たり2,400円を支給できる宿泊手当を新設いたします。

次に、宿泊費の見直しです。これまで定額で支給していた宿泊費につきまして、都道府県ごとに定めた上限を超えない範囲で実費支給といたします。

最後に、適正な支出の確保です。旅費の多くの種目が実費の支払いになることから、条例等に違反して旅費の支給を受けた者に対し、給与等からの控除を可能といたしております。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第9号及び議案第10号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第11号及び議案第12号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集の34ページから35ページ、説明資料集の28ページから30ページをお願いいたします。議案第11号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明いたします。

本案は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正に伴いまして、当該条例におきまして引用する条項の整理を行うものです。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案集の36ページ、説明資料集の31ページから32ページをお願いいたします。議案第12号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明いたします。

本案は、熊本県税条例の一部改正に準じ、軽自動車税の種別割の減免に関する規定を緩和するものです。

主な改正点については、身体障がい者等と生計を一にする者が所有するもの及び身体障がい者等のみの世帯の身体障がい者等を常時介護する者が所有するものにつきまして条件を緩和いたします。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第11号及び議案第12号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第13号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 議案集は37ページから38ページ、説明資料集は33ページから34ページになります。議案第13号宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

子育て世帯の経済的負担軽減を図り、安心して医療を受けられる環境を整備する

ため、令和8年10月診療分から自己負担金を廃止し、こども医療費を完全無償化とするものです。

現在、満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもは、医療費助成で自己負担金がありますが、こども医療費助成の対象となる子ども全てにおいて自己負担金をなくすため、条例改正を行うものです。

以上で、議案第13号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第13号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第14号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案第14号宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は39ページ、説明資料集は35ページです。

本案は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、当該条例において引用する条項の整理を行うものです。

以上で、議案第14号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第14号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第15号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集は40ページから41ページ、説明資料集は36ページから42ページになります。議案第15号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

松橋・小川水道事業と不知火町東部簡易水道事業との認可を統合するに当たり、給水区域の見直しを行うものです。

背景としましては、昨年1月、不知火町東部簡易水道区域内の水道用井戸から暫定目標値を超えた有機フッ素化合物が検出されたことに伴い、現在、松橋・小川水道事業と同じ水源をもって配水を行ってきたことによるものです。

今回認可統合により、本来、松橋・小川水道事業と同じ水道料金となるところを、使用者の負担軽減のため1年間の軽減措置を設けるものです。

以上で、議案第 15 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 15 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 16 号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集 42、43 ページです。議案第 16 号財産の処分について説明します。

処分しますのは、有限会社アグリパーク豊野の株式 220 株です。

当該法人は、主に青果物の直売所として設置したアグリパーク豊野を管理運営するために設立された第 3 セクターであり、現在は、市が全株式を保有しています。

ここ数年、黒字経営を維持し、設立時の目的である農業振興、地域活性化も一定程度達成していることから、株式売却による民間移譲で、より収益性を追求し経営を安定させるものであります。

生産者等で組織するアグリパーク豊野出荷協議会を売却先に選定したのは、農産品の継続的な出荷や品質・数量の確保を担う事業の根幹を支える主団体であり、事業成果が自己の収入に直結する関係にあることから、株主として経営に参画することで、より事業の実効性と安定性を高め、地域農業の持続と直売所の公益性を維持できると判断したためです。

なお、財政上の脆弱性を考慮し、200 株は自己株式取得、いわゆる自社による買戻しとしています。

株式価格算定については、販売管理費の 3 か月分を運転資金として残すことが承継後の経営の安定に極めて重要との税理士、公認会計士の助言もありましたので、直近の自己株式取得とほぼ同額の 1 株当たり 18 万円、総額 3,960 万円といたしました。

以上で、議案第 16 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 16 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 17 号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案第 17 号権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）について説明します。議案集は 44 ページ、説明資料集は 43 ページです。

本件は、市営住宅家賃を滞納したまま転居し、生活困窮になった債権回収の見込みのない元入居者に係る 3 件の金銭債権の放棄をするものです。

なお、本件の対象者は、既に市営住宅には居住しておりません。

以上で、議案第 17 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 17 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 18 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集は 45 ページ、説明資料集は 44 ページになり

ます。議案第18号権利の放棄について（水道料金の債権）について説明いたします。

本案は、水道料金の債権を放棄するもので、主な事由としまして、消滅時効である5年の期間が経過したものや自己破産等による免責決定、死亡に伴う相続不明及び相続放棄による相続人不存在、行方不明等により、債権回収が著しく困難であるものです。

これまでは例年、主に自己破産や法人倒産など確実に回収不能になった債権を放棄してきましたが、合併前の旧町時代から残された回収見込みのない債権が多数存在しており、今年度から来年度にかけて大幅に整理するため、今回552件、2,068万4,534円の金銭債権を放棄するものです。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第18号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第19号及び議案第20号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 議案第19号市道の路線の廃止について説明します。議案集は46ページ、説明資料集は45ページとなります。

道路法第10条第1項の規定に基づく市道の路線の廃止は、豊野町の鐙ヶ鼻・萩尾線です。

鐙ヶ鼻・萩尾線は、既存の市道と接続するよう終点を変更する必要があるため、一旦廃止し、再度、認定するものです。

以上で、議案第19号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は47ページ、説明資料集46ページから48ページです。議案第20号市道の路線の認定について説明します。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線として認定するのは、松橋町の曲野片林2号線と小川町の木ノ本・中ノ迫線と豊野町の鐙ヶ鼻・萩尾線の3路線となります。

曲野片林2号線は、近接して商業施設が進出し、利用者の増加が見込まれるため認定するものです。

次に、木ノ本・中ノ迫線は、民間事業者が整備した道路を市が寄附を受け、市道として認定するものです。

鐙ヶ鼻・萩尾線は、先ほど申しましたとおり、市道と接続するよう終点を変更して、再度認定するものです。

以上で、議案第20号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第19号及び議案第20号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第21号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（亀井 誠君） 議案集４８ページをお願いします。議案第２１号宇城市過疎地域持続的発展計画策定について説明します。

宇城市過疎地域持続的発展計画は、令和３年度から令和７年度までの５か年間の計画であるため、新たに計画を策定します。

計画期間は、令和８年度から令和１２年度までの５か年間の計画としています。

なお、過疎地域は、旧三角町と旧豊野町が対象地域となります。

以上で、議案第２１号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第２１号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第１号から同意第７号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、議案集４９ページから５０ページ、資料は、別紙の履歴書をお願いいたします。同意第１号及び第２号教育委員会委員の任命について、一括して御説明いたします。

本案は、現教育委員会委員のうち２人が、令和８年３月３１日をもって任期満了となるため、月田修氏、遠山光昭氏の新任の任命同意をお願いするものです。

２人は、経歴、人格、教育行政に関する識見ともに優れた方であり、教育委員会委員として申し分ない方です。

教育委員会委員の任命につきましては、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。

以上で、同意第１号及び第２号の説明を終わります。

続いて、議案集５１ページから５５ページ、資料は、同じく別紙の履歴書をお願いいたします。同意第３号から第７号の固定資産評価審査委員会委員の選任について一括して御説明いたします。

本案は、現委員の５人が、令和８年３月２３日をもって任期満了となりますので、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものです。次の任期は、令和８年３月２４日から令和１１年３月２３日までの３年間です。

まず、再任についてですが、中川玲子氏、中村久美子氏、園田敏行氏、園田郁夫氏の４人は、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員には申し分ない方々ですので、選任同意をお願いするものです。

次に、新任についてですが、内田公彦氏は、長年宇城市役所に勤務され、税に関する知識が豊富であります。また人格、識見ともに優れた方ですので、選任同意をお願いするものです。

以上で、同意第３号から第７号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第１号から同意第７号までの詳細説明が終わりました。

説明の途中ではありますが、残余の議案第２２号から議案第２８号までの詳細説

明につきましては、２月１７日の本会議において求めることといたします。

—————○—————

日程第４３ 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第４３、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日２月１０日火曜日、１２日木曜日、１３日金曜日及び１６日月曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日２月１０日火曜日、１２日木曜日、１３日金曜日及び１６日月曜日は、休会とすることに決定しました。

なお、１１日水曜日、１４日土曜日及び１５日日曜日は、市の休日のため休会があります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前１１時２５分

第 2 号

2月17日 (火)

令和 8 年第 1 回宇城市議会定例会（第 2 号）

令和 8 年 2 月 1 7 日（火）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

1 議事日程

日程第 1	承認第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第 3 号）
日程第 2	議案第 1 号	令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 3	議案第 2 号	令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 4	議案第 3 号	令和 7 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 5	議案第 4 号	令和 7 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6	議案第 5 号	令和 7 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 6 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 8	議案第 7 号	宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
日程第 9	議案第 8 号	宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 1 0	議案第 9 号	宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 1 0 号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 1 1 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 1 2 号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 1 3 号	宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 1 4 号	宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 1 5 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 17 議案第 16 号 財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）
- 日程第 18 議案第 17 号 権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）
- 日程第 19 議案第 18 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 20 議案第 19 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 21 議案第 20 号 市道の路線の認定について
- 日程第 22 議案第 21 号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
- 日程第 23 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（月田 修氏）
- 日程第 24 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（遠山 光昭氏）
- 日程第 25 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）
- 日程第 26 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中村 久美子氏）
- 日程第 27 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 敏行氏）
- 日程第 28 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 郁夫氏）
- 日程第 29 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（内田 公彦氏）
- 日程第 30 議案第 22 号 令和 8 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 31 議案第 23 号 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 32 議案第 24 号 令和 8 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 33 議案第 25 号 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 34 議案第 26 号 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 35 議案第 27 号 令和 8 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 36 議案第 28 号 令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 37 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 林 田 和 君
3 番 坂 元 大 介 君

2 番 津志田 幸 紀 君
4 番 四 海 公 貴 君

5 番 河 野 真 理 君
 7 番 田 中 美 君 君
 9 番 原 田 祐 作 君
 1 1 番 山 森 悦 嗣 君
 1 3 番 坂 下 勳 君
 1 5 番 高 橋 佳 大 君
 1 7 番 河 野 正 明 君
 1 9 番 中 山 弘 幸 君

6 番 吉 良 邦 夫 君
 8 番 嘉古田 茂 己 君
 1 0 番 永 木 誠 君
 1 2 番 三 角 隆 史 君
 1 4 番 大 村 悟 君
 1 6 番 園 田 幸 雄 君
 1 8 番 豊 田 紀代美 君
 2 0 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 承認第１号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第３号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第１、承認第１号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第３号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第１号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第１号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第１号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第１号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第３号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第１号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、承認第１号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第３号）は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第２ 議案第１号 令和７年度宇城市一般会計補正予算（第７号）

日程第３ 議案第２号 令和７年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第４ 議案第３号 令和７年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第４号）

日程第５ 議案第４号 令和７年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第２号）

日程第６ 議案第５号 令和７年度宇城市水道事業会計補正予算（第４号）

日程第７ 議案第６号 令和７年度宇城市下水道事業会計補正予算（第４号）

日程第８ 議案第７号 宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュ

ニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について

日程第 9 議案第 8 号 宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 10 議案第 9 号 宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 10 号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 11 号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 12 号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 13 号 宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 14 号 宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 15 号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第 16 号 財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）

日程第 18 議案第 17 号 権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）

日程第 19 議案第 18 号 権利の放棄について（水道料金の債権）

日程第 20 議案第 19 号 市道の路線の廃止について

日程第 21 議案第 20 号 市道の路線の認定について

日程第 22 議案第 21 号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 2、議案第 1 号令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）から、日程第 22、議案第 21 号宇城市過疎地域持続的発展計画策定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

議案第 1 号から議案第 21 号までは、令和 8 年第 1 回宇城市議会定例会常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第 23 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（月田 修氏）

日程第 24 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（遠山 光昭氏）

日程第 25 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）

日程第 26 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中村 久美子氏）

日程第 27 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 敏行氏）

日程第 28 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 郁夫氏）

日程第 29 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（内田 公彦氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 23、同意第 1 号教育委員会委員の任命について（月田修氏）から、日程第 29、同意第 7 号固定資産評価審査委員会委員の選任について（内田公彦氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。同意第 1 号から同意第 7 号までにつきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号から同意第 7 号までは、委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第 30 議案第 22 号 令和 8 年度宇城市一般会計予算

日程第 31 議案第 23 号 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 32 議案第 24 号 令和 8 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 33 議案第 25 号 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 34 議案第 26 号 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 35 議案第 27 号 令和 8 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 36 議案第 28 号 令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（豊田紀代美君） 日程第 30、議案第 22 号令和 8 年度宇城市一般会計予算から、日程第 36、議案第 28 号令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

まず、議案第 22 号について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。

初めに、総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第 22 号令和 8 年度宇城市一般会計予算について説

明いたします。当初予算の内容につきましては、各部局ごとの説明となりますが、総務部所管の説明に入ります前に、令和８年度の予算編成方針の主な内容、予算総額などについて説明いたします。

令和８年度の当初予算は、宇城市総合計画における新たな将来都市像「ここがいい。ともに過ごすまち 宇城」の実現に向け、「こどもの笑顔をつくるまち」、「住みよく安心できるまち」、「活力ある魅力的なまち」、「多様な人々の流れをつくるまち」という４つの基本目標を前提に、市民や行政区、企業や各種団体等の各主体との適切な役割分担を確認しつつ、協働して取り組む推進体制を構築し、諸施策の着実な推進を図ることといたしております。

これらを踏まえ、令和８年度の予算編成は、限られた財源の有効活用や既存事業の廃止・縮小を前提といたしました新規事業の立案や拡充、これまで行ってまいりました施策については、優先順位を洗い出し、その実施計画であります事務事業を厳しい選択を行った上で、さらに効率的・効果的に推進することといたしております。

また、令和７年８月豪雨災害に伴う被災者支援や災害復旧事業については、適切かつ優先的に行うこととし、近年の社会情勢の変化、具体的には労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を適確に予算額へ反映させるなど、価格転嫁の取組を行うことで、地域経済の好循環を生み出すとともに、行政サービスの維持・向上を併せて図ることといたしております。

それでは、別冊の令和８年度宇城市各会計予算書におけます令和８年度宇城市一般会計予算の１ページをお願いいたします。

第１条で、歳入歳出予算の総額を４０６億５，０８６万円とし、過去最大の当初予算の規模としております。

２ページから７ページにかけましては、第１表、歳入歳出予算となります。主な増減理由等につきましては、開会日に別途配布させていただいております予算付属資料で明示しておりますので、本日、説明は省略させていただきます。

次に、８ページをお願いいたします。第２表、繰越明許費です。令和８年度から令和９年度へ、年度をまたがり履行が必要な事業につきまして、次年度へ繰り越す額の限度額を紙面のとおり設定しております。

９ページをお願いいたします。第３表、債務負担行為です。令和９年度の年度初めから履行が必要なもの、また複数年度にわたって履行が必要な事項につきまして、期間と限度額を紙面のとおり設定しております。

次に、１６ページをお願いいたします。第４表、地方債です。総務管理施設整備事業費から文教施設災害復旧事業費まで、普通建設事業や災害復旧事業の財源とす

る市の借金となります。総額で４５億３，０７０万円を限度額としております。

続いて、総務部所管の歳入予算の主なものについて説明いたします。

１９ページをお願いいたします。事項別明細書の２、歳入となります。

２０ページの中段に移ります。款２地方譲与税から、２１ページ、２２ページの中段、款１１地方交付税までの予算につきましては、国の地方財政計画などに基づき積算しております。

続いて、３９ページをお願いいたします。３９ページの下段、款１９、項２、目１財政調整基金繰入金で１８億４，６００万円余を計上しております。歳出超過における財源不足を基金からの繰入れで調整しております。

次に、４６ページをお願いいたします。４６ページの下段、款２２、項１市債です。歳出予算に計上されました普通建設事業や災害復旧事業の財源といたしまして、それぞれ国の財政措置が有利な地方債を可能な限り発行する予定といたしております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

４９ページをお願いいたします。事項別明細書の３、歳出となります。

５１ページをお願いいたします。款２、項１、目１一般管理費で１７億５，６００万円余を計上しております。総務部、市長政策部等の職員の給料、職員手当等、共済費などの人件費、また行政区運営に係る経費、宇城広域連合に係る負担金などを計上しております。

次に、５７ページに移ります。同じく目５財産管理費で１億９，９００万円余を計上しております。本庁、支所の公用車等の維持管理経費をこちらで計上しております。

次に、６７ページをお願いいたします。同じく目１１情報システム運営費で２億５，２００万円余を計上しております。全庁的に共通する業務系・情報系の自治体情報システム経費や情報通信費、各種業務ソフトのライセンス使用料など、主にデジタル関係の予算を計上しております。

７８ページをお願いいたします。款２、項４、目２県議会議員選挙費として２，９８２万円を計上しております。令和９年４月に予定される選挙に当たりまして、年度をまたいだ準備が必要となることから、本年度に必要な経費を分割して計上しております。

次に、７９ページに移りまして、同じく目３市議会議員選挙費として４，３９７万１，０００円を計上しております。令和８年４月の選挙に当たっての経費となります。選挙公営に要する選挙運動費負担金を２，３７８万９，０００円追加しております。

189ページをお願いいたします。款11、項1公債費で、市債の返済金といたしまして市債元金償還金を43億9,900万円余、また市債利子を3億2,500万円余計上しております。

以上で、総務部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、市長政策部長に詳細説明を求めます。

○市長政策部長（亀井 誠君） 市長政策部所管の歳出の主なものを説明します。予算書は59ページになります。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費9億7,100万円余を計上しています。主な内容としまして、61ページの節12委託料の1行目、ふるさと納税事務一括代行業務委託料2億5,200万円余は、寄附見込額6億円に対する寄附返礼品、送料、手数料等を含む代行業務委託料です。

次に、委託料3行目の空き家等実態調査業務委託料1,600万円余は、令和元年度に実施して以来、7年ぶりに市内に存在する空き家の数や状態などの実態を把握するために行うものです。

次に、62ページに移りまして、節14工事請負費の特定空き家等除却工事費500万円余は、権利者不在等により、行政以外では除却しにくい松橋町の2軒の空き家について、略式代執行を行うための解体工事費です。

次に、節18負担金補助及び交付金、一番下の段のバス運行対策費補助金1億1,900万円余は、路線バスを運行するバス会社に対し、欠損額を補助するものです。

63ページに移りまして、2行目、空き家改修事業補助金1,500万円は、空き家バンクを利用して成約となった空き家改修費用の一部を補助するものです。

同欄の一番下、用地取得補助金1,200万円と、その下の施設等建設補助金8,900万円余は、これまでに立地協定を締結した企業5社に係る誘致企業への補助金です。

続いて、節24積立金のふるさと応援寄附基金3億円は、ふるさと応援寄附の見込額から返礼品調達費や委託料等の経費を差し引いた額になります。

次に、歳入の主なものを説明します。予算書は36ページに戻ります。

款16県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金、節5統計調査費委託金のうち、上から3段目の経済センサス調査費委託金376万円余については、令和8年6月1日を基準日として全国一斉に実施される経済センサス活動調査に係る県からの委託金を計上しております。

次に、予算書39ページをお願いします。款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金で、ふるさと応援寄附金6億円を想定し計上しております。

以上で、市長政策部所管分の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、市民部長に詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 市民部所管について説明します。

まず、歳入です。予算書の19ページをお願いします。

款1市税は、項1市民税や項2固定資産税など、地方税全体で17ページの最上段に記載しておりますが、64億9,100万円余を計上しています。前年度、当初予算に比べ、8,300万円余の増です。

予算増減の内訳につきましては、19ページに戻っていただきまして、各項の比較の計の欄を申し上げます。

項1市民税は6,300万円余の増、項2固定資産税は3,200万円余の増、項3軽自動車税は300万円余の減、このうち目2環境性能割の800万円余の減は、令和8年度税制改正大綱により環境性能割の廃止が見込まれているためです。

20ページをお願いします。項4市たばこ税は700万円余の減です。

次に、歳出を説明します。75ページをお願いします。

中段になりますが、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は2億6,000万円余で、前年度比1,300万円余の増です。主に、76ページになりますが、住民基本台帳システムや戸籍システムの管理・運用業務委託料や窓口民間業務委託料等を計上しています。

146ページをお願いします。中段の款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は9億2,700万円余で前年度比9,400万円余の増です。全て宇城広域連合常備消防費負担金です。

次に、目2非常備消防費は1億5,400万円余で、前年度比1,800万円余の減です。主に、消防団員の年間報酬や火災・災害出動時の費用弁償など、消防団活動に要する費用を計上しています。

147ページをお願いします。下段の目3消防施設費は1億2,400万円余で前年度比9,200万円余の増です。主に、消防積載車・消防ポンプ・防火水槽・消火栓等の消防施設の維持管理費用や更新費用を計上しております。

以上で、市民部所管の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、福祉部長に詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉部所管の歳出の主なものを説明いたします。予算書の82ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費に前年度比約4,200万円増の4億8,800万円余を計上しております。社会福祉法の改正により、令和7年度から重層的支援体制整備事業を開始しており、これまで高齢者、障がい者、子

育て、生活困窮者等それぞれの相談支援事業について、それぞれの項目に予算化されておりましたが、令和7年度からは相談支援事業の経費を一本化し、項1 社会福祉費に計上しております。

86ページをお願いいたします。項2 障害者福祉費、目2 障害者自立支援費の総計で29億700万円余を計上しています。主に、87ページ、節19 扶助費の障害福祉サービス等給付費、障害児入所等給付費、日常生活用具給付費、公費負担診療報酬扶助費、身体障害者等補装具給付費などの経費となります。

89ページをお願いいたします。項3 老人福祉費、目3 介護保険費の総計で11億6,400万円余を計上しております。90ページの節27 介護保険特別会計への繰出金が主なものです。

94ページです。項4 児童福祉費、目2 児童手当費に前年度比で約2,000万円減の12億7,700万円余を計上しております。同ページの目3 子ども・子育て支援費で、前年度比で約1億2,100万円増の33億4,200万円余を計上しています。

内容としましては、95ページ節12 委託料の児童相談システム構築業務委託料、放課後児童健全育成事業委託料、節18 負担金補助及び交付金の私立保育所運営費負担金、96ページの認定こども園施設型給付費負担金、病児・病後児保育事業補助金、97ページに移りまして障害児保育事業補助金、妊婦支援給付事業、出生・伴走型相談支援給付事業などが主な経費となります。

97ページの項5 母子福祉費、目1 母子福祉費で、前年度比約700万円減の2億9,400万円余を計上しております。主に、ひとり親家庭等に対する助成と児童扶養手当費となります。

99ページ、項6 生活保護費のうち、100ページの目2 生活保護扶助費で、前年度比約7,700万円減の8億2,100万円余を計上しております。

102ページになります。項8 災害救助費、目1 災害救助費、節12 委託料に地域支え合いセンター運営業務委託料として1,000万円余を計上しております。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、保健衛生部長に詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 保健衛生部所管の歳出の主なものを説明いたします。

予算書の84、85ページをお願いいたします。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 国民健康保険費5億8,700万円余は、全て国民健康保険特別会計への基準内繰出金です。財源として、国・県負担金3億4,200万円余を見込んでおります。

続いて、項2 障害者福祉費、目1 障害者福祉総務費は、86ページの節19 扶助

費のうち、当部所管は重度心身医療費助成金１億３，９９９万円が主なものとなっております。財源といたしまして、県補助金６，９００万円余を見込んでおります。

次に、９０ページ、９１ページをお願いいたします。項３老人福祉費、目４後期高齢者医療費１４億３，０００万円余は、主に、節１２委託料の特定健康診査業務委託料と節１８負担金補助及び交付金のうち、熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金、９２ページの節２７繰出金は、本市後期高齢者医療特別会計への繰出金などです。財源として、県負担金など２億５，０００万円余を見込んでおります。

１０３ページに移ります。款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費４億１，１００万円余は、主に人件費と、１０４ページの節１８負担金補助及び交付金の公的病院等運営助成補助金です。

１０５ページに移ります。目２予防費２億４，６００万円余の主なものは、節１２委託料の定期予防接種業務委託料です。

目３母子衛生費２億６，８００万円余は、１０６ページの節１２委託料のうち、妊産婦乳幼児健診業務委託料と節１９扶助費のこども医療扶助費が主なものとなっております。財源としましては、国県補助金など３，９５０万円余を見込んでおります。

目４健康増進事業費８，２００万円余は、主に、節１２委託料の個別健診業務委託料や集団健診業務委託料などです。

１０７ページに移ります。目５保健衛生施設費３，４００万円余は、主に、節１７備品購入費で保健福祉センターの庁内器具購入費です。

１０８、１０９ページに移ります。同じく項２環境衛生費、目１環境衛生総務費１億４００万円余は、主に、節１８負担金補助及び交付金で宇城広域連合各種事業費負担金です。

１１０、１１１ページに移ります。同じく項３清掃費、目１清掃総務費１７億６，８１４万円余は、主に、節１２委託料のごみ収集運搬業務委託料と節１４工事請負費は三角町戸馳の農産廃棄物処理施設の解体工事費８億８，０００万円、節１８負担金補助及び交付金の宇城広域連合への負担金などとなっております。

目２分別収集費８，１１７万円余は、主に、節１２委託料の分別ごみ収集運搬業務委託料などとなっております。

以上で、保健衛生部所管分の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、経済部長に詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 経済部所管の歳出を説明します。

１１３ページをお開きください。款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費１億４，７００万円余を計上しています。

115ページに移ります。主なものは、節18負担金補助及び交付金、説明欄中段の農業次世代人材投資事業補助金から中高年就農初期投資支援事業補助金までの合わせて7,150万4,000円で、経営が不安定な就農直後の3年間の資金面の支援や経営を発展する、いわゆる跡取りへの事業支援です。

117ページをお願いします。目8農地総務費2億2,800万円余を計上しています。次ページに移ります。主なものは、節18負担金補助及び交付金の多面的機能支払事業補助金2億円余です。農道、水路ほか、農業施設の補修や管理等の地域共同活動を支援する補助金で、農業を振興すると位置付けている132行政区のうち、81行政区で取り組まれています。財源の多くを国県が負担する有効な事業ですが、事務の負担が多いとの理由で取り組んでいない地区もありますので、土地改良区が事務を受託することを前提とした組織の広域化を進めていきます。

119ページをお願いします。目12ほ場整備事業費3億500万円余を計上しています。次ページに移ります。主なものは、節24積立金の国営緊急農地再編整備事業基金2億2,100万円余です。事業最終年度の翌年度になります令和17年度に30億円近くの事業負担金の支出が予定されていますので、計画的に財源確保を行うものです。

127ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費、節12委託料、説明欄の基本設計業務委託料1,849万4,000円は、青果物の直売所として設置していますアグリパーク豊野の建物更新に係るものです。単なる老朽化対策にとどめず、顧客利便性の向上、若年層の取り込み、収益性の改善を目的としています。

187ページをお願いします。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費12億8,000万円余を計上しています。昨年8月の豪雨で被災した農道などの施設と農地を復旧するもので、令和7年度予算を令和8年度へ繰り越すものと合わせて、総額25億円ほどの規模となります。

以上で、経済部所管の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、土木部長に詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 土木部所管の予算について、歳出の主なものから説明します。土木部の予算は、予算書の131ページからとなります。

134ページへお進みください。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で3億2,400万円余の主なものは、134ページ、135ページの節10需用費の修繕料や節14工事請負費で、道路の修繕や舗装の打換えなどを実施するものです。

136ページをお願いします。目3道路新設改良費5億4,800万円余の主な

ものは、ＪＲへの工事委託費と工事請負費となります。道路の新設、拡幅や通学路の歩道設置、舗装工事などを実施するものです。

１３７ページをお願いします。目４橋りょう維持費３，８００万円余の主なものは、市道に架かります橋りょうの点検業務委託料となります。

続いて下段、項３河川費となります。１３９ページの目２河川維持費４，２００万円余の主なものは、工事請負費で市が管理します河川の維持管理費用となります。また、目３河川改良費の１億１，４００万円余の主なものは、河川護岸等の改良工事費となります。

１４０ページになります。項５都市計画費、目１都市計画総務費４，８００万円余の主なものは、道路整備方針計画や小川地区の用途地域指定委託料となります。

１４２ページをお願いいたします。目４公園費７，３００万円余の主なものは、次ページになりますが、工事請負費で公園遊具等の改修工事費となります。

１４３ページからの項６住宅費、目１住宅管理費１億８００万円余は、住宅の修繕料や除草等清掃業務委託など、市営住宅の維持管理に要する費用です。

１４５ページをお願いします。目２住宅建設費２億６，１００万円余は、主に、市営住宅の改修工事費や老朽化した住宅の解体工事費となります。

１８８ページをお願いします。款１０災害復旧費、項２公共土木施設災害復旧費目１公共土木施設災害復旧費２９億７，８００万円余の主なものは、令和７年８月豪雨の復旧工事に係ります委託料、工事請負費等の費用です。

続いて、歳入について説明します。２４ページにお戻りください。

款１４使用料及び手数料、項１使用料、目６土木使用料で１億７，０００万円余を計上しております。主に、下段にあります節６住宅使用料１億５，１００万円余となりますが、主なものは市営住宅使用料などとなります。

３０ページをお願いします。款１５国庫支出金、項２国庫補助金、目５土木費国庫補助金は６億７，４００万円余を計上しております。主なものは、節１道路橋りょう費補助金３億２，５００万円余、道路や橋りょう維持に関する交付金及び補助金となります。

節３住宅費補助金は２億９，２００万円余の社会資本整備総合交付金で、市営住宅の補修事業や災害公営住宅家賃低廉化事業を行っております。

以上で、土木部所管の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 次に、教育部長に詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 教育部所管の予算を説明します。

まず、歳出の主なものについて説明いたします。１５５ページです。

款９教育費、項１教育総務費、目３教育振興費３億９，８００万円余です。主な

ものは、節１２委託料、次世代校務環境システム構築業務委託料及び１５６ページ、節１７備品購入費、庁用器具購入費で教職員用端末等購入費と機械器具購入費で小学校電子黒板購入費などです。

同じく１５６ページで下段です。項２小学校費、目１学校管理費７億円余です。主なものは、１５９ページ上段です。節１４工事請負費、小学校施設改修工事費及び小学校屋内運動場空調整備工事費などです。

１５９ページ下段となります。目３学校建設費１１億４，７００万円余です。主なものは、１６０ページ上段、節１４工事請負費、豊福小学校校舎棟改築工事費などです。

１６３ページをお願いいたします。項３中学校費、目３学校建設費３億３，９００万円余です。主なものは、節１４工事請負費、松橋中学校外構等整備工事費などです。

１６９ページ上段に移ります。項４社会教育費、目５図書館費１億４，２００万円余です。主なものは、節１２委託料、図書館指定管理業務委託料などです。

１７９ページをお願いいたします。項６保健体育費、目３グラウンド費１億３，６００万円余です。主なものは、１８０ページ下段、節１４工事請負費、グラウンド施設改修工事費で豊川グラウンド照明改修工事費などです。

１８４ページ下段へお願いいたします。項７学校給食費、目１給食総務費で３億４，７００万円余です。主なものは１８５ページ、節１０需用費、給食賄材料費などです。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

３０ページをお願いいたします。款１５国庫支出金、項２国庫補助金、目７教育費国庫補助金３億５，７００万円余です。主なものは、節２小学校費補助金、公立学校施設整備費補助金などです。

４１ページをお願いいたします。款２１諸収入、項４受託事業収入、目３教育費受託事業収入３，１６９万７，０００円は、松橋西支援学校の給食受託事業収入です。

以上で、教育部所管の予算説明及び議案第２２号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第２２号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第２３号及び議案第２４号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（元田智士君） 議案第２３号令和８年度宇城市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。予算書の１ページをお願いいたします。

令和８年度国民健康保険特別会計の予算総額は、第１条、歳入歳出それぞれ７４億３，７７８万８，０００円と定めるものです。前年度より２億７，３５９万３，０００円の減額です。

まず、歳出を説明いたします。12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費は、主に職員人件費で、前年度比560万円余増の8,300万円余を計上しております。

13ページをお願いいたします。款2保険給付費、項1療養諸費から15ページの項5葬祭諸費までの保険給付費は、前年度比2億6,000万円余減の53億2,500万円余を計上いたしました。主に、一般被保険者療養給付費負担金や高額療養費負担金などとなっております。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から16ページの項4子ども・子育て支援納付金分までは、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定したもので、前年度比1億4,000万円余減の17億3,500万円余を計上しております。

なお、項4子ども・子育て支援納付金分については、令和8年4月に国の制度として子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、新たに計上するものでございます。

款4保健事業費、項1保健事業費から18ページの項2特定健康診査等事業費までは、人間ドック業務委託料、特定健康診査業務委託料など、前年度比130万円余減の7,260万円を計上しております。

款5基金積立金2億500万円余は、令和5年度に一般会計から借り入れました約2億円を返済するための基金積立金として3,400万円余を計上しているほか、国保特別会計の安定的な運営を図るため、財政調整基金を積み立てるものでございます。

次に、歳入を説明いたします。8ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税は、前年度比820万円余増の14億3,500万円余を計上しております。

9ページに移ります。款3県支出金は、市が負担する保険給付費分に係る普通交付金及び財政状況に応じて又は事業実施状況を踏まえて交付される特別交付金などです。前年度比2億5,500万円余減の53億8,700万円余を計上しております。

款5繰入金、項1他会計繰入金は、一般会計から保険基盤安定繰入金、職員給与等繰入金及び財政安定化支援事業繰入金などとして、前年度比2,500万円余減の5億8,700万円余を計上しております。

以上で、議案第23号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第24号令和8年度後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

令和８年度後期高齢者医療特別会計の予算総額は、第１条、歳入歳出それぞれ１２億８,９４２万５,０００円と定めるものです。前年度より１億５,９７０万２,０００円の増額となっております。

まず、歳出を御説明いたします。８ページをお願いいたします。

款１総務費、項１総務管理費４,０００万円余は、主に人件費です。

９ページに移ります。款２後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金として被保険者から納入されました保険料９億１,２００万円余と歳入の保険基盤安定事業繰入金と同額の３億３,４００万円余を計上しております。

次に、歳入を説明いたします。６ページをお願いいたします。

款１後期高齢者医療保険料は、熊本県後期高齢者医療広域連合で算出しております。前年度比１億１,９００万円余増の９億１,２００万円余を計上しております。

なお、令和８年度は、保険料率改定の年となっております。

款４繰入金は、保険料軽減分を国・県及び市が公費で負担する保険基盤安定事業繰入金のほかに、人件費等に係る事務費繰入金と合わせ、前年度比４,０００万円余増の３億７,５００万円余を計上しております。

以上で、議案第２４号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第２３号及び議案第２４号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第２５号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第２５号令和８年度宇城市介護保険特別会計予算について説明します。予算書の１ページをお願いいたします。

令和８年度は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６７億３,３０６万１,０００円とするもので、前年度比で約６,２００万円の増額です。

歳入の主なものから説明します。７ページをお願いいたします。

款１保険料、項１介護保険料は１２億７,８００万円余で、６５歳以上の第１号被保険者を１万９,７８５人と見込んでおります。

次に、同ページの款３国庫支出金から１０ページまでの款８繰入金、項１一般会計繰入金、目４事務費繰入金までについては、国・県・市の法定負担率分を計上しております。

１０ページの同項、目５低所得者保険料軽減繰入金７,１３６万３,０００円は、国が２分の１、県と市で４分の１ずつの負担分を一般会計から繰り入れるものです。

次に、歳出の主なものを説明します。１４、１５ページをお願いいたします。

款２保険給付費、項１保険給付費の総計は６３億３,０００万円余で、前年度比で約４,８００万円の増額となり、目２介護サービス等給付費負担金５７億５,４００万円余が主なものとなります。

15ページから17ページにかけての項2地域支援事業費の総計は1億3,400万円余で、前年度比で約200万円の減額となっております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第25号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第26号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 議案第26号令和8年度宇城市奨学金特別会計予算について説明します。予算書1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,224万6,000円と定めるものです。

まず、歳入の主なものを説明します。6ページをお願いいたします。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、目1奨学資金貸付収入は、奨学金の返済金として滞納繰越分を含め615万7,000円を見込んでいます。

次に、歳出の主なものを説明いたします。7ページをお願いいたします。

節20貸付金は、令和8年度の奨学貸付金として1,704万円、入学支度貸付金として480万円、合わせて2,184万円を見込んでいます。

なお、令和8年度の奨学貸付金は、令和6年度から令和7年度までの継続者26人と、新規貸付者を15人と見込んでいます。また、入学支度貸付金は、新規貸付者を16人と見込んでいます。

以上で、議案第26号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第26号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第27号及び議案第28号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第27号令和8年度宇城市水道事業会計予算について説明いたします。予算書の1ページをお願いします。

下段の第3条収益的収入及び支出の収入における第1款水道事業収益の予算総額は13億178万4,000円を計上し、前年度比3,800万円余の減額予算としております。主なものは、水道料金、受託工事収益、一般会計からの繰出金、長期前受金戻入となります。

2ページに移ります。支出における第1款水道事業費用の予算総額は13億5,232万6,000円を計上し、前年度比2,000万円余の増額予算としております。主なものは、上天草・宇城水道企業団からの受水費や水道施設の運転管理に要する経費、職員の人件費や減価償却費、企業債の利息などになります。

続いて、第4条の資本的収入及び支出の収入における第1款資本的収入の予算総額は4億7,868万4,000円を計上し、前年度比3億7,000万円余の増額予算としております。主なものは、小川地区配水管布設替工事などに伴う企業債の

借入、一般会計からの出資金となります。

支出における第1款資本的支出の予算総額は7億4,388万9,000円を計上し、前年度比3億7,000万円余の増額予算としております。主なものは、水道施設改良や施設拡張に伴う工事請負費、企業債の元金償還金となります。

3ページに移ります。第5条債務負担行為では、上段の上下水道事業官民連携包括業務委託、これまでウォーターPPPというフレーズで何度か説明してきましたが、本委託で令和9年度から令和18年度にかけての10年間、総額45億9,860万円を設定、ほか1件を紙面のとおり計上しております。

第6条企業債では、建設改良事業として限度額を4億2,840万円としております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号令和8年度宇城市下水道事業会計予算について説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。

下段の第3条収益的収入及び支出の収入における第1款下水道事業収益の予算総額は15億7,615万円を計上し、前年度比1億1,000万円余の増額予算としております。主なものは、下水道使用料や一般会計からの繰出基準内補助金、長期前受金戻入となります。

2ページに移ります。支出における第1款下水道事業費用の予算総額は15億8,191万8,000円を計上し、前年度比8,900万円余の増額予算としております。主なものは、下水道施設の維持管理に要する経費や職員の人件費、減価償却費や企業債の利息などになります。

続いて、第4条資本的収入及び支出の収入における第1款資本的収入の予算総額は3億2,627万2,000円を計上し、前年度比2億500万円余の減額予算としております。主なものは、企業債の借入、一般会計からの出資金です。

支出における第1款資本的支出の予算総額は7億1,351万3,000円を計上し、前年度比1億9,000万円余の減額予算としております。主なものは、下水道施設更新工事などの施設改良費や企業債の元金償還金です。また、大野地区雨水ポンプ場実施設計費用などを計上しております。

3ページに移ります。第5条債務負担行為では、上段、上下水道事業官民連携包括業務委託、水道事業同様、ウォーターPPPに関する本委託で令和9年度から10年間、総額74億8,852万円を設定、ほか3件を紙面のとおり計上しております。

第6条の企業債では、建設改良事業や資本費平準化債（特別措置分）として、限度額合計を1億6,590万円としております。

以上で、議案第 28 号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 27 号及び議案第 28 号の詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第 37 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第 37、休会の件を議題とします。

明日 18 日水曜日から 20 日金曜日まで並びに 24 日火曜日及び 25 日水曜日は、常任委員会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日 18 日水曜日から 20 日金曜日まで並びに 24 日火曜日及び 25 日水曜日は休会することに決定しました。

なお、21 日土曜日から 23 日月曜日までは、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前 11 時 00 分

第 3 号

2月26日 (木)

令和 8 年第 1 回宇城市議会定例会（第 3 号）

令和 8 年 2 月 2 6 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分 開議

1 議事日程

日程第 1	議案第 1 号	令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 2	議案第 2 号	令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 3	議案第 3 号	令和 7 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 4	議案第 4 号	令和 7 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 5	議案第 5 号	令和 7 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 6	議案第 6 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 7	議案第 7 号	宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
日程第 8	議案第 8 号	宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 9	議案第 9 号	宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 0	議案第 1 0 号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 1	議案第 1 1 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 1 2 号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 1 3 号	宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 1 4 号	宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 1 5 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 1 6 号	財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）

- 日程第 17 議案第 17 号 権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）
- 日程第 18 議案第 18 号 権利の放棄について（水道料金の債権）
- 日程第 19 議案第 19 号 市道の路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 20 号 市道の路線の認定について
- 日程第 21 議案第 21 号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
- 日程第 22 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について（月田 修氏）
- 日程第 23 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（遠山 光昭氏）
- 日程第 24 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子氏）
- 日程第 25 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中村 久美子氏）
- 日程第 26 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 敏行氏）
- 日程第 27 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（園田 郁夫氏）
- 日程第 28 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（内田 公彦氏）
- 日程第 29 議案第 22 号 令和 8 年度宇城市一般会計予算
- 日程第 30 議案第 23 号 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 31 議案第 24 号 令和 8 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 32 議案第 25 号 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計予算
- 日程第 33 議案第 26 号 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計予算
- 日程第 34 議案第 27 号 令和 8 年度宇城市水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 28 号 令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算
- 日程第 36 同意第 8 号 教育長の任命について（前川 和宏氏）
- 日程第 37 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 林 田 和 君
3 番 坂 元 大 介 君
5 番 河 野 真 理 君

2 番 津志田 幸 紀 君
4 番 四 海 公 貴 君
6 番 吉 良 邦 夫 君

7 番 田 中 美 君 君
 9 番 原 田 祐 作 君
 11 番 山 森 悦 嗣 君
 13 番 坂 下 勳 君
 15 番 高 橋 佳 大 君
 17 番 河 野 正 明 君
 19 番 中 山 弘 幸 君

8 番 嘉古田 茂 己 君
 10 番 永 木 誠 君
 12 番 三 角 隆 史 君
 14 番 大 村 悟 君
 16 番 園 田 幸 雄 君
 18 番 豊 田 紀代美 君
 20 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総務部次長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土木部次長	嶋 津 吉 禮 君
教育部次長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開会 午前１０時００分

―――○―――

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第３６、同意第８号です。

―――○―――

日程第１	議案第１号	令和７年度宇城市一般会計補正予算（第７号）
日程第２	議案第２号	令和７年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第３	議案第３号	令和７年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第４	議案第４号	令和７年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第２号）
日程第５	議案第５号	令和７年度宇城市水道事業会計補正予算（第４号）
日程第６	議案第６号	令和７年度宇城市下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第７	議案第７号	宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について
日程第８	議案第８号	宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第９	議案第９号	宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１０	議案第１０号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第１１	議案第１１号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１２	議案第１２号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１３	議案第１３号	宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１４	議案第１４号	宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第１５	議案第１５号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 16 議案第 16 号 財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）

日程第 17 議案第 17 号 権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）

日程第 18 議案第 18 号 権利の放棄について（水道料金の債権）

日程第 19 議案第 19 号 市道の路線の廃止について

日程第 20 議案第 20 号 市道の路線の認定について

日程第 21 議案第 21 号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 1 号令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）から、日程第 21、議案第 21 号宇城市過疎地域持続的発展計画策定についてまでを一括議題とします。

去る 2 月 17 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件、条例案件 2 件、その他案件 1 件の合計 5 件であります。委員会を 2 月 18 日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 1 号一般会計補正予算の歳出のうち、総務費の行政区再編推進事業支援金及び行政区統合支援金について、委員から「行政区再編については、進んでいるのか」との質疑に対し、執行部から「令和 7 年度については、小川町において統合の話があるとのことから予算を計上していたが、統合には至っていない。令和 5 年度からこれまで、統合の実績はない」との答弁がありました。これに対し、委員から「消防団の班の合併がされているが、それに合わせていくなら、行政区の統合が進むのではないかと考える」との意見がありました。

次に、参議院議員選挙費の投票立会人報酬について、委員から「期日前投票所の立会人と投票日当日の立会人の報酬について、投票日当日の方が時間が短いにもかかわらず、報酬が多いと聞いたが、いかがか」との質疑に対し、執行部から「報酬については、期日前投票立会人が 1 万 9 0 0 円、当日の立会人が 1 万 2, 4 0 0 円である。これについては、国が示した額を準用している」との答弁がありました。これに対し、委員から「時間が短い方が報酬が高いというのはおかしいと思うのが

当然だと思うので、国や県に対して働き掛けなどし、善処できるよう強くお願いしておく」との意見がありました。

また、企画費のふるさと納税事務一括代行業務委託費について、委員から「予定が8億円に対し、見込みが5億円弱とのことであるが、今後の対策をどう考えているか」との質疑に対し、執行部から「減少の要因は、国の寄附基準の厳格化によるものと考えている。本市は基準を厳守しているので、利用者からすると割高とみられているのではないかと思う。情報量が多いと選ばれやすいと思うので、今後は、検索連動型の広告を重要視したり、ページのつくり込みを充実させたいと思っている」との答弁がありました。

さらに、教育費の日本語指導業務委託料について、委員から「日本語指導が必要な児童生徒は、現在何人いるのか。また、指導者は何人いるのか」との質疑に対し、執行部から「対象者は、現在8人である。指導者はNPO法人から年間計画に基づいて、対象者1人に対して1人の指導者を派遣してもらっている」との答弁がありました。

次に、議案第21号宇城市過疎地域持続的発展計画策定について、委員から「この計画は、できるだけ過疎が進まないように抑えるという計画であるため、市民にこういう計画があると発信することが大事ではないか。総合計画の上位に上げてある重要な計画なので、市全体で過疎問題を検討する会をつくって、いろんな意見を取り入れて、実効性のある計画の管理運営をお願いしたい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件2件、その他案件1件の合計5件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件2件、その他案件5件の合計10件であります。委員会を2月19日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算のうち、大野川リバーサイドロード線跨線橋

新設工事業務委託の債務負担行為について、委員から「大野川リバーサイドロード線の進捗状況は」との質疑に対し、執行部から「今年度当初にＪＲと基本協定を締結し、その後、単年度ごとの詳細の協定を結んでいる。進捗状況は現在設計段階で、工事の発注前の状況である。早ければ年度内、遅ければ年度明けに橋台部分の工事が発注される」との答弁がありました。これに対し、委員から「工事の完了はいつになるのか。また現地を確認したが、進捗が滞っているように見受けられる。その点についての説明は」との質疑に対し、執行部から「ＪＲ関係以外の工事については、橋りょう部前後の地盤改良工事を行っている。目に付きにくい状況ではあるが、計画としては順調に進んでいる。また、この事業の１工区完了の最終年度は令和１３年度と想定している」との答弁がありました。

次に、議案第１６号財産の処分（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）について、委員から「アグリパーク豊野は黒字経営が維持できており、行政が管理する必要性が低くなっているため、株式を売却してより収益性を高めるという考え方は理解できる。しかし、２０株は個人名義での譲渡となっている。個人名義ではなく、一般社団法人を設立してからの譲渡は考えていないのか」との質疑に対し、執行部から「御指摘のとおり、個人への譲渡は対外的にも疑念を抱かせかねないことは承知している。ただ、法人格を持たない任意団体は株式の登記ができない。このことについて出荷協議会も理解されている」との答弁がありました。また、委員から「事情は理解できても、譲渡先が個人名義はいかがなものか。法人化に対しどう考えているのか」との質疑に対し、執行部から「一般社団法人は事業で得た利益を構成員に配当することができない。ただ、法人格の必要性は十分理解しており、現在別の法人格取得に向け検討を始めている。一旦は個人名義になるが、その点は御理解いただきたい」との答弁がありました。

次に、議案第１８号権利の放棄（水道料金の債権）について、委員から「法人が滞納されたときの対策は、何か考えているのか」との質疑に対し、執行部から「法人が滞納したときは、督促及び催告の発送や給水停止を実施している。倒産したときは、債権が消滅するので回収はできない。倒産や破産をする前の段階で債権回収するために訴訟も検討するが、費用対効果を考えた場合、市の負担額が滞納額を上回るなど目的を達成できない場合もあり、実際のところ回収は難しい現状である」との答弁がありました。これに対し、委員から「料金の未納が判明したら、市はどういう対応をしているのか」との質疑に対し、執行部から「未納額がある一定の月数に達したら、給水停止の措置を取っている。払いたくても払えないと相談があった方に対しては、社会福祉協議会に相談に行ってもらい、家計改善支援を受けながら分割額を決めて支払ってもらっている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件、条例案件2件、その他案件5件の合計10件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件5件の合計8件であります。委員会を2月18日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第1号一般会計補正予算（第7号）のうち、生活保護扶助費について、委員から「減額の要因は何か」との質疑に対し、執行部から「これまで有料老人ホーム等に入居している方の保護費は施設所在の自治体が負担していたが、法改正により令和7年4月からは、入居する前に住んでいた自治体が保護費を負担することとなった。本市は有料老人ホーム等が多いことから、本市の負担が減少した」との答弁がありました。

また、浄化槽設置整備事業補助金について、委員から「新設の数が減ったことが減額の要因か」との質疑に対し、執行部から「今年度は、合併浄化槽の新設が31件、単独処理浄化槽からの転換が5件、くみ取りからの転換が15件である。新設について、昨年は33件、一昨年は54件であったため、新設は若干減少している」との答弁がありました。また、委員から「単独処理浄化槽及びくみ取りからの合併浄化槽への転換は地域環境の点からも重要であると思うが、どのような方針か」との質疑に対し、執行部から「転換を推進していく必要があると考えている。しかし、単独処理浄化槽及びくみ取りを利用しているのは高齢者世帯が多いため、補助金を出しても進まないのが現状である」との答弁がありました。

次に、議案第7号宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について、委員から「障がいを持つ方への理解を深めるためには、条例を制定するだけでなく、その後を想定することが必要だと思うが、どのように想定しているのか」との質疑に対し、執行部から「現在、月曜と木曜の午後のみ本庁ロビーに手話通訳者を設置しているが、月曜から金曜の午後に拡大したい。また、簡単な挨拶などの手話の動画を作成し、市ホー

ムページ等で定期的に発信するなど啓発に努めたい。加えて、教育委員会と連携し、学校などでも少しずつ手話に触れる機会をつくれるように働き掛けていきたい」との答弁がありました。また、委員から「この条例の制定が、他の障がいを持つ方への理解を深めていくきっかけにもなってほしい」との意見がありました。

次に、議案第13号宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「財政的負担はどのくらい増えると想定しているか」との質疑に対し、執行部から「令和6年度の実績から試算し、年間5,000万円を見込んでいる」との答弁がありました。

以上が、答弁と質疑の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された、予算案件3件、条例案件5件の合計8件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第7号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第1号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第7号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第1号令和7年度宇城市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第2号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第2号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第2号令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第3号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第3号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第3号令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第4号令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第4号令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第4号令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第5号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第5号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）を採決

します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第5号令和7年度宇城市水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第6号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第6号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第6号令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決しました。

これから、議案第7号宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第7号宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第7号宇城市手話言語の普及及び障がいの特性

に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第 8 号宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 8 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 8 号宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第 9 号宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 9 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第 9 号宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第 10 号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第 10 号は、

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第10号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第11号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第11号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第11号宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第12号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第12号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第１２号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第１３号宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１３号宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第１３号宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第１４号宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１４号宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第１４号宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第１５号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１５号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第１５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第１５号宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第１６号財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１６号財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第１６号財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）は可決しました。

これから、議案第１７号権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１７号権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第１７号権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）は可決しました。

これから、議案第１８号権利の放棄について（水道料金の債権）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１８号権利の放棄について（水道料金の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第１８号権利の放棄について（水道料金の債権）は可決しました。

これから、議案第１９号市道の路線の廃止についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第１９号市道の路線の廃止についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第１９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第１９号市道の路線の廃止については可決しました。

これから、議案第２０号市道の路線の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２０号市道の路線の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第２０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第20号市道の路線の認定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第21号宇城市過疎地域持続的発展計画策定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第21号宇城市過疎地域持続的発展計画策定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第21号宇城市過疎地域持続的発展計画策定については可決しました。

—————○—————

日程第22 同意第1号 教育委員会委員の任命について（月田 修氏）

日程第23 同意第2号 教育委員会委員の任命について（遠山 光昭氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第22、同意第1号教育委員会委員の任命について（月田修氏）及び日程第23、同意第2号教育委員会委員の任命について（遠山光昭氏）を一括議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第1号教育委員会委員の任命について（月田修氏）及び同意第2号教育委員会委員の任命について（遠山光昭氏）を一括して採決します。採決は起立によって行います。同意第1号及び同意第2号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第1号教育委員会委員の任命について（月田修氏）及び同意第2号教育委員会委員の任命について（遠山光昭氏）は、これに同意することに決定しました。

—————○—————

日程第24 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について（中川 玲子

氏)

日程第 25 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(中村 久美子氏)

日程第 26 同意第 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 敏行氏)

日程第 27 同意第 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(園田 郁夫氏)

日程第 28 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について(内田 公彦氏)

○議長(豊田紀代美君) 日程第 24、同意第 3 号固定資産評価審査委員会委員の選任について(中川玲子氏)から、日程第 28、同意第 7 号固定資産評価審査委員会委員の選任について(内田公彦氏)までを一括議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第 3 号固定資産評価審査委員会委員の選任について(中川玲子氏)から、同意第 7 号固定資産評価審査委員会委員の選任について(内田公彦氏)までを一括して採決します。採決は起立によって行います。同意第 3 号から同意第 7 号までは、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(豊田紀代美君) 起立多数です。したがって、同意第 3 号固定資産評価審査委員会委員の選任について(中川玲子氏)から、同意第 7 号固定資産評価審査委員会委員の選任について(内田公彦氏)までは、これに同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 29 議案第 22 号 令和 8 年度宇城市一般会計予算

日程第 30 議案第 23 号 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 31 議案第 24 号 令和 8 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 32 議案第 25 号 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 33 議案第 26 号 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計予算

○議長(豊田紀代美君) 日程第 29、議案第 22 号令和 8 年度宇城市一般会計予算から、日程第 33、議案第 26 号令和 8 年度宇城市奨学金特別会計予算までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第34 議案第27号 令和8年度宇城市水道事業会計予算

○議長（豊田紀代美君） 日程第34、議案第27号令和8年度宇城市水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑に入ります。通告がありますので、発言を許します。

○19番（中山弘幸君） ただいま議題となっております、議案第27号令和8年度宇城市水道事業会計予算の中で、上下水道事業官民連携包括業務委託につきまして4点お尋ねします。

1点目、今回の包括業務委託は、将来的に完全民間委託を見据えた連携ではないか。2点目、市民からサービス低下を心配する声がありますが、デメリットはないか。3点目、サービスの低下がないとすれば、その根拠を示していただきたい。4点目、万が一、重大な問題が発生した場合、どのように対応されるのか。以上4点につきまして、簡潔な答弁を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） それでは、4点についてまとめてお答えいたします。

まず1点目、官民連携包括業務に関する将来的な方針についてですが、上下水道事業は法律上「経営・管理は市町村が行うもの」と規定されておりますので、完全民営化は考えておりません。

上下水道は、市民生活に直結する重要な基盤であり、本市としてもその最終的な責任を担うことが不可欠でありますので、民間活力を活用しつつも、公共性やサービスの安定性を第一に考えた取組を行ってまいります。

次に、2点目のサービス低下に関する懸念ですが、官民連携の主な目的は、民間のノウハウや技術力を活用することで、公共サービスの質を向上させることにあります。

これまでの事例でも、官民連携を通じてサービス水準の向上やコスト削減を実現しており、逆に、より効率的かつ高品質なサービスを市民に提供できる可能性が高まるものと期待しております。

3点目のサービスの低下を招かないための具体的な根拠としましては、国のガイドラインでも示してありますが、契約条件においてサービス内容や水準を明確に定義することで、品質を確保する仕組みが整えられております。

さらに、受託する民間事業者に対しましては、業務の効率化を常に求めるなど、市としても定期的な品質評価や成果の確認を行う体制を整備していきます。

4点目の重大問題への対応についてですが、災害や事故等における適切な役割分担や対応についても事前に契約書で明確化し、万が一の事態にも柔軟に対応できる体制を構築していきます。

最後に、今回の包括業務については、あくまでもこれまで行ってきた施設の維持

管理などに加え、窓口業務や工事なども含めて民間委託業務を拡大するものであり、料金改定などの経営権や運営権は市に残るため、事業運営に伴う最終的な責任は市が担うものであります。

○19番（中山弘幸君） 詳しい答弁をいただき、よく理解できました。去る令和7年度第4回定例会におきまして、同僚議員の一般質問の中で、上下水道事業における官民連携という話が出まして関心を持っておりました。また、市民の方からもサービスの低下を心配する声が寄せられました。私たち議員へは説明がっておりますが、やはりここは議会でしっかり議論をしておくべきと考えた次第であります。それでは確認しますが、これまでよりサービスが向上し、コストも削減できるということでしょうか。

○上下水道局長（福田真治君） 先ほども申しましたが、民間のノウハウや技術力を活用することによって、サービスの質を向上するということを期待しておりますし、コストにつきましては、近年の物価上昇率などを加味すれば、今後も右肩上がりが増加していくことは十分考えられます。ただ、毎年単発で契約するよりも10年という長期契約で執行することで、例えば資材などを複数年分まとめて調達できたり、更新計画とか工事についても複数年分まとめて設計できたりなど、スケールメリットが出て、現状よりもコストの削減効果は必ず出るものと試算しているところです。

○19番（中山弘幸君） 今後もこの事業につきましては、引き続き関心を持っていきたいと考えております。これで質疑を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、議案第27号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第35 議案第28号 令和8年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（豊田紀代美君） 日程第35、議案第28号令和8年度宇城市下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第22号から議案第28号までについては、お手元に配布しております令和8年第1回宇城市議会定例会第2回常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します

-----○-----

日程第36 同意第8号 教育長の任命について（前川 和宏氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第36、同意第8号教育長の任命について（前川和宏氏）を議題とします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 今回提出します追加議案は、同意案件として、教育長の任命について1件をお願いするものでございます。詳細につきましては、総務部長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由説明が終わりました。

これから、同意第8号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 同意第8号教育長の任命について説明いたします。議案集4ページ、説明資料は別紙となります。

本案は、現教育長から、一身上の都合により令和8年3月31日をもって教育長を辞職する旨の申出があったことに伴い、新たな教育長の任命同意をお願いするものです。

前川和宏さんは、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有しており、経験や熱意においても優れた方であり、教育長として申し分ない方と考えております。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございますので、本案を提案するものです。

任期は、令和8年4月1日から現教育長の任期の残任期間である令和9年3月31日までの1年です。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第8号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第37 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第37、休会の件を議題とします。

明日27日金曜日及び来週3月2日月曜日から6日金曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日27日金曜日及び来週3月2日月曜日から6日金曜日までは、休会することに決定しました。

なお、2月28日、3月1日、7日及び8日は、市の休日のため休会です。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時52分

第 4 号

3 月 9 日 (月)

令和8年第1回宇城市議会定例会（第4号）

令和8年3月9日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君
3番 坂 元 大 介 君
5番 河 野 真 理 君
7番 田 中 美 君 君
9番 原 田 祐 作 君
11番 山 森 悦 嗣 君
13番 坂 下 勳 君
15番 高 橋 佳 大 君
18番 豊 田 紀代美 君
20番 石 川 洋 一 君

2番 津志田 幸 紀 君
4番 四 海 公 貴 君
6番 吉 良 邦 夫 君
8番 嘉古田 茂 己 君
10番 永 木 誠 君
12番 三 角 隆 史 君
14番 大 村 悟 君
17番 河 野 正 明 君
19番 中 山 弘 幸 君

4 欠席議員（1人）

16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君

教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、5 番、河野真理君の発言を許します。

○5 番（河野真理君） 皆さん、おはようございます。議席番号 5 番、会派暁の河野真理です。議長のお許しを得ましたので、早速質問に入ります。今回は大きく 3 点、給食費無償化について、リバーサイドロードについて、学童保育についてです。

まず、1 番の給食費無償化についてです。（1）番、市としての政策目的についてです。国は物価高騰による子育て世帯の負担増を受け、自民、公明、日本維新の会の 3 党が昨年 12 月に合意し制度設計が進められ、本年 4 月から全国の公立小学校を対象に、一人当たり月額 5,200 円を上限に、保護者の所得制限を設けずに支援することとなりました。本市では国に先駆けて実施しております給食費無料化事業と、来年度から実施される国による学校給食費の抜本的な負担軽減との政策の目的の違いを伺います。

○教育部長（舩井貴男君） 国による学校給食費の考え方は、抜本的な負担軽減であります。

現行法において保護者負担が生じている食材費部分を軽減対象とし、令和 8 年度から実施される予定です。

その目的は、子育て支援の拡充をはじめ、自治体支援の拡充や栄養水準の確保、地産地消など給食の質の向上を推進するなど、全国的な子育て支援の負担軽減に対する取組となります。

対しまして、本市の小中学校の給食費無料化事業につきましては、令和 5 年 8 月 30 日から市の独自施策として開始し、その目的は、子どもたちの食環境の充実をはじめ、子育て支援の拡充や移住・定住の促進など、子育て支援と地域の成長戦略に対する取組となっています。

このことから、国の政策は全国的に保護者負担を減らしつつ、給食の質を維持するため完全無償化ではなく、基準額支援とする制度に対し、本市は子育て世代の負担軽減に加え地域で子どもを支えとともに、移住・定住促進につなげるといった地域戦略を含む事業となっております。

○5 番（河野真理君） 国の政策目的は、子育て支援の拡充、自治体支援の拡充や栄養水準の確保、地産地消など給食の質の向上を推進し、子育て支援の負担軽減に対す

る取組であるということ、本市の目的は、子どもたちの食環境の充実、子育て支援の拡充や移住・定住の促進、子育て支援と地域の戦略に対する取組となっていることを理解しました。全国の公立の小学校での給食費無料化となりますと、本市の目的の1つであった移住・定住には魅力が減ってしまいそうです。本市の目的の子どもたちの食環境の充実、子育て支援の拡充、移住・定住の促進、子育て支援と地域の戦略の取組、プラス国の政策目的の子育て支援の拡充、自治体支援の拡充や栄養水準の確保、地産地消など、給食の質の向上を推進し子育て支援の負担軽減となると、本市の給食への取組は最強になるのではないかと考えます。

次の質問に移ります。（２）代替施策との比較についてです。本市は国に先駆けて市の一般財源を充当して給食費無料化を実施しているところではありますが、次年度より新たに国からの財政支援が開始される中で、本市の財政事情にも有利な状況が生まれると考えられます。代替的な施策について何かお考えなのか、このまま給食費として使われるのかを伺います。

○教育部長（舛井貴男君） 本市では、子育て世帯の負担軽減と教育環境の充実を目的として、学校給食の共同調理場方式への一本化や公立保育園の民営化など、様々な行財政改革を自主的に進め、捻出した自主財源を基に国に先駆け、学校給食費の無料化を実施してまいりました。

来年度から国による実施が予定されている学校給食費の抜本的な負担軽減につきましては、公立小学校を対象とした制度であると承知しております。

一方で、本市の給食費無料化事業は、宇城市内に住所を有する保護者を対象に、国公立・私立のほか、小中学生問わずに実施しているところであります。

このため、国の財政支援が開始された場合におきましても、私立小学校や中学校の児童生徒に係る給食費については、引き続き本市の負担が必要となり、事業予算の全てが措置されるものではございません。

また、教育部におきましては、豊福小学校建替事業をはじめ、小中学校屋内運動場への空調整備、ＩＣＴ環境の充実など、教育費予算として大規模な投資を並行して進めております。

加えて、令和７年８月の豪雨災害に伴う復旧・復興事業費の増加もあり、本市の財政運営は依然として厳しい状況にあります。

令和８年度から始まる国の支援によって、学校給食における財政運営は改善される見込みですが、これまで捻出していた一般財源を活用した新たな事業や代替的施策については、事業の選択と集中、特に歳出面でのスクラップ・アンド・ビルドの意識を徹底し、市民が真に必要な教育施策となるよう、国や県、他市の動向も注視しながら引き続き調査研究してまいります。

○5番（河野真理君） 先日、給食についてのアンケート結果を見せてもらいましたが、生徒たちは、給食の内容、量ともに満足しているとの結果で大変安心しました。安心しましたが、今まで以上の食事内容、質の良さも追求していてもらいたいものです。豪雨災害の復旧も大規模な工事になります。事業の選択と集中、歳出面でのスクラップ・アンド・ビルドの意識は大事です。今の答弁では、浮いた財政分の代替的施策はこれといってまだ決まってないようですので、市民が真に必要とする教育施策となるよう、しっかりとお考えいただきたいと思います。

それでは、次の質問の（3）今後の財政負担と持続可能性についてを質問します。国による支援により、本市はどの程度の財政負担が削減されるのか、また、この支援は恒久的に実施される施策となっているのか伺います。

○教育部長（舛井貴男君） 学校給食費の抜本的な負担軽減については、国が給食費負担軽減交付金を創設し、都道府県を通じて市町村の給食費負担軽減を支援し、その負担割合は、国と都道府県でそれぞれ2分の1を負担する仕組みとなっております。

また、本市における財政負担の軽減額としては、児童生徒分のみを例年ベースで算定した場合、約2億7,000万円の事業費予算が必要となることに対し、公立小学校の児童分となる約1億6,000万円が財政運営の改善につながると見込まれるものです。

次に、この支援策が恒久的に実施される事業であるかの判断につきましては、国は単年度限りではなく、恒久財源として税制対応等で制度化を図りつつ継続する方向性は示されているものの、令和8年度は地方財政措置で対応されており、制度設計そのものが確定されるものとはなっていません。

なお、今回の取組自体は学校給食法を改正せず、自治体向けの予算補助として実施されることから、法律に基づく恒久的な権利給付制度ではなく、今後の制度設計や財源確保の状況を踏まえ、支援水準が調整される可能性は否定できないと認識しております。

このことから、今後も引き続き全国市長会などを通じて、国及び県に対して必要予算の継続的な支援要請と支援対象者の拡充など、学校給食費の無償化に対する財政支援を要望してまいります。

○5番（河野真理君） 国の支援策が恒久財源として税制対応等で制度化を図っているものの、令和8年度は地方財政措置で対応されていることを理解しました。学校給食法を改正せず、自治体向けの予算補助として実施されていることで、支援水準が調整される可能性は確かに否定できません。しかし、これは世界情勢や国内情勢に左右されるのは仕方のないことかもしれません。本市は、国が始める前から無料化を全国的にも先駆けて実施してきました。2億7,000万円の事業予算のうち、

1億6,000万円が財政運営の改善につながる見込みとのこと。この1億6,000万円をしっかりと市民の皆様が納得する使い方をお願い申し上げます。国からの支援なしで今まで頑張ってきた成果をこれからもいかしていただき、私ども議員も今後も県・国に要望していきます。

それでは、次の大きな2番、リバーサイドロードについてです。（1）本事業の目的についてです。リバーサイドロードの工事が着工されておりますが、なかなか進捗していないように見受けられます。当初の目的は何だったのか、忘れ去られているような印象です。改めて本事業の目的について伺います。

○土木部長（平木恵一君） 大野川リバーサイドロード線は、起点を松橋町豊崎地内の県道14号八代鏡宇土線南消防署交差点付近とし、終点を松橋町久具地内の県道181号松橋停車場線道の駅うき交差点付近とし、平成30年に市道認定されました延長約3キロメートルの道路になります。

熊本県が、3大都市圏を除く全国の政令指定都市で最も慢性的な渋滞問題を抱えていることは、特に熊本市中心部を筆頭に全国へ知られているところでございます。また、本市の松橋町の市街地において、朝夕の慢性的な渋滞が顕著であり、市民生活に大きな影響を与えているところです。

渋滞による影響は、時間的・経済的損失にとどまらず、健康・精神への影響、環境・生活環境への影響、日常生活へのストレスなどの悪影響を及ぼすことが知られております。

本道路を整備することで、先に述べました悪影響を緩和することもそうですが、市街中心地の慢性的な渋滞を緩和させ道路の利便性向上に資するとともに、緊急輸送路の確保や高台の道路部分については、高潮災害等の浸水被害からの緊急避難所を目的とした防災性の向上、そして沿線地域経済の活性化を目的としているところです。

○5番（河野真理君） 確かに、時間帯によってはかなり渋滞しているのを実感します。この道路を整備することで、慢性的な渋滞の緩和、緊急輸送路の確保等の防災の役割も持つこと、地域経済の活性化が目的ということを理解しました。しかし、時間がかかりすぎており、地域から本当にこの道路を莫大な事業費をかけて造る必要があるのかとの声も聞きます。

次の（2）本市の財政負担についてを伺います。

○土木部長（平木恵一君） 本道路改良事業の実施に当たりましては、国の交付金事業であります社会資本整備総合交付金を積極的に活用して、財政負担軽減に努めているところです。また、その他特定財源として地方債の公共事業等債を活用し、一般財源の支出を極力抑える措置を取っております。

社会資本総合整備総合交付金は、国の財政状況等により申請額の全てが交付されることは限定的でありますので、その財源確保は事業進捗を図る上で、本市としても大きな課題と捉えております。

一方で、今年度からは路線の一部区間でありますＪＲ踏切高架橋部分の施工について、国の補助金の交付が受けられる踏切道改良計画個別補助事業として採択されました。

社会資本整備総合交付金の交付率は事業費の５２％となりますが、踏切道改良計画個別補助事業であれば補助率が５７．２％と有利であります。また、重点事業として位置付けられているため、安定的な財源の確保が見込まれ、事業推進に資するものと考えております。

○５番（河野真理君） 国からの交付金を待ち、一般財源の支出を抑える措置は致し方ないと考えますが、なかなか進捗していかないのも事実で、これはもう仕方ないかと諦めるしかないのでしょうか。今年度より、予算の一部区間のＪＲ踏切高架橋部分の施工が採択されましたが、ここで次の質問です。（３）安全の確保についてです。この高架橋、道路整備を行う１工区に当たる豊崎エリアは、区画整備された農地と住家が混在するエリアです。今後、この道路や高架橋ができることにより地形や環境が変わり、工事途中や工事後に水路や道路の分断が生じたり、災害の発生リスクにならないか懸念しております。その点を伺います。

○土木部長（平木恵一君） 一般的に市で道路計画を行う際には、既存の道路や水路の機能を損なわないことを最優先とし、十分配慮して道路計画を進めております。

１工区の豊崎エリアについても、既存施設の水路や道路、農地・住家への影響を最優先に配慮した設計となっております。

今後、施工段階におきましても現地の状況を確認しながら、既存施設や周辺環境に悪影響が出ないよう慎重に対応してまいります。

また、１工区につきましては、国営緊急農地再編整備事業の整備区域に決定されております。今後、農地の区画再編等の面整備が実施される予定ですが、その整備の最終形を想定した計画にマッチする道路計画となるよう九州農政局と協議を行いながら道路計画を実施します。

また、工事施工中も現地を確認し、必要に応じて設計変更や追加措置を行い、影響を最小限に抑える監理体制を取っております。

○５番（河野真理君） 既存の道路や水路の機能を損なわないことを最優先で進めているとのことで、少し安心しました。この地区は、満潮時に大雨が重なると浸水する地域でもあります。道路整備しながら、そちらの対策もどうにかならないものかと考えてしまいます。九州農政局と協議を行いながら、影響を最小限ではなく、影響

がないように整備を整えていってもらいたいと思います。

次の質問にいきます。（４）の今後の維持管理費についてです。ＪＲ踏切高架橋ができ、このリバーサイドロードが完成すると、また道路の維持管理費が膨大に掛かるのではないかと素人考えで心配します。宇城市のインフラは相当の数がありますが、今後の維持管理費について伺います。

○土木部長（平木恵一君） 本市では、市道を認定し管理している路線が１，９９９本、延長は約１，０００キロメートルとあります。かなりの事務量となっていますが、真に必要性が高い道路等の公共施設等までもが安心して安全な状態で保持できなくなるおそれから、残すべき施設を選択し、老朽化により安全性が損なわれた施設の廃止や統合等を進める必要があり、インフラの長寿命化計画を策定し、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、宇城市公共施設等総合管理計画を平成３０年６月に策定しております。

計画には道路だけでなく、様々な用途の公共施設を細分化し、個別の施設計画を策定した上で管理することとしております。

議員お尋ねの道路に関する維持管理については、宇城市舗装個別施設計画、宇城市橋梁長寿命化修繕計画、宇城市道路防災施設個別施設計画などがあります。大野川リバーサイドロード線などの新たに整備された道路施設は、整備後、施設の種類ごとに個別施設計画に追加し、総合的に管理していくこととなります。

中でも、宇城市橋梁長寿命化修繕計画は、平成２４年の笹子トンネル天井板崩落事故以後の平成２６年に法制化され、市内全ての市道の橋りょうについて５年に一度の近接目視による法定点検を実施する計画となっております。

供用後間もない道路、施設はもとより、長きにわたり供用されている多くの道路インフラについても、今後も適正かつ経済的な維持管理に努めてまいります。

○５番（河野真理君） 宇城市公共施設等総合管理計画を見ますと、道路の部分だけでも全ての道路を現状維持のまま更新を行った場合、今後４０年で５９８億円、年平均１５億円掛かるとあります。橋りょうも同じく現状維持のまま更新した場合、今後４０年で１３５億円、年平均で３．４億円掛かるとありました。一人当たりの１年間の更新費用が５万人から１０万人の自治体平均でみると、道路が１．２５倍、橋りょうが１．８９倍とありました。この数字も平成の時代に作成されたもので、現在は物価も高騰し、この金額では済まないと考えられます。将来を考えると不安になるような数字ですが、維持管理をしっかりとしていかないと、また危険が伴いますので、安心・安全に適正かつ経済的な維持管理をよろしくお願いいたします。

次の質問の（５）今後の予定についてです。今でもなかなか進まない印象のリバーサイドロードで、完成まであと何十年かかるかとも言われている路線ですが、今

後の進捗予定について伺います。

○**土木部長（平木恵一君）** 大野川リバーサイドロード線の今後の予定としましては、道の駅うき付近までの残事業の計画延長が約3キロメートルと規模が大きいこともあり、3つに工区分けして計画を進めているところです。

まずは、宇城消防南署前交差点から宝ヶ島橋までを1工区とし、この990メートル区間の工事完了を1つの区切りとして事業を進めてまいります。

今年度は、1工区の要衝として捉えておりました九州旅客鉄道株式会社とのJR跨線橋新設工事に係る基本協定を締結しましたので、JRをまたぐ橋りょう工事も近く着手されることになります。

また、この1工区の事業完了は令和13年度を想定しており、現在その目標に向け鋭意努力しているところです。

今後は、1工区の工事を進める傍らで、継続的な事業推進を図るために2工区の1,090メートル区間の用地取得や沿線に関連する橋りょうの詳細設計を実施する必要があります。2工区は、2級河川大野川河川敷に隣接する道路であります。既存の道路を拡幅改良しながら整備を進める計画です。

地域住民が活用している既存道路を時には通行止めにしたリ、う回を求めたり、地域の協力や理解を得ながら進める事業となることが想定されます。丁寧な説明に努めながら事業推進に努めてまいります。

また、3工区900メートル区間においても、2工区までと同様に地域に理解・協力を求めながら詳細設計に努めてまいります。

今後は、JRをまたぐ高架橋の整備はもとより、前後の道路改良工事を計画的に進めるために多額の事業費を要することから、本市の財政負担を軽減させるために交付金や補助金の財源確保が必要となりますが、これまでどおり、本市の財政負担が最小限となりますよう、各種補助金等を活用し事業推進に努めてまいりたいと思います。

○**5番（河野真理君）** 1工区の事業完了が令和13年度を想定しているとのこと、この1工区で、あと6年後、そこから2工区、3工区と、かなり時間はかかりそうです。いずれにせよ、地域住民の声を聞きながら、災害リスクにならないよう工事を進めていってほしいと思います。それと、この道路が完成することによって、渋滞や緊急輸送路の確保や高潮災害の緊急避難場所等の利用はもちろんのこと、道路ありきの施策ではなく、本市の活性化にもつながるような目的のある道路設備を進めてほしいです。道路の部分と市の活性化では部署が違うとか言わず、一体となって進めていただきたいと切に願ひまして、次の質問に移ります。

それでは、3番の質問、学童保育について伺ひます。（1）と（2）は同時に伺

います。学童保育事業委託の経緯と今後の運営体制についてです。保護者も正規雇用でばりばりと働き、おじいちゃん、おばあちゃんも働いている御家庭が多いこの御時世。放課後の学童保育はなくてはならない存在として、保護者も大変お世話になっております。これまで主に社会福祉法人等や保護者運営で担ってきた学童保育に、今回新たに民間企業が参入するに至った理由及び選定の妥当性と、令和8年度からの学童保育の運営体制について、運営主体ごとの施設数を含め具体的な内容を伺います。

○福祉部長（岩井 智君） まず、民間事業者も受託候補者に含めた経緯についてお答えします。

これまで本市では、保護者会や保育施設を運営する社会福祉法人に対し、学童保育の運営業務を委託してまいりました。

しかしながら、特に保護者会への委託について、保護者が就労と両立しながらクラブ運営を担うことは大きな負担となっており、以前から保護者会運営の解消や、より安定した運営体制を求める声が寄せられていたところです。

このことから、令和6年度に市内社会福祉法人を対象として、8つの保護者会運営のクラブについて公募型プロポーザルを実施しましたが、応募は1か所の学童クラブのみと限定的な結果となりました。このため、令和7年度に参加条件を見直し、社会福祉法人に加え、専門的ノウハウを有する民間事業者も対象として再度公募型プロポーザルを実施しました。

その結果、運営の実績、職員体制、安全管理体制、障がい児の受入体制等を総合的に評価し、評価委員会において高評価となった全国規模の株式会社を選定したところです。

同会社は、全国各地で放課後児童クラブを含む公共施設2,800施設の運営実績を有しており、安定的かつ専門的な運営が期待できる事業者であると判断しているところです。

次に、令和8年度からの運営体制についてですが、令和8年度からの運営体制は、これまでと同様に保育施設を営む社会福祉法人が運営する施設が7施設、保護者会による運営が1施設、新たに民間事業者が運営する施設が8施設となります。

民間事業者が運営するクラブは、松橋地区の松橋第1・第2、豊福第1・第2、豊川、当尾、小川地区の小川小学校、河江学童保育所の8クラブであり、既に委託契約を締結して、令和8年度当初からの運営に向けて引継ぎ等の準備を現在行っているところです。

○5番（河野真理君） 民間事業者の運営が、松橋第1・第2、豊福第1・第2、豊川、当尾、小川小学校、河江学童クラブの8クラブ、社会福祉法人が7施設、保護者運

営が1施設とのこと。保護者で運営することは本当に大変で、役員になった人の苦労はいかばかりであったろうと、今まで経験された方に敬意を表します。時代とともに任せられるものは任せていった方がうまくいくだろうと保護者も十分理解しております。本市だけで探そうと思うと、それぞれの社会福祉法人も手いっぱいであることも理解できます。民間事業者が今からの主流になってくるのだらうとも考えます。

ここで再質問ですが、もう令和8年度、来月から民間企業による運営が始まり、説明もされてきたことと思いますが、やはり不安に感じている保護者もいらっしやいます。そのように不安を抱いている保護者への対応について伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 運営主体が民間事業者が変わることで、利用保護者の皆様が不安を抱かれることは十分認識をいたしております。そのため、受託事業者が実施した保護者への説明会にも市職員も同席をしました。その際、説明内容の確認や質疑応答の整理を行うとともに、引継ぎについては合同での実施に加え、必要に応じ個別対応を行うよう事業者へ指示をしております。

また、今後も引き続き、不安を抱かれる保護者の相談については、事業主体である市が責任を持って対応してまいります。

○5番（河野真理君） 私も児童館が廃止になり、民間保育園への移行が1年後という時期を経験しましたので、保育園と小学校でちょっと感じは違いますが、この切り替わりのときの保護者が一番大変で、不安になるのを目の当たりにしました。切り変わってしまっただけで月日が流れれば、不安だった日々も育児に一生懸命だったんだなと思い出に変わるとは思いますが、今、育児真っただ中の保護者はまだまだ思い出にはできませんので、そのときの不安に寄り添った説明をよろしくお願いいたします。

次の質問の（3）保育格差の問題についてです。本市内において、社会福祉法人運営、保護者による運営、新たに民間企業の運営と運営主体が異なることによって、支援内容や保育内容に差が生じるのではないかと意見もありました。この点について伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 学童保育は、放課後児童健全育成事業として国の基準に基づき実施するものであり、運営主体が異なっても、事業の目的や基本的な支援内容は変わるものではないとさせていただきます。

これまで各クラブで行われてきた宿題等の見守り支援や生活支援、特色ある取組についても、基本的には継続して行うこととしています。

また、支援員についても、現在雇用されている職員の方の意向を尊重した上で、多くの支援員の方が引き続き勤務できる体制となっており、これまで築いてきた子

どもたちとの関係性が維持できるよう配慮しております。

市としましては、委託契約内容や業務委託の仕様書に基づき、全てのクラブにおいて一定水準以上の支援が提供されるよう、継続的に確認と指導を行ってまいります。

○5番（河野真理君）　今までも学童の先生や地域の特色で、様々な支援内容があったかと思います。現在雇用されている職員の方の意向を尊重し、多くの方がそのまま引き続き勤務できる体制となっているのなら、今までどおりのアットホームな雰囲気学童クラブが運営されていくのなら、保護者も安心されることでしょう。

次の（４）の今後の課題について伺います。民間事業者の運営が始まり、今後課題が生じた場合、市の関与の在り方及び対応方針について伺います。

○福祉部長（岩井　智君）　今後、運営を進める中で様々な課題が生じた場合、委託したからといって市が関与をしないなど、いわゆる丸投げをする考えはございません。

市は事業の実施主体として責任を有しており、受託事業者との定期的な協議、保護者からの意見聴取等を通して、適切な運営が行われているかを継続的に把握してまいります。

多様な課題が生じた場合には、利用している保護者、市、受託事業者の３者が連携し、丁寧な協議を行いながら解決に向けて努めていく考えでございます。

今後も、宇城市の将来を担う子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保し、保護者の就労と子育ての両立を支える学童保育の充実に努めてまいります。

○5番（河野真理君）　市がしっかりと責任を持って対処されるとのことで安心しました。ここも保護者の皆様の安心につながります。シダックスさんが放課後児童クラブを運営していることを知らない人も多く、これも保護者には不安の種です。地元で認知され、密着するまで多少時間がかかるかもしれませんが、とにかく子どもたちが安心して楽しく過ごせる施設、保護者が安心して預けて働けるより良い学童保育が運営されますよう、今後もよろしくお願いいたします。

執行部の丁寧な御回答ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わりますが、最後に今年度をもって退職されます職員の皆様、大変お疲れ様でございました。長い間、宇城市の発展に御尽力いただき、誠にありがとうございます。これからも宇城市の発展のために、御指導をよろしくお願いいたします。平岡教育長におかれましては、９年間、宇城市教育長、大変お疲れ様でございました。副市長は２年間大変お疲れ様でございました。平岡教育長がおられるから、私は教育委員を引き受けました。特にサッカー部の生徒、保護者のリスペクトは絶大でした。教育長と一緒に教育に関われた７年間は私の宝物です。副市長とも監査委員研修等で大変お世話になりました。もっと宇城市の教育について議論したかったのですが、教育

長と副市長の次のステージも大事です。これからも宇城市のことを見守り、アドバイスいただきますようお願いいたします。退職される職員の皆様の次のステージが素敵なものとなりますよう祈念いたします。ありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、河野真理君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、永木誠君の発言を許します。

○10番（永木 誠君） 皆さんこんにちは。10番、会派暁の永木誠でございます。

早速ではございますが、議長のお許しをいただきましたので質問いたします。よろしく申し上げます。今回は、大きく5点について質問させていただきます。

まず、大きな1番の農業振興について質問いたします。（1）サンマルクとの協定について。昨年9月にサンマルクホールディングスとの農業参入に関する協定に至った経緯についてお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 初めに、国営事業では、農地の集積・集約で経営規模を拡大する担い手の収益改善支援のため、導入作物の選定、土地利用計画、労働力確保の3つの課題に取り組んでいます。

まず導入作物につきましては、高単価が期待できるものとしてブロッコリーなどの露地野菜を、集荷量に左右されるカントリーエレベーターの利用料金を低減するものとして小麦をそれぞれ選定しております。

次に土地利用計画では、表作だけの農地利用率98%から、露地野菜や小麦などの裏作を導入することにより、150%以上への向上を目指しております。

また労働力確保につきましては、既存の担い手に加え、機械利用組合を母体とした複数の集落営農組織の設立や大規模農家の法人化を進め、離農者が農業復帰できる受け皿づくりを検討しているところであります。

そのような中、大手外食チェーンであるサンマルクホールディングスから自社生産を基本とした原材料の安定調達に協力してほしい旨の御相談がありました。

御承知のとおり、国営事業は500億円規模の巨大投資プロジェクトでありますので、農地利用率の向上はどうしても結果を出さなければならない懸念事項でございます。小麦の生産が進むことで、大幅な土地利用率の向上が期待され、さらには新たな担い手としての地元雇用の創出、農作業の受委託、企業のノウハウをいかし

た地域農産物のブランド化など、地域農業者の所得向上につながるものではないかというのが、協定に至った経緯でございます。

既に、区域内に子会社を設立され、パン用小麦などのサプライチェーンの構築のため、小麦ほか水稻・大豆の生産にも意欲を持たれております。将来的には200ヘクタールまで規模を拡大されるようです。

今後も当該法人へは、農地のあっせん、地元関係者との調整など、小麦産地の形成に向けできる限りの支援を行ってまいります。

○10番（永木 誠君） 再質問になりますが、農地利用率を150%にするには、営農の効率化を行う必要があり、スマート農業が必要だと思うが、その支援についてお尋ねします。また、農地利用率を向上させるための集落営農や裏作への取組状況も併せてお伺いします。

○経済部長（浦田敬介君） 農地利用率の向上は、担い手の減少が進む中において、限られた人員で広大な農地を管理できる体制づくりが必要となります。

そのためには、農地の集約による作業の効率化、裏作物の選定、そしてスマート農業への移行など、地域を上げて議論しなければならない大きな課題であると認識しております。

特にスマート農業への移行は、高額な導入コストと定期的なメンテナンス費用が掛かるため、誰もがためらうことは容易に想像できるものでありますが、国の補助金活用と機械の共同利用、いわゆるシェアリングを呼び掛けることで、早期に実現させたいと考えております。

現在、機械導入支援で、補助率50%、上限5,000万円の事業がございますが、今後はさらにスマート農業に手厚く支援されていくのではと推測しております。

市独自の支援としては、共同で機械を導入する場合、補助率30%以内、上限100万円の助成を行う事業がございます。これまで、ドローン等の導入実績もあります。

また、集落営農は、機械共同利用、作業受委託及び農地の集約などを集落単位で組織化することありますが、長い間、各々の考え方で農業に真摯に取り組んでこられた方々を1つにまとめるには、相当な労力を要すると考えております。ただ、遅れば遅れるほどスマート農業への移行にも大きく関与してきますので、農業者間で互いに言いづらいことを代弁する、過剰投資を回避するための集落面積相応の機械の台数分析、土壌の質が異なる場合の集約の方法など、合意形成に至るまでのあらゆる支援は、市職員が積極的に介入していく予定としております。

裏作につきましては、先ほど申し上げましたとおりですが、現在県が小麦、ブロッコリー、スイートコーン、タマネギの栽培実証を実施しております。今後、その

結果を参考に現地検討会やパンフレットにより周知を行い、普及拡大を図ってまいります。

○10番（永木 誠君） 農地利用率150%を目指すには、それぞれの課題はありますが、農業者でお互いに情報交換しながら所得向上につなげられるよう、市としてもしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。また、資材高騰も今、世界情勢の中でいろいろと上がってきておりますので、その辺も含めてよろしくお願い申し上げます。

（2）の農業用水確保について質問いたします。昨年8月豪雨後においても農業用水は不足しており、慢性的な水不足に対しどのような対策を行っているのかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 特に干拓地の農業用水の現状につきましては、県や市が管理する中小河川、土地改良区や地区が管理するため池、さらには個人や水利組合が管理する地下水が供給源ではありますが、いずれも慢性的な用水不足の不安を払拭できない状況にあります。

その中で、国営事業での農業用水の確保策については、既存水源を有効活用することを基本として取り組んでおります。

水稻栽培においては、従来の用排兼用の土水路から、貯留機能を持つコンクリート製水路へ改修するとともに、共同揚水ポンプ場からパイプラインによりほ場へ配水する反復利用を導入し、水をより効率的に使用する取組を進めております。

また、トマト等の施設園芸につきましては、現在、国県とともに組織する情報連絡会議において用水確保対策の検討を行っております。具体的には、砂川の伏流水の活用、地下水の塩水化が生じていない地点でのボーリングによる取水、雨水貯留施設の設置、さらには整備後の反復利用水の活用などについて、それぞれの事業費や受益者負担も含め試算を行い、次年度取りまとめる予定としております。

なお、用水整備を含む土地改良事業は受益者の申請による事業でありますので、工事に係る受益者負担はもとより、以後の維持管理にも相応の費用が掛かります。費用対効果を示した上で、施設園芸農業者の皆様の御理解があつてこそ成し得るものと考えております。

いずれにいたしましても、主要水源に乏しい本市においては、どの対策にも限りがございます。用水不足への対応策を継続するとともに、畑作物の導入など水使用量の少ない営農体系への転換も視野に入れながら、持続可能な農業の確立に努めてまいります。

○10番（永木 誠君） 用水確保対策には受益者負担、また維持管理費用も掛かるため、高い壁問題だと思いますが、農業用水不足の対策を国県と連携し、用水確保に

努めていただければと思います。

再質問になりますが、砂川河川の住吉堰は、水不足の干拓地域において重要な水源であります。また、上住吉地区においては用水路に水がない状態です。この用水路は水道だけでなく、防火用水としての機能も兼ねております。8月豪雨により、被災した住吉堰の復旧状況についてお尋ねします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 住吉堰は砂川に設置され、右岸の松橋町砂川地区及び左岸の小川町住吉地区の水田へ用水を供給する、地域にとって非常に重要な用水施設であります。

ただ、現在は、御指摘のとおり用水の供給ができない状況となっております。

復旧への進捗ですが、既に国の災害査定は終わりましたので、6月までには工事を発注できるよう、現在、詳細設計を進めているところであります。

なお、工事完了までは用水の供給ができないため、兩岸に仮設ポンプを設置し、用水を確保する予定です。

○**10番（永木 誠君）** 工事完了までは仮設のポンプを設置するということですが、上住吉の方では防火用水としての機能もありますので、早急に用水確保をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。大きな2番、地域の防犯対策について質問いたします。本市における犯罪の発生状況について。本市における犯罪の発生件数が増加傾向であると思いますが、県内の犯罪情勢と市内の犯罪率の現状及び近年の推移状況をお尋ねします。

○**市民部長（岩竹泰治君）** 本市における犯罪の発生状況につきましてお答えいたします。

熊本県警察ホームページによりますと、刑法で定められている殺人、窃盗、詐欺等の犯罪につきまして、警察が被害届等により犯罪として認知した刑法犯認知件数は、熊本県内におきましては、過去5年間を隔年ごとに見てみますと、令和3年が5,187件、令和5年が6,174件、令和7年が7,529件と、増加傾向で推移しております。

本市における刑法犯認知件数は、令和3年が154件、令和5年が146件、令和7年が175件となっており、令和5年には一時減少しているものの、令和3年と令和7年を比較すると21件、県内と同様に増加しております。

令和7年における本市の刑法犯認知件数175件の主な内訳につきまして申し上げますと、空き巣が7件、自動車盗が1件、自転車盗が34件、車上ねらいが9件、万引きが28件、公然わいせつが1件、器物損壊が7件、電話でお金詐欺が6件、SNS型投資・ロマンス詐欺が1件などとなっております。

なお、県内におきましては、電話でお金詐欺が令和6年は113件、令和7年は219件と増加率が顕著でありまして、本市におきましても令和6年の3件から令和7年は6件と3件増加しております。

○10番（永木 誠君） ただいまの説明だと増加傾向だと分かりました。

（2）の駅や公署を含む公共施設のほか、学校施設の防犯カメラの設置状況をお尋ねします。また、商店街や通学路などの官民連携可能なカメラの設置状況も分かれば一緒をお願いいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市における防犯カメラの設置状況につきまして申し上げます。

本市では、市役所本庁舎をはじめとする市の施設26か所に、合計114基の防犯カメラを設置しており、そのうち学校施設は3校に9基設置しております。

防犯カメラの設置により、犯罪抑止効果が期待されるとともに、万が一犯罪が発生した際には、警察からの要請に基づき、防犯カメラの映像を警察に提供し、捜査に協力しております。

なお、商店街等のカメラの設置状況ですけれども、そちらに関してはうちの方では把握いたしておりません。

○10番（永木 誠君） 今の話の中で、台数が少ないというふうに理解いたしました。

（3）地域防犯対策の強化について質問いたします。他自治体では防犯カメラの整備強化を図り、地域の犯罪件数を大幅に減少させる事例もあります。本市においても、公署などへ局所的な整備だけでなく、官民連携した広域的な防犯カメラの整備を加速させる必要を感じますが、その計画をお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、宇城市生活安全条例を制定し、地域における犯罪及び事故等を未然に防止し、市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指しております。その推進体制として、市、警察、教育関係機関及び各種団体が構成する生活安全推進協議会を設置し、生活安全に関する施策について協議を行っているところです。

地域防犯対策としましては、児童生徒の安全・安心な登下校の支援として、こども見守りボランティアによる見守り活動、こどもかけこみ110番フラッグの設置、青少年教育担当指導員による防犯パトロール等を実施しておりまして、犯罪抑止に取り組んでおります。

また、相談体制としましては、宇城市消費生活センターを設置し、消費者トラブルに関する相談を受け付けております。さらに、警察と連携して、防犯情報等について市民への情報発信を行っております。

このほか、地域の安心・安全なまちづくりの支援策として、行政区へ対し防犯灯

の設置補助金を交付しており、また、新たな事業としまして、令和８年度予算に防犯カメラの設置補助金を計上いたしております。

なお、先ほど申し上げました宇城市の令和７年刑法犯認知件数では、自転車盗・車上ねらいは合わせて４３件発生しております。このうち、３８件は施錠がしてありませんでした。このことから、確実な施錠を行うことが個人でもできる最も効果的な防犯対策でもありと考えております。

今後も警察やその他の関係機関・団体と連携を図り、防犯対策の強化に努めてまいります。

○１０番（永木 誠君） 再質問になりますが、学校における防犯カメラの整備水準は市内でばらつきが見られますが、その存在は、子どもたちの安心・安全にとどまらず、地域社会全体へ寄与し、大きく意義のあるものと考えますが、今後の学校施設への整備計画をお尋ねします。

○教育部長（舩井貴男君） 学校施設への防犯カメラの整備については、不審者の侵入や盗難などの事件のほか、いじめやトラブルなどの防止及び抑制の一助となることから、安全確保と児童生徒たちの安心感を醸成するとともに、事件や事故などが発生した際には、状況把握や証拠確認に寄与するなど危機管理の強化につながるものであります。

なお、カメラの設置場所や位置によっては公道や近隣住宅が含まれる場合があり、映像の内容によっては個人情報保護法に規定する個人情報に該当する可能性があることから、同法に基づく適正な管理が必要と認識しております。

また、全国の公立学校での整備率は、平成２５年調査の３６．７％から令和５年調査においては６１．９％と右肩上がりに上昇しております。

対しまして、本市の整備状況は、先ほど市民部長が答弁しましたとおり、市内１７校のうち３校で、整備率としましてわずか１８％にとどまるとともに、今後の具体的な整備計画は進んでおりません。

現状におきましては、市内小中学校での整備状況と今後の一律した整備水準を検討するほか、活用できる特定財源の調査を進めているところです。

議員御指摘のとおり、防犯カメラの存在は地域社会における犯罪抑止策の１つとなるだけでなく、地域の防犯意識の向上にもつながるものであると考えますが、学校施設における今後の整備計画につきましては、学校現場や周辺住民の意向をはじめ、プライバシーや心理的安全性など、環境への配慮を含めた運用ルール明確化など課題整理を進めるとともに、市全体の財政状況を総合的に判断しながら調査研究してまいります。

○１０番（永木 誠君） 確かにプライバシーや環境への配慮を含めた運用ルールの明

確化など課題はありますが、犯罪抑止策の1つでもありますので、慎重に検討され、設置する方向で取り組んでいただければと思います。よろしくお願いします。

大きな3番、小川駅周辺開発について質問いたします。（1）小川駅東側周辺開発の経緯と概要についてお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 市では、最重要課題の1つである人口減少対策として、生活利便性が高い地域での宅地開発、住宅建設を促すことで定住人口の確保を目指しております。

本年度、複数の住宅メーカーや不動産事業者等にヒアリングを行ったところ、ほとんどの事業者が、鹿児島本線沿線の小学校近くのエリアに関心を示し、一定の可能性を見いだしたところです。

そこで、鹿児島本線沿線で小学校に近いという条件を踏まえて検討した結果、小川駅からイオンモールにかけてのエリアを有望とみなし、民間開発による宅地の供給とエリアの魅力向上による需要喚起を図ります。

具体的には、開発が可能となるよう都市計画法等の土地利用規制を変更し、地権者の了解を得た土地を住宅メーカー等に情報提供することで、民間事業者による宅地開発を促します。

加えて、イオンモール内にデジタルスキルの習得、雇用につなげるキャリアアップ支援施設を整備するなど、末松市政が重視する社会増とともに所得向上をも実現するエリアとして、「働く」と「住む」を両輪とした職住近接の魅力的なまちづくりを進めます。

○土木部長（平木恵一君） 小川町エリアでの土木部のこれまでの取組と、その中で小川駅東側の今後のまちづくり構想を説明いたします。

まず、小川駅周辺は都市計画法に基づく宇城市都市計画マスタープランにおいて、地域拠点と位置付けられております。同プランでは、都市機能の維持・充実に図り、用途地域による適正な土地利用を誘導し、地域住民の生活利便に努めるとの方針を示しております。

この方針の実現に向けまして、市では現在、小川駅周辺エリアにおける土地利用の用途地域指定に取り組んでいるところです。用途地域の指定は、建築物の用途を適切に誘導するだけでなく、市街地として整備を進める区域であることを明確に示す役割を担い、市のまちづくりの方向性を市場や民間事業者に示す効果も期待しております。

さらに、用途地域が指定された区域では、農地転用の円滑化が図られ、市街化の促進が可能となります。これは、小川エリアの拠点性を高める上で重要な取組であり、地域拠点としての機能を将来にわたり維持・発展させていくためにも不可欠で

あると考えております。

また、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画により、行政・住民・民間事業者が連携したコンパクトなまちづくりを推進し、持続可能な都市構造の構築を目指しております。

本市では、令和5年度に同計画を策定いたしましたが、その中で定めることとされている都市機能誘導区域及び居住誘導区域については、現在のところ小川エリアでは指定されておられません。今後は、用途地域の指定に加え、これらの誘導区域の設定についても検討を進めることで、拠点性を高めるための整備事業や関連交付金の活用が可能となる環境を整えてまいりたいと考えております。

今後、立地適正化計画の見直しを適宜行いながら、本エリアへの都市機能の誘導を図りまして、駅周辺施設等の拠点整備を進めることで、地域住民の生活利便性の向上を図り、更なるまちづくりを推進してまいります。

○10番（永木 誠君） 再質問になりますが、小川駅周辺を選んだ理由と、このエリアの魅力をお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 小川町は鉄道駅、国道、高速インターチェンジが近接する交通の要衝であり、八代市、県南方面への行き来がしやすい地域です。

加えて、小川駅から熊本駅まで24分で移動できるため、駅周辺は通勤、通学の利便性が高いエリアと言えます。

また、小川駅近隣にあるイオンモール宇城の周辺には、商業施設や病院、保育施設、行政施設などの生活利便施設がコンパクトにまとまっています。

さらに、八代市に県の工業団地が整備され、企業が進出した折には、市の南側エリアはそこで働く方々の居住地として有望な地域になり得ます。

こうした住みやすく、通いやすい地域であること、用途地域指定や立地適正化計画の見直しにより宅地の供給が可能であることが小川駅周辺の魅力であり、市が開発を進める理由です。

先ほど土木部長から、このエリアでの都市機能等の誘導、駅施設等の拠点整備について答弁がありましたが、キャリアアップ支援施設の開所等、ハード、ソフトの双方の取組により今まで以上に魅力を高めていきます。

この取組は相応の時間を要するため、目に見えた成果が表れるのは早くても数年先となりますが、最重要課題の1つである人口減少への対策として、鋭意取り組んでまいります。

○10番（永木 誠君） 再々質問になりますが、市長の施政方針に「本市の持続的な発展を考えた際、若い世代が定住し、安心して子育てができる環境を整備することは不可欠であります。そのために、まずはJ R小川駅の周辺開発構想に着手いたし

ました」とありました。「これは単なる駅周辺の開発にとどまらず、交通の利便性、商業施設、生活環境など都市機能が整っているエリアをさらに魅力的な居住環境の創出を目指す」とありました。目指すのであれば、小川町商店街の歩行者道路整備や学校施設への防犯カメラの設置など、横断的に開発するのも移住・定住につながるものと思います。また、小川駅西側も開発が必要だと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 先ほど各部長から答弁申し上げましたとおり、宇城市の中でも、小川駅周辺はまだまだ開発の余地があると私は思っております。

今でも交通の利便性が良く、商業施設や生活環境などの都市機能が整っているエリアではありますが、更なる魅力的な居住環境の創出を目指し、もともとこのエリアが持つポテンシャルを市でさらに高めることで、本市への新たな人の流れを生み出し、地域経済の活性化、人口減少に歯止めをかける起爆剤となるものと期待しております。

先ほど議員から質問がありましたように、小川町商店街の歩道につきましても、現在、あそこは小川・嘉島線は県道でありますので、県と協議をしながらしっかり前に進めてまいりたいと思っております。

次に、学校施設の防犯カメラについてですが、このことも県警と協議をしながら、どこに付けたら一番いい効果が出る可能性があるのかを県警と連携をしながら、しっかり前に進めていきたいと思っております。

○10番（永木 誠君） 市長ありがとうございます。是非しっかりと進めていただければと思います。中長期的な開発になると思いますが、現在の魅力だけでは足りないところもあると思いますので、更なる魅力的な発展になりますようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。大きな4番、下水道事業について。下水道事業の経営状況と対策について質問いたします。下水道事業は、毎年赤字予算、赤字決算続きであります。公共下水道、流域下水道、農業集落排水と各々の赤字状況についてお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） 本市の下水道事業は、議員御指摘のとおり、赤字決算が続いている状況であります。

令和6年度の決算で申しますと、まず公共下水道事業としまして、松橋町及び不知火町における都市計画区域内の松橋不知火公共下水道が約2,200万円の赤字、都市計画区域外の特定環境保全公共下水道で約220万円の赤字、小川町の八代北部流域関連公共下水道で約4,350万円の赤字となっております。農業集落排水については、約450万円の赤字となっており、各整備区域全てで経営が厳しい状

況となっています。

そのため、令和7年5月請求分から、使用料を一律20%値上げしていることから、今年度はこの赤字幅は縮小するものと考えております。

なお、管渠につきましては、法定耐用年数である50年を超えている管はありませんが、将来の更新時期にはさらに費用がかさみ、赤字が増大する可能性もございます。

○10番（永木 誠君） 再質問になりますが、小川町の下水道の赤字が大きいですが、主にどのような要因が考えられるのかお尋ねします

○上下水道局長（福田真治君） 小川町の八代北部流域下水道につきましては、県が管理しております八代市鏡町にある処理場で処理しております。この処理水量が県への負担金に直結していることから、費用負担に大きく影響している状況です。

要因としましては、下水道使用料の徴収対象となります有収水量、いわゆる家庭から流出する汚水の量に対しまして、処理場で処理する汚水総量が大きくかい離していることから、不明水の侵入が関係しているものと考えております。

この不明水とは、汚水、いわゆる生活排水だけを処理するはずの下水道管に、雨水や地下水などが意図せず流入してしまう水のことで、これは下水道管のひび割れや隙間、マンホール蓋の破損、また家庭からの雨水管の誤った接続などが原因で発生し、処理施設的能力を超えて負担を増やし、大雨時にマンホールから汚水があふれ宅内への逆流を引き起こすなど、様々な問題を引き起こします。

参考までに、小川町の不明水のみで年間約20万トン、負担金に換算しますと約3,000万円発生している状況です。

○10番（永木 誠君） 小川町の不明水が年間20万トンと負担金に換算して約3,000万円発生しているという状況でございます。

再々質問になりますが、不明水の侵入まで含めて県への負担金に影響するのであれば、この不明水を極力減らすことが喫緊の課題だと考えます。また、不明水が多いということは管路の劣化により、昨年、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故なども懸念されますので、その点も踏まえて、今後、市としてどのような対策を考えているのかお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） この不明水の対策としまして、昨年度に約30年経過して経年劣化しているマンホール蓋の更新を25か所実施していますとともに、腐食のおそれの大きい管路については、5年に1回以上の頻度で管内にカメラを入れて点検を行っております。さらに今後、比較的管径の大きい管路については、カメラ及び流量計などを用いた点検調査を実施していく予定です。

また、議員御指摘の昨年八潮市で発生しました道路陥没事故を受け、県から調査

要請がありましたので、国道及び県道敷の重要路線にあるマンホールについて、内部の劣化状況や流入の不具合等がないか調査を行ったところです。

なお、本市においては、八潮市のように直径約5メートルもある大口径の管路はございません。最小で15センチメートル、最大で1メートルですので、下水道管が要因による大規模な道路災害までは想定しておりませんが、今後も引き続き管路内調査により、早期発見・修繕に取り組みながら、不明水解消対策に鋭意努めていきたいと考えております。

○10番（永木 誠君） 大規模な道路災害までは想定しないということで、少し安心しました。下水道事業に関しましてはハードルが高い課題がありますが、今後も予防、安全の観点から計画的な管路管理を進めていただくようお願い申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。大きな5番、スポーツ振興について質問します。観音山グラウンドの復旧計画について。昨年の8月豪雨により観音山グラウンドも被害を受けました。当時の被害状況と今後の使用時期についてお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 土木部所管の災害復旧についてお答えいたします。

令和7年8月豪雨により、グラウンドを含みます観音山総合公園において大規模な法面崩壊が発生し、公園施設及び公園へ通じる市道に被害が生じております。

公園内の被害は、主に3か所ございます。

1か所目は、グラウンド北側の自然公園エリアで法面が崩壊し、土砂がグラウンドへ流入するとともに、転落防止柵も被災しております。

2か所目は、観音山総合公園と小川中学校を結ぶ遊歩道において同じく法面崩壊が発生し、土砂により通行が閉塞するとともに、一部路面にも被害が生じております。

3か所目は、公園南西部の広場東側斜面における法面崩壊であり、下部の墓地へ土砂が流入する被害が発生しております。

また、メインの公園アクセス道路となっております市道運動公園線におきましても、法面の崩落や路肩の損壊が発生しております。

公園施設の災害復旧工事につきましては、3か所とも本年3月中の契約を予定しており、最長で本年10月中旬の完成を見込んでおります。

しかしながら、グラウンドへのアクセス道路の災害復旧工事につきましては、災害査定が12月に実施されましたことから、現在詳細設計を進めております。令和8年度早期の発注を予定しており、令和8年度内の復旧を見込んでいるところでございます。

○10番（永木 誠君） 令和8年度内での復旧を見込んでいますということで理解しましたが、再質問になります。観音山グラウンドを使用できない期間において、こ

れまで使用していた団体の代替地をどのように考えているのかお尋ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 観音山グラウンドの芝生コートは、県内でも数少ない天然芝コートとして知られており、これまで、ジュニアから大人までのサッカー大会の会場として利用されてきております。

令和7年8月豪雨により、芝生コートの約20%が流入した土砂に覆われている状況であることから、現在、コートの使用を中止し、災害復旧事業に取り組んでいるところです。

災害復旧工事が完了するまでの代替地につきましては、まず、本市においては、サッカーの試合ができる天然芝コートはほかにありませんので、県営八代運動公園等の他市の施設を利用いただくしかございません。

次に、人工芝コートでございますが、ふれあいスポーツセンターがあり、ジュニアであれば複数コートを設置することも可能であります。駐車場や観覧席もあることから、一定規模の大会開催も可能でございます。

次に、クレーコートは、稲川グラウンドや豊川グラウンド、豊野グラウンド等とともに、小中学校グラウンドなど多数ございます。

大きな大会を開催するとなると、駐車場の問題もありますので会場を分散して開催するなどの工夫も必要となります。

いずれにしましても、長年にわたって定期的に観音山グラウンドを利用いただいていた皆様には、災害復旧工事が完了するまで非常に御迷惑をおかけしますが、ほかの施設を御利用いただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

○**10番（永木 誠君）** 再々質問になりますが、ふれあいスポーツセンターの使用料が高いことから、観音山グラウンドの代替地として使用する場合、減免などの措置を行う考えがないかお尋ねします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 観音山グラウンドの芝生コートの使用料は、市内料金が1時間1,000円、市外料金が2,000円であり、ふれあいスポーツセンターの人工芝コートの使用料は、市内料金が2,000円、市外料金が3,000円となっており、ふれあいスポーツセンターの使用料の方が高い状況です。

議員御指摘の災害に係る代替地利用としての減免措置につきましては、いつも利用されている観音山グラウンドが利用できないという事情は理解いたしますが、公共施設使用に当たっての公平な使用料徴収という観点から、慎重な対応が必要だと考えております。

○**10番（永木 誠君）** 確かに公共施設の使用料について、公平な徴収の観点から慎重な対応が必要であるということは分かりました。しかし、今回のケースは通常の施設利用とは異なり、災害時の代替利用という特別な事情もありますので、利用者

の負担軽減に向けた柔軟な対応についても、是非検討していただきますようよろしくをお願いします。

最後になりますが、今月末で退職されます天川副市長、2年間にわたり宇城市発展の内外の課題に御尽力いただき、ありがとうございました。また、辞められた後は家庭菜園をされるということで、何か分からないことがありましたら、私にお尋ねしていただければと思います。そして、平岡教育長におかれましても、9年間大変お疲れ様でした。特にスポーツ講演を通して、たくさん子どもたちに夢を与えてくれました。心から感謝申し上げます。また、役職定年ということで執行部の4人の方におかれましては、長きにわたり宇城市の発展に御尽力いただきありがとうございました。また、これからもよろしくお願い申し上げます。今後ますますの御健勝を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、永木誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番、林田和君の発言を許します。

○1番（林田 和君） 皆さんこんにちは。議席番号1番、会派新志会、林田和です。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。本日は、大きく6つの質問を予定しております。質問に移らせていただきます。

これまでの一般質問において、学校給食の分野について取り上げ、給食を通じた取組や現状についての質問を実施しました。学校給食は、児童生徒の健全な成長を支えるとともに、食育の推進や望ましい食習慣の形成に寄与する重要な事業であり、改めてその役割の大きさを確認したところです。学校給食は、年間を通じて計画的かつ継続的に実施されており、日々多くの食材が安定的に使用されています。そのため、食材の調達や管理の在り方については、現状を整理し、把握しておくことが重要であると考えます。本市の学校給食においては、給食センター等を中心に、献立作成から食材発注、調理、提供に至るまで一連の業務が行われており、その過程において米や野菜、肉類などの主要な食材が日常的に使用されています。これらの食材については、児童生徒数や献立内容、季節ごとの食材の特性などを踏まえながら必要量が算出され、調達されているものと認識しております。こうした状況を踏まえ、学校給食における主要食材の使用量について、改めて確認したいと考えてお

ります。本市の学校給食における主要食材の使用量についてお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の学校給食において、宇城市で生産された主要食材の使用量について、令和6年度の取引金額ベースの年間総量にてお答えいたします。

1位が白米で約58トン、2位はキュウリで約6.1トン、3位がポンカンで約1.2トンとなっております。

なお、本市では、市内全ての小中学校の学校給食を1つの共同調理場より提供しており、1日当たり約5,200食を調理し、年間の提供回数を約195回前後として実施しております。

また、学校給食で使用する食材は、国内産や地場産物の使用に努めるとともに、米飯回数を週に4回実施していることから、主食となる白米の使用量が圧倒的に多く、1回当たり約400キログラムを使用しております。

○1番（林田 和君） 本日、議長の許しをいただきまして資料をお配りさせていただいております。資料1にありますように、ノウフク交流会が首相官邸で執り行われました。熊本県農福連携協議会の奥野代表も木原官房長官と対面されております。農業分野と福祉分野が連携する農福連携の取組は、障がいのある方の就労機会の確保や工賃の向上につながる取組として重要であると考えます。本市においても、地域の実情に応じた農福連携の取組が進められているものと認識しております。また、障害者優先調達推進法に基づき、国や地方公共団体においては、障害福祉サービス事業等からの物品や役務の調達が推進されています。こうした中で、学校給食は年間を通じて一定量の主要食材が使用される分野であり、農福連携の内容によっては、障害者優先調達推進法の考え方をいかす余地があるのではないかと考えます。農福連携の取組を通じて、障害者優先調達推進法が学校給食の主要食材の調達にいかされるのではないかと、本市のお考えをお伺いします。

○教育部長（舛井貴男君） 平成25年4月から施行されている障害者優先調達推進法については、障がい者が就労により経済基盤を確立できるよう、国や自治体などに障害者就労施設などからの物品や役務の調達を推進する努力義務を定めたものであると認識しております。

なお、議員御指摘の農福連携により生産された食材を障害者優先調達推進法に則して給食食材として調達する仕組みづくりは、学校給食が持つ継続的で安定的な購買需要だけでなく、地産地消や食育、SDGsなどの各政策との親和性も非常に高いものであります。

一方で、納品におきましては精米や泥落としなど、必要に応じた状態での納品を求めるほか、学校給食法や食品衛生法への適合や異物混入などのリスク管理、決まった日に決まった量を必ず納品する供給体制を整えるなど、関係法令の厳格な管理

の下、生産から保管、受注、納品までの調整主体が必要となります。

また、本市の食材調達には公契約であるため、地方自治法上において競争性や透明性が原則化されており、価格や契約方法などの課題が整理できれば十分納入は可能であると考えます。

○1番（林田 和君） 続きまして、小さな（3）に移らせていただきます。農福連携は、農業分野における人手不足への対応と、福祉分野における就労機会の確保を図る取組として重要であると考えます。本市においては、農業分野を中心に取組が進められてきた一方で、福祉分野においては体制整備や調整の面で、なお課題が残っている状況もあると認識しております。農福連携を持続的に進めていくためには、農業側と福祉側の双方が無理なく関与できる仕組みづくりが重要であり、とりわけ福祉サイドにおける今後の関わり方や支援の方向性について整理をしていく必要があると思います。福祉サイドから見た本市における農福連携の現状について、どのような形で御認識をされているのか。併せて、今後福祉分野としてどのような取組を進めていく考えがあるのか、本市の御見解をお伺いさせていただきます。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉サイドの現状と今後の方向性についてお答えいたします。

農福連携の取組については、障がい者等の社会参加の促進はもとより、就労の機会の創出や賃金・工賃の向上など、様々なメリットがあることを認識しております。

一方で、令和6年度に市内のトマト農家において試験的な取組を行いました。その結果、施設の外での就労におけるスタッフの確保、また障がい者各々の特性に合わせた作業内容の切り出しなど、多くの課題が確認をされたところです。

福祉の担当部署としましては、就労継続支援A型及びB型の利用者等が農業分野をはじめ、多様な職種や仕事内容から自身に適した仕事を選択できることは、障がいのある方などの社会参加機会の創出や経済的自立につながるものであると考えております。

今後も、市内の就労支援事業所を中心に、農福連携に関する好事例の情報提供や、農業担当部署をはじめとする関係機関と連携をした啓発・周知を行ってまいりたいと考えております。

○1番（林田 和君） それでは、（4）に移らせていただきます。障害者優先調達推進法を実効的に活用していくためには、障害福祉サービス事業所等との継続的な連携体制を構築することが重要であり、そのための手法として協定の締結が有効であると考えます。また、福祉で農福連携を継続的に進めていくためには、農業分野と福祉分野の双方が関係しやすい枠組みを整えることが必要であるとも考えられます。農福連携の更なる推進と障害者優先調達推進法の活用を図るため、関係者との協定

の締結をする考えはないのか、本市の御見解を伺います。

○**教育部長（舛井貴男君）** 本市におきましては、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達拡大に努めているところ です。

議員御提案の連携協定につきましては、安定供給や責任分担の明確化など一定の効果が期待されるものと認識しております。

しかしながら、障害者優先調達推進法においては、調達方針の策定と実績の公表が法的義務となっており、協定の締結を必ずしも必要とするものではなく、調達自体は個別契約により実施することが可能です。

なお、学校給食は、安全性の確保、安定供給、価格の適正性を最優先とする必要があることから、農福連携による提供可能な食材品目や供給体制が確立されていない現段階におきましては、個別契約や試行的導入により実績を積み重ねることが現実的であると考えています。

今後、安定的な供給体制や品質管理体制が確立された段階で、包括的な協定の必要性については改めて検討してまいります。

○**1 番（林田 和君）** 是非よろしく願いいたします。次に、大きな2番目、農業用水について質問させていただきます。農業用水は、農業生産を支える基盤であり、安定した農業経営を行う上で欠かすことのできない重要な資源であります。本市においても、水田や畑をはじめとする農地において農業用水が利用されており、その確保と適切な管理は、地域農業の持続性に直結する重要な課題であると認識しております。一方で、農業用水については、作物の生育に必要な時期に十分な水量を確保できない場合がある一方、雨量が多い時期には、ため池や用水路が満水となりオーバーフローするなど、水量の偏りが生じているとの声も聞かれます。こうした状況は、農業生産だけでなく、施設の管理や周辺環境にも影響を及ぼす可能性があるものと考えます。このような実態を踏まえ、農業用水の供給と管理の現状について整理しておくことが重要であり、本市における農業用水について、必要な時期における水量確保の状況や雨量が多い時期の対応を含め、取水施設、用水路、ため池等の整備状況及び管理体制についての御認識をお伺いさせていただきます。

○**経済部長（浦田敬介君）** 本市の農地、特に干拓地を中心とした平地部では大きな河川に乏しく、慢性的な水不足が生じやすい地域特性がございます。

このため、古くからため池や堰などの用水施設が数多く整備されてきました。

これらの取水施設や用水路、ため池の日常的な管理及び配水調整は、主に、地元水利組合により適切に行われていると認識しております。

一方で、低平地であるため、豪雨時には周囲から水が集中しやすく、一度浸水す

ると排水が極めて困難であることは、顕在化した課題でございます。

このため、日頃より地元水利組合等に対し、降雨時の堰の転倒操作やため池の低水位管理、また農業用排水機場の操作など、事前の対応を徹底するよう指導しております。

○1番（林田 和君） 続いて、（２）に移らせていただきます。近年、気候変動の影響等により、渇水と集中豪雨が繰り返される状況が見られ、干拓地域の農業用水をはじめとする水資源の安定確保が重要な課題となっています。こうした中、これまでの一般質問に関連して、土地改良区と海水を淡水化する技術センターを視察し、水資源の確保に関する取組や技術について確認してまいりました。資料２の方で、宇城市土地改良区の坂本副理事長と海水淡水化センター（まみずピア）を視察してまいりました。海水淡水化技術については、渇水対策などの観点から一定の可能性がある一方で、施設設備や運転管理に多額の費用を要するなど、コスト面での課題が大きい技術であることも指摘されています。そのため、導入に当たっては、費用対効果や運用面を含め、慎重な検討が必要であると考えます。こうした点を踏まえ、本市において海水淡水化技術の活用について、現時点での検討状況や今後の予定、また費用面の課題を含め、農業用水等への活用の可能性について御見解をお伺いします。

○経済部長（浦田敬介君） 本市の干拓地域は、県内有数の穀倉地帯であり、そのほとんどで水稻栽培が行われています。

先ほど申し上げましたとおり、農業用水は、中小河川しかないため、雨水を貯留するため池に依存せざるを得ない現状にあります。

議員が御紹介された海水淡水化技術につきましては、天候に左右されない安定的な水源となり得る魅力的な技術であることは承知しておりますが、施設整備費が非常に高額であることに加え、多量の電力を必要とし、維持管理費も極めて高い側面も併せ持っております。

特に大量の水を必要とする農業用水は、河川水を利用する一般の上水道浄化施設に比べ、約３倍のランニングコストが掛かると聞いております。

御承知のとおり、水稻栽培には膨大な農業用水を必要としますので、受益者負担の面からも、現時点では海水淡水化技術の活用は考えてはおりません。

まずは既存水源の有効活用を基本とし、用排水施設の適切な維持管理、農業用水の反復利用など、実現性と効果の高い対策を優先して取り組んでまいります。

○1番（林田 和君） 海水淡水化については、水資源確保の１つの手法として一定の可能性がある一方で、設備や運転管理に非常に高い費用を要するなど、コスト面で課題が大きい技術であることは認識しております。こうした点を踏まえると、より

現実的な水源確保の手法として、地下水の活用、いわゆるボーリングによる水源確保について検討する必要があるのではないかと考えます。例えば、鐙ヶ鼻ため池周辺において水質調査を行い、地下水の状況を把握した上で、渇水する時期に地下水を補完的な水源として活用できる可能性を検討することも1つの考え方ではないかと考えます。本市において、新たな水源確保の手法として、地下水を活用したボーリング計画について、鐙ヶ鼻ため池周辺などを例に水質調査や地下水源の賦存状況を把握するための調査検討を行う考えや、水源確保と合わせた地域活性化の可能性について御見解を伺います。

○経済部長（浦田敬介君） 鐙ヶ鼻ため池に限らず、地下水を活用したボーリング、いわゆるさく井による水源確保は、渇水対策として有効な手段の1つであるということとは認識しております。

ただ、農業用水施設は、従来より水利組合を主体とした維持管理を基本としておりますので、新たな水源確保についても、まずは地域の合意形成及び水利組合からの要望に基づき検討されるべきものと考えております。

その上で、国の補助事業を活用して、地下水の賦存状況の把握や水質調査などを進めていきますが、これらの補助事業には相応の受益者負担が伴うことも御理解いただいてのことになります。

現在において、市が主体的にボーリング事業を実施する考えはございませんが、地域において事業化の意向が示され、有効な補助制度の活用が可能となる場合には、円滑な事業実施に向け、関係機関との調整や手続補助など、必要な支援を行ってまいります。

○1番（林田 和君） 過去には鐙ヶ鼻ため池周辺において温泉脈が存在したのではないかという話も聞いており、地下水資源の賦存状況について一定の可能性のある地域ではないかとも考えられます。仮に、温泉資源の存在が確認されるような場合は、水源確保に加え、豊野地域の活性化や地域振興につながる可能性も考えられると一個人考察いたします。

次に、大きな3番目に移ります。再生可能エネルギーは地球温暖化対策や脱炭素社会の実現に向けて重要な役割を担うとともに、地域資源をいかしたエネルギーの地産地消や災害時のエネルギー確保といった観点からも、その重要性が高まっていると考えます。国においては、再生可能エネルギーの導入拡大が進められており、地方自治体においても地域の特性を踏まえた取組が求められています。本市においても、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用や省エネルギーに関する取組が進められているものと認識しております。一方で、再生可能エネルギーの導入に当たっては、発電量の安定性、設置場所の確保、景観や環境への配慮、維持

管理の在り方など様々な課題もあることから、現状を整備した上で今後の方向性を確認していくことが重要であると考えます。本市における再生可能エネルギーの取組についてお伺いいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市におきましては、国や県の環境基本計画や宇城市環境基本条例に基づき、宇城市環境基本計画を策定しており、環境施策の体系に基づき、基本目標を掲げております。

その基本目標の1つに、「未来を思いやる地球に貢献するまち」としまして地球環境の環境目標があります。そこでは、公共施設の太陽光発電などの導入における自然エネルギーの活用や、地球温暖化対策実行計画の策定に伴う様々な取組の1つとして、省エネ、蓄エネ、再エネの推進などが掲げられております。

また、「資源を循環利用する環境にやさしいまち」としまして、循環型社会の環境目標があり、電力自由化に伴う一般競争入札を実施する場合は、宇城市電力の調達に係る環境配慮実施要項に基づき、小売電気事業者の環境配慮の状況を評価項目として入札参加資格を判定しているところです。

このような中、公共施設における再生可能エネルギーへの取組状況につきまして、太陽光発電の導入として7施設に設備を設置しております。

このうち、発電した電力を一旦、大型蓄電池にためて、余剰電力を自家消費している施設が、市役所本庁、三角支所、豊野支所の3施設となり、また、小型の蓄電池を有する施設として小川総合文化センターがございます。

そのほかの施設については、発電した電力を直接消費する方式で、海東小学校、小野部田小学校、学校給食センターとなります。

大型蓄電池を備える3施設の太陽光発電設備の導入については、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進するため、環境省が設置した再生可能エネルギー等導入推進基金、いわゆるグリーンニューディール基金を財源とした補助事業で整備しており、そのほかの施設については、建設諸条件といたしまして、環境面に配慮したもののや、民間事業者からの提案による第三者所有P P A方式などでの導入も行っております。

○1番（林田 和君） 再生可能エネルギーへの活用においては、発電した電力を売電するだけでなく、公共施設や地域内で自家消費することにより、エネルギーの地産地消を進め、電力コストの抑制や災害時の非常用電源としての活用につなげることが重要であると考えています。特に公共施設や農業関連施設などにおいては、平常時の電力使用と再生可能エネルギーの発電を組み合わせることで、効率的な自家消費の取組が可能となる場合もあると考えます。こうした観点から、本市において再生可能エネルギーの活用に当たり、発電した電力を自家消費するための今後の計画

や取組は行われないのか。また、公共施設における自家消費の考え方や取組について御見解をお伺いします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市におきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、市の事務事業に関し、省エネルギー化、省資源化、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に宇城市地球温暖化対策実行計画を策定しております。

この実行計画におきましては、行政事務や給食調理等で使用する電気やガス、公用車や温水プール等で使用する燃料や水の節減、また、コピー用紙等の消耗品やごみの減量化などの脱炭素化に向けた様々な取組を掲げております。

このような中、本庁舎におきましては、令和４年度に大規模改修工事を終え、空調機器や照明器具の省エネ化などにも対応してきたところでございますが、太陽光発電設備につきましては改修内容や方法が複雑で、また事業規模が大きかったこともあり、増設していない状況でございます。

また、電力調達方法につきましては、平成２９年度から環境に配慮した電力を調達する競争入札制度を導入し、電気料金が安価で、環境への負荷の低減に資するエネルギー等の利用促進に努めてきたところでございますが、令和４年１０月からは、入札不調により、従来の電気事業者からの供給になっているところでございます。

再生可能エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消の推進や電力コストの抑制、災害時の電源活用など多くのメリットが考えられますので、効率的かつ効果的な省エネ、蓄エネ、再エネの推進に向けて、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○１番（林田 和君） 本日は、本庁周辺にカーポート方式ですが、太陽光パネルを設置した場合の自家消費の図を資料としてお持ちしております。資料３を御覧ください。今までよりも大きい規模での自家消費施設となります。下の方にちょっと細かく書いてありますが、これ推定計算でやっております。１区画当たり、小さな枠組みのところのパネルを見ていただきますと、約２６．２５平米ありまして、６００ワットパネルが１枚当たり約２平米あり、このスペースに約１３枚設置可能となります。この施設が４５区画あり、そこに１３枚設置することにより５８５枚設置することの６００ワットで、推定で３５１キロワットの発電量を賄うことができる形になります。この数字は本庁の電力を相当賄う部分になり、年間の発電量でいきますと４４万７，６００キロワットと、大体今電力会社から１キロ当たり２０円で購入が平均でございますので、それですと年間当たり８９５万円の効果があるものと推定されます。ただ、土日でも発電しているという現状がありますので、そこはちょっと件数を入れなきゃいけないかなというところなんです。導入費用はどうなるかと

いうと、これは資源エネルギー庁の２０２３年度のデータですが、あくまでも平均ですけれども、今、産業用のパネルの平均設置費用が１キロ当たり約２５万円となっております。予測導入費用としては約８，７７５万円程度、これはあくまでも推定ですけれども、このぐらいになるのではなかろうかというものでございます。こちらの方の図の資料を基に、御見解をお聞かせ願えればと思います。

○総務部長（木見田洋一君） 先ほどの御質問の際にもお答えしましたが、本庁舎におきましては、大規模改修工事の際、空調機器の高効率化や照明器具のＬＥＤ化など、省エネ対策を図ってまいったところでございますが、太陽光発電設備については、改修内容や方法が複雑で、また事業規模が大きかったこともあり増設していない状況というところになります。

議員御提案の再生可能エネルギー活用事業につきましては、様々なコスト削減対策をはじめ、電力の安定供給を前提といたしました費用対効果の検証等を視野に入れながら、省エネ、蓄エネ、再エネの推進に向けた取組手法の１つといたしまして、今後、調査研究してまいりたいと思います。

○１番（林田 和君） 現在の本庁の電気料金が、年間約２，０００万円程度とお伺いしております。そのうちの半分近くを自家消費で賄うことができる可能性がある１つの推定での計算でございますので、是非、御検討いただければというところでございます。

次に、大きな４番目に移らせていただきます。近年、災害時における避難所の生活環境については、床の冷えや硬さ、長時間の避難生活による身体の負担などが課題と指摘されています。特に高齢者や子どもにとっては、避難所の床環境が健康や安全に与える影響は大きいものと考えます。柔道畳は本来、転倒や受け身の際の衝撃を吸収する構造を持つとともに、一定の断熱性も備えており、床からの冷えを軽減する効果が期待できるものと認識しております。このような特性は、避難所における床環境の改善に活用できる可能性があるのではないかと考えます。そこで、柔道畳の持つ衝撃吸収性や断熱性の効果についてお伺いさせていただきます。加えて、本市や八代市の事例についても含めてお伺いします。

○市民部長（岩竹泰治君） 初めに、柔道畳の効果につきましてお答えいたします。

まず、柔道畳は普通の畳と比較しても、衝撃を吸収する性質が高く、万が一転倒した場合でも、身体的なダメージを軽減させる役目を備えていると伺っております。

次に、断熱性についてですが、避難所におきましては、床からの冷えが避難者に影響を与えることが考えられますが、柔道畳は優れた断熱効果を持ち、避難所での寒冷対策において効果的であり、避難者が快適に過ごせる環境を提供することが期待されております。

続いて、柔道畳の活用事例ですが、平成28年の熊本地震の際に、八代市で使用された八代市総合体育館の避難所が挙げられます。この避難所では、柔道畳が敷かれ、床の冷たさや硬さが軽減され、避難生活の質の向上に寄与したということでございます。

また、本市におきましても熊本地震の際には、松橋中学校から宇城市松橋勤労身体障害者教養文化体育施設（通称サン・アビリティーズ）へ柔道畳を運搬し、避難所環境の改善を図るため実際に活用した事例がございました。

このように、避難所での柔道畳の活用は、避難者の身体的負担の軽減と避難生活の質の向上に寄与する有効な手段の1つであると考えております。

○1番（林田 和君） 柔道畳の活用を検討していくためには、まず、本市内における柔道畳の保有状況を把握しておくことが重要です。本市が管理する武道場や学校施設において柔道畳が設置されている施設、また、それぞれの施設における設置状況及び保有枚数はどのようになっているか、本市の現状についてお伺いさせていただきます。

○教育部長（舩井貴男君） 本市が保有する施設において、抗菌PVC表皮などでつくられ、衝撃吸収性や耐久性に優れるスポーツ専用の柔道畳が敷設される施設は、宇城市武道館や三角B&G海洋センターの柔道場のほか、市立中学校の武道場、河江コミュニティーセンターの和室に使用されております。

まずは、体育施設についてお答えします。宇城市武道館の柔道場は70畳の柔道畳を備えており、予備畳として4畳分、三角B&G海洋センターの柔道場は102畳の柔道畳を備え、予備畳として40畳分を保有しております。

次に、学校施設です。市立中学校全5校の武道場は、学校規模により柔道場として20畳から112畳の規模で整備しております。そのうち2校が予備畳を保有しており、松橋中学校127畳分、小川中学校84畳分の全211畳分を各施設の倉庫などで保管しております。

続いて、文化施設になります。河江コミュニティーセンターは少年柔道教室などでの活用もあり、和室に72畳の柔道畳を備え、予備畳は保有しておりません。

○1番（林田 和君） これらの余っている柔道畳を活用し、災害時には、避難所で高齢者や乳幼児などの要配慮者を優先し柔道畳を活用することについて、本市の御見解をお伺いします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市におきましては、災害発生時には、避難所としての機能を特に有しております6か所の防災拠点センターの開設を優先的に行っております。

そのうち、三角防災拠点センター、不知火防災拠点センター、松橋東防災拠点セ

ンター、松橋西防災拠点センター、豊野防災拠点センターには和室を備えておりまして、小川防災拠点センターには防災用畳マットを備蓄していることから、畳敷きでの生活空間の確保が可能で、高齢者や乳幼児等の要配慮者が優先的に活用できるよう配慮しております。

避難所での柔道畳の活用ですが、先ほど申し上げましたとおり、柔道畳の特性から避難者の身体的負担の軽減と避難生活の質の向上に寄与すると考えられます。大規模災害等で避難生活が長期化し、要配慮者には優しい環境である防災拠点センターの和室等が不足する場合には、段ボールベッドや折り畳みベッドの利用も考慮した上で、まずは要配慮者を優先し活用していきたいと考えております。

今後も、災害の規模や避難者の状況に応じ、予備畳の使用などの検討も視野に入れ、柔軟な対応を基本とし、要配慮者の安全・安心を最優先に、既存の資機材及び施設の有効活用を図りながら、適切な避難所運営に努めてまいります。

○1番（林田 和君） 是非よろしく願いいたします。

次に、5番目のカーボンクレジットについて質問させていただきます。国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素社会の形成を重要な政策課題として位置付け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、森林吸収源の活用など、様々な取組が進められています。その中で、温室効果ガスの排出削減や吸収量を見える化し、取引可能な価値として活用する仕組みとして、J-クレジット制度が運用されています。J-クレジット制度は、企業等の脱炭素の取組を後押しするだけでなく、森林整備や農業分野における取組など地域資源をいかした取組を評価し、地域に新たな価値を生み出す可能性を有している制度であると考えます。地方自治体においても、地域の実情に応じていくつか重要になってきているものと認識しております。こうした状況を踏まえ、国が脱炭素を進める中で、カーボンクレジット（J-クレジット制度）について、本市としてどのようにして認識されているのかお伺いさせていただきます。

○保健衛生部長（元田智士君） 議員の説明とかぶるかもしれませんが、J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出削減量及び適切な森林管理による吸収量をクレジットとして国が認証する仕組みでございます。本制度は、京都議定書における日本の削減目標達成に向け、2013年度に既存の国内クレジット制度とJ-VER制度を統合して、経済産業省、環境省、農林水産省が共同で運営をしております。現在は、後続の国際枠組みであるパリ協定の下、我が国の2050年カーボンニュートラル実現に向けた補完的な手段として運用されております。

本制度の利点としては、企業や自治体が省エネ活動や森林管理などによってCO

2を削減した際に、その成果をクレジットとして認定し、CO₂排出量の調整や環境施策への活用が可能となるものでございます。

企業や自治体は、J-クレジット制度を介して、自社が利用しない削減量を売却して収入を得たり、設定した温室効果ガスの排出削減目標に対して、不足している分を外部から調達したりすることができるため、国全体の脱炭素の取組を活性化する効果があると認識しております。

○1番（林田 和君） カーボンクレジット（J-クレジット制度）は、農業・畜産や森林などの地域資源をいかした脱炭素の取組を評価する仕組みであり、他市においては、市民や事業者に対して制度の周知や説明を行い、参画を促している事例も見られます。本市においても、地域資源をいかした取組を広げていくためには、制度の内容や意義について市民や関係者に分かりやすく伝えていくことが重要であると考えます。他市の取組事例も踏まえ、農業・畜産や森林など、本市の地域資源をいかしたカーボンクレジットについての本市の見解を伺います。また、（2）、（3）まとめてですが、自治体が関与して創出したカーボンクレジットを地域振興や財源につなげる仕組みづくりについても御見解をお伺いさせていただきます。

○保健衛生部長（元田智士君） J-クレジット制度は、地域が持つ自然資源を効果的に活用し、温室効果ガスの削減を図る上で有効な手段となると考えております。

具体的な例を挙げますと、近隣の五木村では、令和7年5月に県の支援を受けて取得したJ-クレジットを基に、東京都文京区と複数年にわたる売買等に関する協定を締結しております。この協定によって、五木村は得られた販売収入を森林整備や林業の振興に充て、文京区では区有施設から排出される二酸化炭素のオフセットに充てることで、2030年度までに区役所が事業所として排出する二酸化炭素排出量を実質ゼロにする、ゼロカーボンオフィスの実現を目標に掲げております。

さらに、県は球磨川流域、特に五木村と連携し、「緑の流域治水」とともに2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めております。

本市といたしましても、来年度において環境基本計画の改訂を行う予定でございます。市の地域性や特性を鑑み、脱炭素を目指す市の施策として、市民や事業者の皆様に対し、分かりやすく表現していきたいと考えております。

○1番（林田 和君） 是非、御周知のほどよろしくお願いいたします。

それでは最後に、大きな6番目、畜産物のブランド化についてお尋ねさせていただきます。畜産を取り巻く環境は、飼料価格の高騰や生産コストの増加など、全国的にも厳しい状況にある中で、付加価値の向上や安定した販売につながる取組が重要であると考えます。その1つとして、畜産物のブランド化は、品質や生産方法、地域性といった強みをいかし、他地域との差別化を図る手法であると考えます。本

県においても畜産は重要な基幹産業の1つであり、本市においても地域の特性をいかした畜産振興が求められているものと認識しております。こうした中、本市として畜産物のブランド化をどのように位置付け、取り組んでいくかを整理していくことが重要であり、本県の畜産を取り巻く状況を踏まえ、本市における畜産のブランド化について、現在どのように捉えられているのか。加えて、今後の方向性について御見解をお伺いさせていただきます。

○経済部長（浦田敬介君） 初めに概要を申し上げますと、熊本県は、飼養頭数で乳用牛全国3位、肉用牛4位と全国有数の畜産県として知られております。

加えて、令和5年のデータではありますが、県の農業産出額約3,800億円のうち、畜産は37%を占めるほどの規模を有し、野菜、果実と並ぶ基幹産業であります。

また県は、平成14年から多様な団体や企業と連携し、さらに農畜産物の認知度を高める施策として統一ブランド展開を進めています。

例えば、肉用牛では、黒毛和種を「くまもと黒毛和牛」、褐毛和種を「くまもとあか牛」、黒毛と乳用牛を交配させた交雑種は「くまもとの味彩牛」として売り出しており、この3つの統一ブランドは大都市圏でもかなり知られるまでになっているようです。

議員から御指摘のありました市での畜産物のブランド化についてですが、その必要性については慎重な検討が必要かと考えております。

まず、肉用牛の生産は、分娩後約9か月子牛を育てる繁殖農家と、それを引き継いで約20か月肥育する肥育農家の分業が一般的で、繁殖農家は家畜市場に出荷した時点で手が離れます。近年は、酪農家でも交雑種の繁殖をされるのが一般的です。

肉用牛のブランドは、その後の肥育農家の愛情と卓越した技術で最高の肉質を引き出すことにより生まれるものであります。

現在、市内には繁殖からの一貫経営も含め、8戸が肥育をされております。その中には既に認知されているブランドの法人もございますが、相当の御苦勞があったと推測いたします。無名からブランドを立ち上げるまでには、他ブランドとの差別化の根拠の構築も必要ですし、販路の開拓と知名度の向上などの労力を考えますと、県の統一ブランドで売り込むJAなどの出荷団体を利用することが安定的ではないかと感じております。

○1番（林田 和君） 続いて、（2）と（3）をまとめてお伺いします。畜産や稲作をはじめとする農業全体が、飼料価格や生産資材の高騰により厳しい経営環境に置かれている中、持続可能な農業経営に向けた新たな視点が必要であると考えます。その1つとして温室効果ガス削減の取組を価値として評価する、先ほどもお話しさ

ていただきましたＪークレジット制度の活用が挙げられます。特に、水田における中干し乾田法は、メタン排出削減効果が期待できる具体的な取組であり、農業における環境ブランド価値の創出につながるものと考えております。さらに、稲作において畜産の飼料となる飼料米の生産を組み合わせることで、水田での環境負荷低減と畜産経営の安定を同時に図る耕畜連携の取組へと発展させる可能性もあります。本市としてＪークレジット制度における環境配慮型畜産のモデルブランドの構築について、（２）と（３）をまとめてお伺いさせていただきます。

○経済部長（浦田敬介君） 先ほどの一般的なブランド化とは、視点を変えてお答えいたします。

農業分野のＪークレジットには６つの方法論があり、代表的なものとして、家畜飼料の改善、排せつ物管理の変更、肉用牛へのバイパスアミノ酸給餌、水稻栽培における中干し期間の延長などがあります。

このうち、最も認証量が多いのが中干し期間の延長で、全体の約９割を占めております。

この取組は、中干しを従来より７日以上延長することでメタン発生を約３割削減できるとされ、企業のクレジット購入により農業者が収入を得られるため、経営安定への寄与が期待できます。

一方で、水生生物や土壌条件への配慮が必要であり、地域によっては収穫量の低下が懸念されます。小規模経営では収益配分が大きくなり、さらに飼料として活用するには安定供給体制も必要とされます。

このブランド化は、一般的な品質自体の向上というより、環境配慮型の生産過程としての付加価値や企業イメージ向上に資するものと考えられます。

以上申し上げましたが、環境への取組とブランド化を結び付けるにはまだ多くの課題がございますので、先進事例や企業参画の動向を注視しつつ、まずは農業者へのＪークレジット制度の周知・理解促進から始めていきたいと考えております。

○１番（林田 和君） 是非、新たな形でのブランド構築等も御検討いただければというところで、御周知のほどよろしく願いいたします。

最後に、役職定年を迎えられる皆様と御退職される皆様へ、これまでの御功績に感謝を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、林田和君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後１時５２分

第 5 号

3 月 1 0 日 (火)

令和8年第1回宇城市議会定例会（第5号）

令和8年3月10日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1番 林 田 和 君
3番 坂 元 大 介 君
5番 河 野 真 理 君
7番 田 中 美 君 君
9番 原 田 祐 作 君
11番 山 森 悦 嗣 君
13番 坂 下 勳 君
15番 高 橋 佳 大 君
18番 豊 田 紀代美 君
20番 石 川 洋 一 君

2番 津志田 幸 紀 君
4番 四 海 公 貴 君
6番 吉 良 邦 夫 君
8番 嘉古田 茂 己 君
10番 永 木 誠 君
12番 三 角 隆 史 君
14番 大 村 悟 君
17番 河 野 正 明 君
19番 中 山 弘 幸 君

4 欠席議員（1人）

16番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君

教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、7番、田中美君君の発言を許します。

○7番（田中美君君） 皆さん、おはようございます。議席番号7番、新志会の田中美君です。未来は自らの手で切り開くもの、私はそう信じ、政治の道を歩いてまいりました。4年前、私は無投票という形でこの議席をお預かりしました。この4年間、毎日が市民の皆様からの信任を問い直す日々でした。無投票だからこそ、誰よりも歩かなければならない、無投票だからこそ、誰よりも結果を出さなければならぬ、その使命感が私を突き動かしてきました。4年間、一般質問7回、活動報告書3回、女性消防団や災害ボランティア、自身の語学力の壁に悩みながらも、嫁いできたよそ者の視点を持ちつつ、このまちの宝を誰よりも愛してきた自負があります。本日、私が持ってきた3つのテーマは、市民の皆さんの痛みと希望を肌で感じてきた成果、いわば私の政治家としての卒業論文であります。誠心誠意、任期の最後の質問をいたします。

ただいま議長のお許しをいただき、大きくは3点について質問をさせていただきます。1点目、不知火温泉の今後について、2点目、全国大会出場奨励金制度の是正について、3点目、自殺及び不慮の死を防ぐための具体的施策について。

まず1つ目は、不知火温泉の今後についてであります。不知火温泉は、かつて多くの笑い声が響いた本市の宝です。しかし、閉館から6年、入口の休館の文字、建物は静かに朽ちています。6年という時間は、1人の子どもが小学校を卒業する時間です。そこで改めて伺います。不知火温泉のこれまでの検討を踏まえ、現時点における市の方針決定状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 温泉施設の閉鎖後、昨年度まで個別に事業承継について民間事業者に打診してきましたが、最終的には企画提案型の入札を行うまでには至りませんでした。

今年度に入り、改めて温泉を含めた施設の市場性や実現可能性の把握、アイデア収集、行政だけでは気づきにくい課題や参入意欲、公募条件の整理など、民間事業者と直接対話して提案を求める、いわゆるサウンディング型市場調査を実施したところでございます。

昨年6月に実施要領を公表し、8月中旬から下旬にかけて現地見学会及び説明会

を実施、9月下旬には提案が見込まれる事業者とのサウンディングを実施しました。

調査においては、温泉利用に限定せず、施設全体又は一部の利活用について、幅広く意見を求めたところであります。

その結果、現地見学を行った企業が5社、最終的には3社から事業提案がございました。提案内容は、A社が、温泉施設部分へのホテルの新設、B社が、駐車場部分へのコンビニエンスストア出店、C社が、市の改修費負担と数千万円規模の指定管理料支出を前提とした既存施設での温泉再開といったものでございました。

サウンディングの結果につきましては、昨年11月末に市ホームページで公表し、先月には不知火地区行政区長会に対し、その旨を説明したところでございます。

現在、調査結果を踏まえ、事業者に向けたプロポーザル参加の仕様書を策定しておりますので、予定としては4月から募集を開始したいと考えております。

○7番（田中美君） 現在は、サウンディング調査を実施しています。民間公募を前提に、温泉利用に限らず施設全体又は一部の利用、幅広い手法であると思います。

ここで、質問（2）に入ります。市として主体的に再生するという選択肢を政策として検討したことがあるのか。あるならばその内容を、なければ検討しなかった理由をお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 市の方針としては、公益性の観点から、公設での温泉再開は現時点では考えておりませんが、このことは、民間による温泉再開を否定するものではございません。

先ほど申し上げました不知火地区行政区長会への御報告の中でも、この点については丁寧に御説明申し上げておりますので、一定の御理解はいただいているものと認識しております。

ただ、不知火地区のシンボルでもある温泉の再開を望まれるお気持ちは、大変重く受け止めておりますので、最善を尽くすことは改めてお約束させていただいております。

あくまでも民間移譲の柱は温泉であることに変わりはありませんが、これまで幾度となく民間事業者様の考え方をお聞きしてきましたので、予定していますプロポーザルについては、温泉に限定することはなく、あらゆる可能性を排除せず、また、温泉部分の建物と土地については、賃貸に限らず売却も許容するなど、応募の間口を最大限広げて行うことが最も有効ではなかろうかと考えております。

道の駅不知火は現在、指定管理者や地域おこし協力隊を中心に、定期的にマルシェやイベントを開催し、人の流れが集まる仕組みづくりに取り組んでいます。

これから先も地域の期待に応えるべく、できるだけ早期ににぎわいを取り戻せるよう官民連携の体制づくりを進めてまいります。

○7番（田中美君） 公設での温泉再開は考えていないという方針は理解しました。

また、温泉に限らず売却も含めて検討するとのこととも確認しました。つまり、市として温泉機能を政策的に維持するという方針は持たないという理解でよろしいですか。政策として公設再開を検討しないという判断は、事実上、市主体の再生を選択肢から外したということになります。その点については、重い判断であると考えます。私は、これまで複数回にわたり、市主体での再生やエリア全体の戦略的活用について提案してまいりました。議会での提案が、政策検討会などに乗せられたことがあるかどうかを確認させていただきたいと思います。お尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 温泉施設については、これまで幾度となく庁内で議論してまいりました。その結果は、先ほど答弁したとおりでございます。

また、エリアでの位置付けですが、当該施設は現在閉鎖してはいるものの、道の駅の中にあり、宇土半島南岸の交流拠点として重要な役割を果たすものと考えております。定期的にマルシェやイベントを開催していますので、地域の魅力が広く情報発信されれば、交流人口の拡大にもつながるのではと期待しております。

○7番（田中美君） 庁内で議論を重ねてこられたこと、また、道の駅として交流拠点の役割を担っているという認識は理解しました。しかし、私の再質問は、議会での提案が政策検討の対象となったのかという点であります。答えはできてないですよ。不知火地域は、かつて先人たちが長期的な視点で整備してきた地域です。道路整備をはじめ、不知火ゴルフ場、宿泊施設、飲食施設などが整い、不知火海を望む絶景とともに、本来は大きな観光ポテンシャルを持つエリアであったと私は認識しています。しかし現在は、様々な要因により周辺施設も次々と失われ、地域全体の活力が低下している状況にあります。その中で、不知火温泉だけを単独の施設として議論するのではなく、不知火エリア、さらには宇城市全体の将来像をどのように描くのかという視点が、今こそ必要ではないでしょうか。これまでの議論は、民間への委託や指定管理の手法に偏り、地域や市民が参加する形での将来像の議論が十分に深められてきたとは言えないのではないかと私は感じています。現在、市としてはサウンディング型市場調査を行い、民間事業者による活用を前提に検討が進められていること、また今後、公募に向けて準備されていることは理解いたしました。しかし、不知火温泉は閉館から既に6年が経過しています。この間、地域住民の中には「方向性が見えないまま、待ち続けている」、「市政に対して希望が持てない」という声も聞かれるようになりました。6年という時間は、市民の期待を待たせ続けるには決して短い時間ではありません。この地域には古墳や妙見神社、大智禅師ゆかりの史跡などがあり、神秘的海と言われる不知火海に抱かれた歴史と伝統に彩られた地域でもあります。先人たちが築いてきた地域の資源や価値をこれか

らどのようにいかしていくのか。その答えは、単なる民間の公募や指定管理という手法の中だけにあるものではありません。何より、停滞した現状を打破するリーダーシップと実力、人材・人脈づくり、そして行動力ではないでしょうか。不知火温泉の再生は、まさに本市の行政の実力が問われる試金石です。公設での再開は考えないとの方針、事実上の撤退です。不知火地域、そして宇城市全体の将来を見据えた視点で、主体的な検討を進めていただくことを強く願います。

そこで、私は提案します。不知火温泉は単なる風呂屋ではなく、周辺の古墳や妙見神社、不知火海をつなぐ不知火歴史文化エリアの心臓部として再定義すべきです。民間任せにするのではなく、市が主体性を持って観光の核、地域活性化を守る決断こそが、地域の活力を取り戻すリーダーシップではないでしょうか。そして最後に申し上げます。6年という時間は、地域にとって決して短い時間ではありません。市としての明確な方向性と決断を示していただくことを求め、この質問を終わります。

続きまして、大項目2点目、全国大会賞賜金の運用の是正について。昨年の12月定例会において、私のこの質問に対し、市は調査研究との答弁にとどまりました。しかし、本件の本質は制度の新設ではなく、現行ルールの適正な執行にあります。議長のお許しをいただき、お手元の資料を御覧ください。

質問1、要綱の無視。市の交付要綱には、第2条に「公共団体が主催する全国大会以上に選手として出場する者」とあり、種目の制限はありません。ねんりんピックは、正真正銘の全国大会です。要綱の文言に合致している市民を現場の独断で排除し、不交付とするのは、明らかな要綱無視の不公平な運用ではありませんか。

質問2、文化系への無理解。国がスポーツの概念を社会参加や交流へと広げる中、本市に文化スポーツ課が存在しながら、高齢者の文化・スポーツ活動をスポーツではないと切り捨てるのは、組織の設置趣旨を自ら否定する自己矛盾です。文化を冠する部署が文化系種目の成果を軽視している現状を、市長はどう認識されていますか。

質問3、縦割り行政。市は、ねんりんピックは福祉部局の所管とし、老人クラブ連合会への補助金を代替案として挙げています。しかし、団体への運営支援と個人の成果をたたえる賞賜金は、目的も性質も全く別物です。本制度は補助金ではなく、賞賜金です。市民が全国大会に出場した成果と名誉をたたえる制度です。しかし今回、ねんりんピック出場については対象外とされています。ねんりんピックは、厚生労働省等が主催する全国健康福祉祭であり、全国規模のスポーツ大会と交流大会を兼ねる大会です。市の要綱には、「公共団体が主催する全国大会以上」と明記されており、特定の種目を除外する文言はありません。にもかかわらず、対象外とす

るのであれば、要綱との整合性をどのように説明されるのか。行政の執行は、公平・公正でなければなりません。この運用について、市長の見解をお尋ねします。

○市長（末松直洋君） 令和7年第4回定例会の一般質問で福祉部長が答弁したとおり、本市における文化系種目に対する全国大会出場賞賜金は、令和6年度までに市民からの要望等も特になく、制度自体が現在ありません。

現在、本市を含めた県内14市で、ねんりんピックをはじめとする文化活動での全国大会出場者に対して賞賜金等を支給している自治体はありませんが、全国的には賞賜金等を支給している自治体もあるとのことですので、まずは県内自治体の動向に注視してまいります。

○7番（田中美君） 市長、御答弁ありがとうございます。他市のルールではない、市長、私は今、宇城市のルールを問うています。自らのまちのルールを素直に執行するのに、なぜ他市の許可や事例が必要なのですか。それは、行政としての主体性の放棄ではありませんか。要綱には、全国大会と書いてある以上、出すのが当たり前、出さないのなら、その場で要綱の条文から示してください。示せないのであれば、市長の指示で交付の手続を進めてください。

続きまして、大項目3に入ります。自殺や不慮の死について。近年、自殺や孤立死といった不慮の死は、深刻な社会問題となっています。本市においても相談体制は整備されているとしていますが、現実には支援が届かない空白が存在しているのではないかと感じています。私の周りでも、この数年の間に3件の痛ましい事案がありました。通告に従い、質問いたします。

（1）コロナ禍以降の本市における自殺及び不慮の死の現状について。コロナ禍以降、本市における自殺及び不慮の死の件数や年代別の傾向はどのように変化しているのか。また、その要因についてはどのような分析を行い、どのような課題を整理されているのか、市の認識を伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 市で把握している数値をお答えいたします。

まず自殺者数ですが、令和2年度は2人、令和3年度は11人、令和4年度は5人、令和5年度は11人、そして令和6年度は8人の数値を把握しております。

令和4年度から令和6年度までの3年間の自殺者合計24人のうち、主な原因・動機は、健康上の問題が約半数を占めており、次いで金銭的な問題・生活問題というふうに認識をしております。

年齢層につきましては、男女ともに40歳から59歳までの中年層が多くを占めております。

次に、不慮の死亡者数ですが、市での把握はできておりませんので、参考までに熊本県の令和5年度の数値をお答えします。

人口動態調査によりますと、県内の65歳以上で不慮の事故による死亡者数は594人で、内訳は164人の方が転倒・転落によるもの、次いで、窒息によるものが130人、溺死が112人というふうに把握をしております。

○7番（田中美君） ただいまの答弁で、本市では令和4年度から令和6年度までの3年間で24人の方が自殺により亡くなられていること、また原因の約半数が健康問題であり、40歳から59歳の中年層が多いという現状が示されました。

全国でも中年層の自殺が増えている傾向があります。この年代は、仕事の責任、子育て、親の介護、経済負担などが重なる人生の負担が最も大きい世代です。コロナ禍を経て、特に現役世代の心の孤立や、地域の見守りの死角が広がっているのではないかと懸念されています。こうした状況を踏まえ、命を守るためには、早期に相談につながる体制と、医療・福祉・教育など関係機関との連携が重要と考えます。そこで、（2）相談体制及び関係機関との連携状況についてお伺いします。

○福祉部長（岩井 智君） それでは、自殺対策に係る相談体制及び関係機関との連携状況についてお答えいたします。

市では、匿名で24時間365日、無料で相談ができるチャット相談窓口を開設しております。この相談窓口は、心理的な安心感を得られることや時間・場所の制約がないこと、相談のハードルが低いことなどがメリットでございます。

また、相談者の同意があれば自立支援機関等につなぐことができ、より効果的な支援が期待できます。

あわせて、宇城市社会福祉協議会の生活自立支援センターでも、窓口や電話、メールなどで総合的な相談を受け付けております。

特に、金銭・仕事・家族・住まい・暮らしのことなど多様な生活課題の相談に対応し、制度のはざまや課題が複雑化・複合化した相談も、関係機関との連携により寄り添いながら一体的に支援を行っています。

また、熊本連携中枢都市圏で運営しているSNS（LINE）を活用した相談窓口や熊本のいのちの電話などの相談窓口など、年齢層に対応した各種の相談窓口を案内しているところです。

○7番（田中美君） 市は、NPO法人あなたのいばしょと孤独・孤立対策の連携協定を締結し、24時間365日対応の無料相談窓口があること、また、市社会福祉協議会や生活自立支援センターが連携していると承知いたしました。制度は整っている、窓口もある、しかし、現実はどうでしょうか。私の周りでも、コロナ禍以降、3人の貴い命が失われました。彼らの死を追いかける中で見えてきたのは、制度はあるが救えないという行政の限界でした。行政は、「制度は整っている」と言いますが、私はこの3人の例を言います。1つ目の例は、30代の若手農業後継者。笑

顔で「ニイハオマ」と挨拶してくれた彼。農業の現場で起きていた心の悲鳴を行政は把握していましたか。2つ目の例は、70代の孤立した女性の最期。精神科病院へ入院し、地域との絆が断たれたまま亡くなりました。彼女の自宅と車は、今もそのまま放置されています。個人情報保護という言葉が壁となり、民生委員も区長も、彼女の状況を知ることができませんでした。個人情報、人を孤独死させるための盾ではありません。入院から死亡、そして家財整理まで、行政が責任を持ってバトンをつなぐ仕組みが欠落しています。3つ目の例は、繰り返される転落事故。私の小さな村の川の特定の場所で事故が繰り返されています。

そこで、（3）今後の対策強化について伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 私の方から、自殺者を減少させるための今後の対策の強化についてお答えをいたします。

本市では現在、第2期宇城市自殺対策推進計画、この期間は2024年度から2028年度までの期間ですが、この計画に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全庁的な体制で自殺対策に取り組んでおります。

主な取組として、人材の育成、相談体制の充実、普及啓発の3点を重点的に進めております。

この3点の中でも特に相談体制の充実では、現在、本庁舎内での窓口相談に加え、先ほどお答えしましたとおり、場所や時間を選ばず相談できる体制を整えております。

これらの対策は、市民への普及啓発が大変重要であると考えています。このため、毎年9月の自殺予防週間に合わせて、広報紙や市のホームページ等を通して、相談窓口の周知徹底と自殺予防に関する正しい知識の更なる普及に努めてまいります。

○7番（田中美君） 私は今回の質問を通じ、制度の空白地帯で失われた3つの命の真実を訴えました。これからの宇城市には、聞くだけの相談から手を伸ばす命を救うための行動への転換を強く求めます。これまでの窓口で待つ相談体制だけでは、真に困窮している人に支援が届かない可能性があります。今後は、相談を待つだけでなく、現場へ出向くアウトリーチ型の支援が重要になると考えます。

ここで、3つの提案をします。1、アウトリーチの強化。農業や商工など福祉分野以外の現場とも連携し、異変を早期に察知して支援につなぐ体制の構築。2、情報共有の柔軟な運用。本人の尊厳と地域の見守りを両立させるための市独自のガイドラインの整備。3、現場検証と再発防止。不慮の死が発生した場所について実地検証を行い、インフラ整備など再発防止につなげる仕組み。

最後に、私はこの4年間、議員として、そして一人の市民として宇城の未来を歩んできました。移住してきた人、嫁いできた人、みんながここを自分の居場所だと

誇れるまちにしたい。今年、私の一字は「信」です。自分を信じ、人を信じ、このまちの未来を信じる。ここで生まれ、ここで生きてよかったと、未来の世代が胸を張って言える宇城市を、これからも共につくっていきましょう。

では、私の質問はここで終わります。本当にありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、田中美君君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、坂元大介君の発言を許します。

○3番（坂元大介君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、会派彩里の坂元でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告のとおり一般質問させていただきます。

まずは、人口減少についてです。人口が減るとまちは衰退する、私たちはいつの間にかそのように考えてはいないでしょうか。世界に目を向けると、人口減少の中でも経済の活力を維持している国があります。例えば、製造業の高度化やデジタル化によって競争力を維持しているドイツ、そして、女性や高齢者の就労を進めながら高い生産性を実現しているスウェーデンやフィンランドなどの北欧諸国です。経済協力開発機構（OECD）も、人口減少社会において重要なのは人口の量ではなく、労働参加率や生産性を高める政策であると指摘しています。つまり、人口減少時代においては、人口の数そのものよりも、地域の価値や活力をどのように高めていくかが問われているのではないのでしょうか。人口が減る中でもまちが豊かになる方向性という視点で、まずは本市の現状について質問させていただきます。

○市長政策部長（亀井 誠君） 本市における令和元年度と令和6年度の住民基本台帳上の人口の推移を見ても、全体人口については令和元年度末が5万8,598人、令和6年度末が5万6,006人であり、2,592人の減少となっています。旧町ごとの内訳としましては、三角町が921人、不知火町が589人、松橋町が265人、小川町が397人、豊野町が420人の減少となっています。

次に、転入と転出を比較する社会増減数については、令和元年度がマイナス5人の社会減でしたが、社会増減の減少幅は縮小傾向にあり、令和6年度がプラス71人の社会増に転じています。

旧町単位で見ても、年度ごとのばらつきはあるものの、主に松橋町、小川

町で社会増の傾向が見られています。

一方、出生数と死亡数を比較する自然増減数については、令和元年度のマイナス409人から減少幅の拡大が続く傾向にあり、令和6年度がマイナス634人となっています。旧町単位で見ても、いずれの地域も減少幅が拡大しています。

また、外国人人口の推移については、令和元年度末が630人、令和6年度末が1,016人となっており、この期間に386人が増加しています。旧町単位でも、いずれの地域も増加傾向となっています。

○3番（坂元大介君） 本市は、転入超過であるにもかかわらず、人口は減り続けています。原因は明確で自然減です。この構造をどう分析し、どこに政策の重点を置くのか、また、旧町別に見ると、三角町921人、不知火町589人、豊野町420人、松橋町265人、小川町397人と、地域によって減少幅に大きな差が見られます。社会増減では松橋町、小川町で社会増の傾向がある一方、自然減は全ての地域で進んでいる状況です。このような地域ごとの人口動態の違いをどのように分析し、地域特性に応じた対策をどのように進めていくのか、とても重要なかじ取りになります。まずは自然減に対する取組として、本市ではどのような施策を行っているのかお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 出生数の減少は、少子高齢化の進行や将来人口の縮小へとつながり、地域の持続性に影響を及ぼす重要な課題であると認識しています。

出生数の増加を目指し現在実施している施策は、まず、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを産み育てることができる環境整備として、地域団体を活用した出会いの場の創出のための事業や結婚支援センター運営、結婚・ライフデザインについてのセミナー開催などを行っています。

また、結婚・妊娠に伴う経済的負担について助成を行い、結婚・出産への機運醸成を図っております。

さらには、子育てに関して妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない伴走型相談支援や、ファミリーサポートセンター運用等様々な子育て支援事業を行うことで、子育ての不安や負担の軽減、仕事との両立を支援し、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいるところです。

本市ではほかにも、妊娠・出産時の各種手当給付や子育てに係る費用の助成、保育に関する事業の拡充等を実施しており、それらの情報を提供し活用するためのデジタル化も進めています。

これらの施策を全庁的な連携にて実施し、粘り強く継続していくことが、出生数の増加につながっていくものというふうに認識しています。

○3番（坂元大介君） 様々な取組を行っているとの答弁でした。しかしながら、全国

的にも出生数は減少が続いております。少子化の背景には、経済的な原因が第一にあるかもしれませんが、子育てに対する不安や子どもと触れ合う機会の少なさもあると言われています。そこで近年、自治体によっては中学生や高校生が乳幼児と触れ合う子育て体験や赤ちゃんふれあい体験を実施し、子育てへの理解や将来のライフデザインを考える機会をつくる取組が行われています。若い世代が子どもや家庭を身近に感じることは、将来の結婚や子育てに対する前向きな意識につながる可能性があると考えます。本市においても、学生を対象とした子育て体験や赤ちゃんとのふれあい事業を実施してはいかがでしょうか。こうした取組を継続していくためには、やはり財源の確保が重要になります。そこで次に、人口減少対策の財源確保について伺います。人口減少対策には財源が必要であり、それを賄うにはふるさと納税が有効と考えます。本市ではふるさと納税は近年横ばいで推移していますが、これを増加させる取組はあるのか伺います。

○市長政策部長（亀井 誠君） 令和7年第4回定例会で大村議員に答弁したことで重複しますが、寄附額は令和元年からおおむね5、6億円前後を推移し、横ばいの状況です。

今年度はふるさと納税の募集窓口であるポータルサイトを運営する中間事業者を変更した際、受付を停止したことや、基準額を厳格に順守することでの寄附単価の値上げ、返礼品の厳選等の影響で、昨年度に比べて寄附が集まっていない状況にあります。

また、昨年10月にはふるさと納税のポイント付与の禁止、令和8年10月には地場産品基準の更なる厳格化、さらには令和8年からは住民税の控除額への上限設定、返礼品などの募集経費の割合を5割から4割に引き下げるなど、全国で1兆円を超える市場に成長したものを縮小する傾向にあります。

全体の市場が縮小・固定化する中で、寄附額を飛躍的に増やすのは大変困難ではありますが、来年度は新たなポータルサイトの追加、検索連動型広告の強化、フォローが伸びている公式インスタグラムの充実などを図り、市返礼品の魅力向上に努めてまいります。

また、先述したとおり、ふるさと納税制度の継続が長期にわたり補償されていない中、ランニングコストへの投資は財政上リスクを伴うため、現在はイニシャルコストや物品購入、イベント等に限り活用しています。

○3番（坂元大介君） ふるさと納税に関しては、これまでも様々な取組を行ってこられたと思いますが、それをもってしても横ばいの状況で手詰まり感を感じられます。ふるさと納税は寄附による財源確保の制度ですが、同時に、自治体の名前や魅力を全国に発信できる仕組みでもあります。そこで、本市においてもふるさと納税を単

なる寄附額の確保だけでなく、本市の名前を知ってもらうためのシティプロモーションとして位置付けてはどうかと考えます。ふるさと納税を通して本市の特産品の魅力を知っていただくことは、将来的に観光や来訪につながり、交流人口の増加にも結び付く可能性があります。そこで、現在の交流人口を増やす取組についてお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 初めに、交流人口の現状についてですが、令和7年の観光入込客統計調査では、本市への観光客の入込数は約162万人で、前年より増加しております。

登録10周年を迎えた三角西港をはじめ、各施設でイベントが多く実施されることで、訪れる方も着実に増えており、地域経済の活性化にもつながっていると感じております。

次に、市の交流人口の要である農林水産物直売交流施設、通称、宇城彩館は、今年1月にレジ通過者が累計1,000万人を超えております。年65万人の来場が見込める本市有数の誘客施設であります。

既に中規模改修の基本設計を終えておりますので、来年度は実施設計に移りますが、雨漏りや床塗装の劣化など施設の老朽化部分の解消のほか、宅配コーナーを充実することによるギフト商品の強化、建物のひさし部分、いわゆるエントランスを拡大することによるPRイベントの常設化、駐車場への通路に屋根を設置することで雨天時の来場者減少の抑制などを見据えております。

3つ目の、イベントの開催についてですが、「Uki☆Kirari」をはじめとする様々なイベントを、年間を通して各所で実施しております。これらのイベントは、市民の皆様に限らず、市外の方も共に楽しめる場となっておりますので、交流を促進する一定の役割は果たしているものと考えております。

今後も、交流人口の増加に向けては、その他の直売所の改修はもとより、ついではなく、わざわざ訪れていただけるような、地域資源等を最大限にいかした独自のコンテンツを増やしていかなければならないと考えております。

○**3番（坂元大介君）** では、その取組の中で、宇城市の認知度や魅力度を高め、交流人口や関係人口を移住・定住につなげるための取組について、何かあれば教えてください。

○**市長政策部長（亀井 誠君）** 宇城市内に流入している交流人口や関係人口をいかに移住・定住につなげるかについては、市としての魅力度や認知度をいかに高めることができるかにかかっていると認識しています。

交流人口の増加に向けた取組については経済部より答弁したとおりですが、まちづくりの観点では、市内各地で活動する地域おこし協力隊や地域づくり団体が、そ

それぞれの地域の魅力を自主的に発信しており、交流人口の獲得につなげています。

市としては、こうした取組により宇城市を訪れた方々にリピーターとして再訪してもらい、滞在時間を延ばし、最終的には移住・定住につなげていくための施策を進めることが重要であると認識しています。

現在、今年度から運用している新たな総合計画及び総合戦略の達成状況を評価するための指標として、無作為抽出した3,000人の市民を対象にした市民アンケートを実施していますが、このアンケートの中には、宇城市に転入した理由や住みやすさ、宇城市への愛着度についての質問を設けており、実際に宇城市に移住・定住した市民の声も確認することが可能となっています。

このアンケートで得られた市民の生の声を、今後の移住・定住事業や関連する事業などに反映することで市の魅力度を高めるとともに、様々な媒体を活用したプロモーション活動を展開し、更なる認知度向上につなげることで、新たな交流人口や関係人口の獲得、さらには移住・定住につながる好循環のサイクルを生み出しています。

○3番（坂元大介君） 今回、この質問をさせていただいたのには理由がありまして、我々が暮らすこの宇城市の名前は、実は知らない方も多く、県外の方などは「うじょうし」と呼ばれる方もいらっしゃいます。駅は松橋駅、三角駅、小川駅、インターチェンジは松橋インター、辛うじて宇城氷川スマートインター、現在、交流拠点の要衝である不知火図書館、「宇城」がなかなか見えてこないんです。名も知らぬまちに、人は訪れにくいです。人口減少は避けて通れない課題ではありますが、人口が減ること自体が必ずしも地域の衰退や経済の低下につながるわけではありません。重要なのは、人口の数だけにとらわれるのではなく、地域の魅力を高め、それを発信し、交流人口や関係人口を増やしていくことだと考えます。ふるさと納税もその1つの手段であり、市の認知度向上や地域の価値発信につながる重要な取組です。併せて、中学生や高校生が乳幼児と触れ合う子育て体験や赤ちゃんふれあい体験を実施し、子育てへの理解や将来のライフデザインを考える機会をつくる取組などが加われば、時間はかかるかもしれませんが、結果として人口の自然増に転換するときに来るのではないのでしょうか。引き続き積極的な取組を期待し、次の質問に移ります。

豊福小学校校区の生活環境について。まずは、旧市民病院について。令和5年3月31日に宇城市民病院が閉院したことに伴い、その後の医療提供体制及び病院運営の状況がどのように変化したのかお尋ねいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） 宇城市民病院は、昭和28年に豊福診療所として開設されて以来、令和5年3月31日に閉院するまで、69年にわたり地域医療の中核

として重要な役割を担ってまいりました。

しかしながら、平成30年以降、経営状況の悪化や医師不足が深刻化し、市民病院の持続可能な経営の在り方について検討を行う必要が生じました。このため、住民代表、医療関係者及び行政関係者で構成する宇城市民病院在り方検討委員会を設置し、今後の方向性について協議を重ねてまいりました。

同委員会においては、「市民病院の経営形態は、民間への譲渡が最も適切である」との検討結果が示され、併せて地域住民からも医療機能の継続を求める強い要望があったことから、外来診療機能を社会医療法人黎明会が運営します宇城総合病院へ譲渡され、令和5年4月1日からは宇城総合クリニックとして新たにスタートし、宇城総合病院による運営が行われております。

譲渡当初の診療科目は、外科、消化器外科、循環器内科、代謝内科及び放射線科の5科目でしたが、患者ニーズに対応するため、令和7年4月1日から新たにリハビリテーション科が加わりました。これにより、高齢者に多い膝・肩・腰の痛みなどに対する専門的なリハビリテーションを受けられるようになり、従来から通院されている患者についても、診療と連携した機能回復支援が可能となり、地域に根差した医療提供体制の充実につながっております。

診療体制につきましては、院長を中心に、熊本大学病院及び民間医療機関から派遣されました医師5人が交替で診療に当たっており、月曜日から金曜日までの午前・午後の診察を実施されております。

外来患者数の推移につきましては、新型コロナウイルス感染症による受診控えがあった令和2年度が1万1,674人、令和3年度が1万3,490人、令和4年度が1万1,562人、宇城クリニックに移行した令和5年度が1万671人と若干の減少はあるものの、運営のバトンタッチはスムーズに行われたと感じております。しかし、令和6年度が9,754人となっており、近年は減少傾向が見られております。

今後においても、宇城総合クリニックと宇城総合病院が連携を密にされ、地域に根差した医療の提供が継続されるものと認識しております。

本市としましては、建物・敷地の無償貸付けをはじめ、修繕区分に応じた施設の維持管理への対応など、これまでの取組を適切に継続しながら、地域医療体制の維持・確保に向け、引き続き必要な協力を行ってまいります。

○3番（坂元大介君） 譲渡からバトンタッチがスムーズに行われ、地域に根差した医療の提供が継続されていることに感謝いたします。今後も継続的な対応をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。豊福小学校校区には数多くの農業用ため池が存在するので

すが、その大半は現在も農業用ため池として農業用水に利用されており、水利組合等の利用者によって日々管理されています。その一方、離農や宅地化により、水利権を放棄されたため池も少なからず存在すると認識しています。水利権が放棄され、管理されなくなった廃止ため池は、草木の繁殖や不法投棄などの生活環境に悪影響を与えるとともに、老朽化による決壊など防災面での問題も懸念されています。そこで、現在の豊福小学校校区における廃止ため池の状況と今後の対策方針についてお尋ねいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 当該校区には大小合わせて15か所の農業用ため池があり、そのうち山堤ため池及び鳥島ため池は、既に水利権が放棄された廃止ため池となっています。

議員御指摘のとおり、同校区は宅地化が進んでおり、ため池が廃止され管理者が不在となることで、荒廃化の進行、草木の繁茂、不法投棄など生活環境の悪化、さらには決壊時の下流域への影響など、防災面でのリスクも懸念されます。また、宅地化の進行で排水路の断面積が不足しており、大雨時の浸水被害も発生している状況にあります。

このため、経済部では当該2か所のため池について洪水解析を実施した上で、調整池として整備することとし、今年度中の工事発注を予定しています。併せて、流下能力が不足する下流水路については、土木部と連携し排水路整備を進める予定としています。

なお、この2か所のほかにも、複数のため池について地元水利組合から廃止意向を伺っていますので、そちらの協議も進めていく予定です。

今後も、高齢化や後継者不在による離農と宅地化による環境変化により、水利権が放棄されるため池はますます増加すると見込まれます。

市としましては、水利権放棄後は地元の意向や周辺環境を踏まえ、調整池化や埋立てなど最適な方法により、できる限り浸水被害を減少させていきたいと考えております。

○**3番（坂元大介君）** 山堤ため池及び鳥島ため池については、洪水解析を実施した上で、調整池として整備し、併せて下流水路の整備も進めていくとのことで、防災面を踏まえた対応を進めていただいていることは理解いたしました。一方で、答弁にもありましたように、高齢化や後継者不足、宅地化の進行により水利権が放棄されるため池は、今後も増えていくことが想定されます。これは、農業だけの問題ではなく、地域の環境管理や土地利用の変化とも関わる課題であり、同様に管理者不在による課題として、空き家問題などにも通ずるものがあると感じております。豊福小学校付近の通学路沿いにも空き家があるのですが、この家屋が倒れかかっている

ようにも見え、非常に危険を感じるのですが、現在のこの空き家に対する対応の進捗状況を教えてください。

○市長政策部長（亀井 誠君） 対象の空き家は、豊福小学校の正門がある国道3号沿いの北側に位置し、立木が通学路を圧迫している状況にあります。また建物も老朽化し、倒壊による人的・物的被害が懸念される空き家でもあります。

以前から地元行政区や小学校から対処の要望があっていたことから、所有者を調査したところ、登記簿上の所有者は宇城市内に確認できたものの、その戸籍や住民票の存在が確認できず、生死や所在が不明だったため、行政による略式代執行を行うべく、令和8年度当初予算を計上しているところです。

議決をいただきましたならば、速やかに各種手続に入り、解体工事の実施による危険除去を行う予定です。

○3番（坂元大介君） 豊福小学校前の国道3号沿いにある当該空き家については、行政による略式代執行に向けて予算計上まで進めていただいているとのことで、地域の安全確保に向けた対応に大変感謝申し上げます。当該箇所は小学校の通学路に面しており、立木が通行を圧迫している状況や建物の老朽化による危険性が指摘されていたことから、解体工事による危険除去が進むことは、地域住民や保護者にとっても大きな安心につながるものと思います。同じような空き家が今後宇城市内でも増えていくことと思われますが、その対応についてどのように考えているのか。また通学路上の空き家の場合、学校が把握することで危険性の事前除去が可能なため、その方策について何かあれば教えてください。

○市長政策部長（亀井 誠君） 令和元年度に実施した空き家実態調査によると、市内の空き家は1,533棟を確認しております。

その中には、倒壊の危険性が高い空き家や、既に部材の落下などにより、周囲への被害が懸念される空き家もあります。

そのような空き家に対する安全対策として、家屋の立地状況や損壊の種類あるいは程度などにより、例えばカラーコーンによる注意喚起や侵入防止ネットの設置、あるいは屋根へのネット敷設など、建物については所有者が、周囲については市で行っているところであり、今後も個別具体的に考える必要があると認識しております。

通学路上の空き家については、危険性がある場合、毎年、学校と市や県などの道路管理者が合同で実施している通学路安全点検により、危険性の把握及び対策を共有できる仕組みが整っておりますが、空き家情報を把握していない可能性は大いに考えられるため、市内小中学校に対して、危険性の高い空き家情報を提供する仕組みづくりを検討いたします。

具体的には、実施から7年が経過した空き家実態調査の費用を令和8年度当初予算で計上しているところであり、成果品である空き家の場所や程度などの情報から、一定の水準を超える空き家情報を提供することを考えております。

○3番（坂元大介君） 今後も同様に管理が行き届かない空き家については、地域の安全や生活環境の観点から、関係機関や地域と連携しながら適切な対応を進めていただくことをお願いいたします。当該地域は小学校の通学路でもあり、子どもたちの安全確保という点では、空き家の問題だけではなく、日頃の通学環境全体にも目を向けていく必要があると感じております。

そこで、次の質問に移ります。豊福校区は、通学路に指定されている狭い集落内道路が多く、その道路においてスピードを出して通行する車両も見受けられます。特に見守りが手薄になりがちな下校時には、児童の安全が確保されているのか非常に心配しております。このような状況に対して、道路管理者としてどのような対策が考えられるのかお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 児童通学路の安全性の確保に関しまして考えられますのは、歩車道の分離や道路の通行規制があります。通行規制には、通れる車両規格を制限する重量規制や走行速度を制限する速度規制などが考えられます。

道路には交通管理者、道路管理者と異なった管理者があります。重量規制は道路管理者、すなわち市道であれば市に権限が与えられておりますが、今回のような事象、スピード超過等の事象に対しましては直接的な効果は期待できません。

また、速度規制につきましては通行に関するものとして、道路交通法により熊本県公安委員会などのいわゆる交通管理者に権限が与えられております。一般的には、事故が多発するなどに起因し、様々な対策を検討する中の1つに速度制限があるので、一朝一夕に制限速度が変更される事例はないものと認識しております。

規制以外では、物理的な対策としまして、路上にハンプと言います凸凹の設置や幅員の狭さく等がありますが、車両通行時の騒音問題や通行時の不便さなどから余り浸透していない現状があります。

また、ゾーン30という指定による規制もございますが、ゾーン30とは、区域を定めて時速30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせることで、車の走行速度や通り抜けを抑制するものです。しかしながら、指定を行ったことにより、区域と境界をなす周辺道路に車両が集中し、異なる場所の新たな渋滞の原因になったりしているところ です。

そのことから地域の住民、都道府県警察、道路管理者等の合意により、地域が自ら整備計画を策定し、その計画に基づいて対策を実施する施策となりますので、現在のところ宇城市で指定された区域はございません。

このような様々な要因がありますが、宇城市においては即効性を期待しまして、通学路の安全対策には、カラー舗装による対策を進めています。これは、視覚的な注意喚起によりまして、ドライバーの速度低下や走行位置の是正、歩行者、特に児童と車両の接触事故を減らす効果を期待するものとなります。

また、令和8年9月には、改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車・自動二輪車の法定速度は、これまでの時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられます。

ここで言います生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される道路でありまして、中央線などで車線が区切られていない、まさに御指摘の狭い集落内道路などを指します。

この改正により、特別な指定をせずとも自動的に時速30キロメートルの速度制限がかかりますので、狭い道路での通行速度が抑制され、児童生徒はもちろん、歩行者の安全確保が一層進むことを期待しているところでございます。

○3番（坂元大介君） 通学路の安全対策については様々な手法があること、また、それぞれに権限や地域合意などの課題があることは理解いたしました。豊福校区のように集落内の狭い道路が通学路となっている地域では、特に下校時など見守りが手薄になる時間帯もありますので、今後も地域の実情を踏まえながら、関係機関と連携し、通学路の安全対策を進めていただくことをお願いし、この質問を終わります。

それでは、大きな質問3点目、中学校部活動の地域移行について。指導者の確保が最重要課題だと考えますが、現在、どのように指導者を確保していくのかお尋ねいたします。

○教育部長（舩井貴男君） 本市の中学校部活動地域展開については、令和9年夏の休日からの開始に向けて鋭意準備を進めているところです。

現在の計画としては、これまでの部活動と同じく中体連等の大会出場を目指すハッスルクラブ、大会には出場せず友達と楽しく過ごすエンジョイクラブ、自分の興味がある種目に参加できるチャレンジクラブの3つのカテゴリーを準備し、できるだけ生徒の希望に沿った居場所づくりに取り組んでいるところです。

本年度の取組としまして、児童・生徒・保護者・小中学校教職員に対して、本市の中学校部活動地域展開である「YOU MAKE project」について、チラシや説明動画等により周知を図った上で、それぞれにアンケート調査を行い、意向を確認いたしました。

また、小中学校校長、部活動顧問、保護者、スポーツ及び文化団体、教育長を委員として中学校部活動地域展開運営協議会を設置し、これまでに4回の協議を行い、具体的な制度の内容について議論を行っているところです。

このほか、実施する可能性があるクラブ活動の実証事業を行い、実施に向けた課題整理等を行いながら、制度設計を進めているところです。

地域展開後のクラブ指導者の確保につきましては、指導者なしでの活動は難しく、クラブ活動を円滑に実施するために非常に重要です。クラブ指導者は、地域の多様な人材から中学生を指導するに適切な資質・能力を備えるとともに、設置するクラブの数だけ確保する必要があります。

昨年末からクラブ指導者の募集を始めており、12月末に市内全戸に募集要項の配布とともに、市内小中学校の教職員及び部活動外部指導者、スポーツ協会、文化協会へ呼び掛けを行っております。

本市の中学校部活動地域展開が目指すものは、生徒一人一人の意思を大切に、生徒の可能性を高める居場所づくりにより、誰もが居心地のよい触れ合える場所を確保することです。

そのためには、クラブ指導者の確保は非常に重要であり、まだ不足している状況であることから、今後とも引き続き、地域の理解と協力を得ながら、クラブ指導者確保に取り組んでまいります。

○3番（坂元大介君） 本市の中学校部活動地域展開については、令和9年夏の休日からの開始に向け、ハッスルクラブ、エンジョイクラブ、チャレンジクラブといった形で、生徒の多様なニーズに応じた居場所づくりを進めておられること、またアンケート調査や運営協議会での議論、さらには実証事業等を通して制度設計を進めておられることは理解しました。また、地域展開後のクラブ活動を円滑に実施する上で指導者の確保が非常に重要であり、現在募集を進めておられることについても理解いたしました。一方で、地域展開を進めていくに当たっては、指導者の確保と併せて、実際に活動を行う場所の確保も重要な課題になるのではないかと考えております。特に種目によっては、学校施設だけでは対応が難しい場合や、地域の施設との連携が必要になるケースも想定されます。

そこで、次の質問に移ります。地域展開後のクラブ活動の実施場所について、市としてどのように確保していくお考えなのかお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 地域展開後の活動場所については、中学校施設を活用することを原則とし、学校教育に支障のない範囲で、優先的に使用できるようにしたいと考えております。その上で、中学校施設だけでは不足することが予想されますので、小学校や高等学校、社会体育施設、社会教育施設、民間の施設等の活用を検討してまいります。

また、活動時間は、これまでの部活動と同様に平日は午後7時まで、休日は日没までを限度とし、特に社会体育施設及び社会教育施設を使用する場合は、夜間の利

用などできるだけほかの利用者と競合しないよう配慮してまいります。

○3番（坂元大介君） 地域展開後の活動場所については、中学校施設を原則としながら、小学校や高等学校、社会体育施設、社会教育施設、さらには民間施設の活用も含めて検討されているとのことで、活動環境の確保に向けた考え方は理解いたしました。また、活動時間についても、平日は午後7時まで、休日は日没までを基本とし、施設利用については他の利用者との調整にも配慮していくとのことで、運営についても整理が進められていることが分かりました。このように、活動場所や活動時間などの環境整備と併せて、クラブ活動を実際に支えていく指導者の確保が、やはり非常に重要になると考えています。

そこで、次の質問に移ります。地域展開後のクラブ指導者に対する報酬について、市としてどのような考え方で制度設計を進めているのかお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 地域展開後は、クラブ指導者への報酬が必要となってきます。

報酬額については、まだ決定しておりませんが、現在公表している指導者募集要項において、ハッスルクラブは時給1,050円から1,500円程度、エンジョイクラブは1,050円程度、チャレンジクラブは1,050円から1,300円程度としております。

各カテゴリーで差があるのは、指導に必要な専門性が異なるためで、高い専門性が必要なハッスルクラブが一番高くなるものと想定しています。また、1つのクラブに、主たる指導者と補助的な指導者の2人を想定しており、それぞれに報酬を支払う予定です。

地域展開後においては、これまで公費で運営されてきた部活動とは異なり、受益者である保護者の経済的負担が求められます。

このため、保護者の負担が過剰にならないよう、市が一定の負担を行っていくとともに、国県も財政支援を行う方針を示しています。

今後、指導者報酬額の算定に当たっては、指導者の意欲向上と保護者や市の経済的負担等も考慮しながら、地域展開後の地域クラブ活動が持続可能なものとなるような報酬額を検討してまいります。

○3番（坂元大介君） 地域展開後のクラブ指導者の報酬については、現在、募集要項の中で一定の目安が示されており、クラブのカテゴリーごとに必要な専門性を踏まえた設定を検討されていること、また、主たる指導者と補助的な指導者の2人体制を想定されていることは理解いたしました。部活動は、生徒にとって技術の向上だけではなく、仲間との関わりや自己成長につながる大切な学びの場でもあります。地域展開に当たっては、活動内容や機会について地域による格差が生じないよう配

慮するとともに、保護者負担の在り方にも十分配慮し、家庭の状況にかかわらず、全ての生徒が参加できる環境を整えていただくことが重要であると考えます。生徒一人一人にとっての大切な居場所が守られる仕組みとなることを期待し、この質問を終わります。

それでは、最後の大きな質問に移ります。子どもたちにとって小学校への入学は大きな環境の変化です。幼児期の遊びや生活を中心とした学びから、小学校では教科を中心とした学びへと大きく変わるため、その変化にうまく適応できず、授業中に落ち着いて座れない、集団行動が難しいなど、いわゆる小1プロブレムと呼ばれる課題が全国的に指摘されています。こうした課題に対応するため、国においては幼稚園、保育所、認定こども園と小学校が連携し、子どもたちの学びを切れ目なくつなぐ幼保小の架け橋プログラムが進められています。子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるよう、幼児教育と小学校教育の円滑な接続は非常に重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。保育園における遊びを中心とした生活から小学校教育への移行を子どもにとってできるだけ緩やかなものとするため、国が示す幼保小連携の考え方に対する本市の認識と具体的な取組についてお聞かせください。

○教育部長（舛井貴男君） 国においては、幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、5歳児から小学校1年生までの時期を架け橋期と位置付け、子どもの育ちや学びを連続的に保障することが重要であると示されております。

本市におきましても、この架け橋期は、生活環境や学習環境が大きく変化する中で、子どもが不安を抱くことなく、小学校生活を円滑にスタートさせるための極めて重要な時期であると認識しております。

具体的には、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を通じて、子どもの生活習慣や集団の中での様子、配慮を要する点などについて丁寧な情報共有を行い、小学校入学後の指導や支援にいかしていくことが重要です。

現在、本市においては、幼保等施設職員と小学校教員との意見交換の実施、入学前における学校見学や交流の機会の設定、小学校教員による幼保等施設訪問及び情報交換、幼児期に育まれた力を踏まえた指導の工夫、中学校校区ごとに作成されている幼保小・中連携カリキュラム（基本的生活習慣の定着等）の共有、入学後おおむね1か月程度を目安とした特別な教育活動としてのスタートカリキュラムの共有、年中児を対象とした教育委員会職員による就学説明会の実施などの取組を通じ、学びと生活のつながりを意識した幼保小連携を進めているところです。

今後も、幼保小の連携にとどまらず、家庭や地域、関係団体、行政など、子どもに関わる全ての関係者が連携・協働しながら、本市の実情に応じた幼保小の架け橋

づくりに、引き続き取り組んでまいります。

○3番（坂元大介君） 御答弁のとおり、本市では幼児期から小学校入学にかけての架け橋期における連携を重視し、幼保小間の情報共有や交流、指導方法の工夫など、入学後の円滑な学校生活を支えるための様々な取組を進められておられることを確認いたしました。しかしながら、入学後においては、登校しぶりや対人関係の不安などにより、不登校につながるケースも見られると考えられます。

そこでお伺いします。本市においては、このような入学後の登校や対人関係の不安を抱える子どもに対して、福祉部及び教育部それぞれどのような具体的な取組を実施しているのかお答えください。

○福祉部長（岩井 智君） 就学前においては、子どもの発達段階や家庭環境などが、入学後の登校しぶりや対人関係の不安につながる場合があることから、早期からの気づきと支援が重要であると認識しています。

福祉部では、保育所や認定こども園等と連携しながら、日常の保育や子育て相談を通して、子どもや家庭の状況を把握する取組を行っています。

例えば、発達面や生活面で配慮を要する子どもには、保護者の相談に応じながら、関係機関と連携した支援につなげるなど、就学後を見据えた支援を行っています。

また、保護者に対しても、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めることで、家庭での孤立を防ぎ、子どもが安心して就学期を迎えられるよう支援を行っております。

○教育部長（舩井貴男君） 入学後の取組につきましては、1年生の発達段階を十分に踏まえ、生活面及び学習面の双方において、無理のない指導を行うことを基本としております。

特に、幼児期における学びや育ちを尊重し、遊びや体験的な活動を取り入れながら、児童が学校生活に段階的に慣れていくことができるよう、教育活動の工夫に努めております。

また、入学後の不登校を未然に防止する観点から、入学直後より児童一人一人の様子を丁寧に把握し、表情や行動の変化などの小さなサインを見逃さないよう、学級担任を中心としたきめ細かな見守りを行っております。

気になる状況が見られた場合には、早期に管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携を図るとともに、家庭との情報共有を行い、迅速かつ適切な対応に努めているところです。

具体的な施策といたしましては、スタートカリキュラムを活用した特別日課の編成をはじめ、教職員間の情報共有、幼稚園・保育所職員との情報交換、学びと育ちの接続をテーマとしたセミナーの開催、さらには、保護者との丁寧な面談や相談対

応を通じて、児童及び家庭への支援を行っております。

加えて、高学年児童によるサポートや、歓迎会、歓迎遠足などの他学年との交流機会を設けることで、児童が安心して学校生活に適應できる環境づくりにも取り組んでおります。

幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続、いわゆる幼保小の架け橋期における取組は、入学後の学校適應や不登校の予防につながる重要なものであると考えており、本市の実情に応じた取組を進めているところです。

一方で、子どもを取り巻く家庭環境や社会状況は多様化しており、全てのケースに十分対応できているとは言い難い面があると認識しております。

そのため、今後につきましては、これまでの取組の成果と課題を整理・検証しながら、より実効性の高い支援体制の構築に努めてまいります。

本市といたしましては、幼保小の架け橋期を含めた切れ目のない支援が、子どもの健やかな成長と学びを支える上で極めて重要であると考えております。

引き続き、福祉部と教育部が連携を一層深め、子ども一人一人の状況に応じた支援を行うことで、健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

○3番（坂元大介君） 本市では、幼保小の架け橋期から入学後まで、教育部、福祉部が連携して切れ目のない支援を行っていること、児童一人一人の表情や行動の変化に目を向け、教職員や関係機関とも連携しながら迅速に対応する体制を整えていることは高く評価いたします。また、保護者相談や幼保との情報共有により、家庭での孤立防止や就学期の安心感の確保にも配慮されている点も重要です。さらに、子どもや家庭の多様化に伴う課題を認識し、今後の支援体制の強化に取り組む姿勢を示されている点も評価いたします。昨日も特別支援に関する会議の中で、保育士さんが「保育士が大変疲弊しているんです。私たちは、保育をするために保育士になった。支援に対する手が足りない」と心から願っておられました。その中で、教育委員会だけではなく、福祉部やこどもセンター長、子どもに関する知識を持たれた職員の方も、是非そういう会議に参加してほしいという声もありました。この辺も是非御検討いただきたいと思います。

それでは、最後の質問です。放課後児童クラブについて。民間企業の参入により、今後、学習支援の充実が図られるのか。また、利用料への影響はないのか。また併せて、企業参入による具体的なメリットと放課後児童クラブの基本理念との関係について、市の考えをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、放課後等に適切な遊びの場や生活の場を与え、児童の自主性や社会性、基本的生活習慣の確立を図ることを目的とする事業です。

放課後児童クラブは、学校教育の延長としての学習塾的な機能を担うものではなく、あくまでも生活の場であることが基本理念となっています。その中で、宿題等に取り組む時間を設けることは、生活習慣の形成や自己管理能力の育成という観点から重要であり、本市においてもこれまで同様、生活の流れの中での学習見守り支援として位置付け、継続してまいります。

令和8年度からの運営体制の見直しにより、直ちに利用料が大幅に上昇するということはございません。現に、受託事業者が行った保護者説明会では、来年度の利用料について、現行の利用料をそのまま引き継ぎ、令和9年度から8クラブの利用料について金額の調整を行い、均一の料金にする方針が示されています。

今回選定された事業者は、全国で多数の放課後児童クラブを運営している実績を有しており、支援員の確保や研修体制の整備において組織的な取組が可能です。実際に、今回の体制移行に当たり支援員の応募もあり、これまで以上に安定的かつ計画的な人員配置が期待できます。

また、全国規模での運営ノウハウをいかし、他地域のクラブとのオンライン交流など、新たな体験の機会を創出することも可能となります。このような取組は、児童のコミュニケーション能力や視野の拡大につながるものというふうに期待をしております。

今後とも、子どもたちが安心して過ごせる環境を第一に考え、保護者のニーズにも耳を傾けながら、放課後児童クラブの充実に努めてまいります。

○3番（坂元大介君） この放課後児童クラブは、あくまで児童の自主性や社会性、生活習慣の形成を重視した生活の場として位置付けられ、学習はあくまで生活の一部として見守る支援であるとの点は非常に理解できました。また、民間事業者の参入により、支援員の安定的な配置や研修体制の整備、さらに全国規模のノウハウをいかした新たな体験機会の提供など、クラブ運営の安定化と児童の多様な学びや体験の充実が期待できることも評価いたします。加えて、利用料の大幅な増加がないこと、令和9年度からの均一化方針により、保護者負担の見通しも明確に示されている点も安心材料であり、今後も児童が安心して過ごせる環境づくりに努めていただきたいと思います。

本日の一般質問では、人口減少対策から地域環境、教育、子育て、放課後児童クラブに至るまで幅広いテーマについて伺いました。まず、人口減少については、単に人口の数にとらわれるのではなく、地域の魅力や価値を高め、交流人口や関係人口を増やす視点が重要であることを指摘しました。ふるさと納税や若い世代の子育て体験事業を通じて、将来的な自然増への転換につなげる施策が期待されます。次に、生活環境や安全面では、豊福小学校校区の廃止ため池や空き家、狭あい道路の

通学路について、地域の実情に応じた防災・安全対策や通学路環境整備の重要性を確認しました。学校や地域との連携を強化することが、児童の安心・安全な生活に直結するものと考えます。中学校部活動の地域展開については、指導者確保や活動場所の整備、報酬制度の明確化により、生徒にとって安心して参加できる居場所としての活動環境を整えることが不可欠であると考えます。幼保小連携や入学後の支援については、教育と福祉の連携による切れ目のない支援や、家庭との情報共有を通じた安心感の確保が重要であり、今後の支援体制の強化に期待いたします。最後に、放課後児童クラブについては、民間事業者の参入により、支援員の安定配置や研修体制の充実、全国規模のノウハウをいかした多様な体験機会の提供など、児童の学びと生活の場の充実が期待できることを評価します。加えて、利用料の大幅な増加がないことや均一化方針の提示により、保護者負担の見通しも明確になった点も安心材料であります。以上を踏まえ、今後も児童の安心・安全、地域の魅力向上、交流人口の増加、教育・子育て支援の充実に向けて、引き続き積極的な取組をお願い申し上げます。

最後に、この場をお借りして、長年にわたり市政に御尽力され、退職される職員の皆様に心より感謝とねぎらいの意を表します。これまでの御尽力に深く敬意を表するとともに、今後の御健康と御多幸をお祈り申し上げます。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、坂元大介君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11 番、山森悦嗣君の発言を許します。

○11 番（山森悦嗣君） 皆さんこんにちは。議席番号 11 番、会派彩里、山森悦嗣です。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、先般通告を申し上げておきました大きくは 5 点について質問させていただきます。1 つ目が豪雨による浸水被害の防止、軽減についてです。2 つ目が国道 218 号についてです。3 つ目が学校施設の環境改良についてです。4 つ目が農業振興についてです。5 つ目がスポーツ振興について今回質問させていただきます。

それでは、1 番目の豪雨による浸水被害の防止、軽減についてお尋ねします。浸水対策防止軽減の止水板の補助についてです。昨年の 10 月に広域連合での視察と

して、兵庫県三田市にあります株式会社モリタホールディングスに伺いました。モリタ三田工場では、ポンプ車からはしご車、コンビナート向けの消防車や空港用の消防車、救助用の工作車など、幅広い消防車の開発、製造、販売を行っておられます。また、東南アジアにも輸出されていると伺いました。その工場を見学していたときに、ふと目に留まったのがこの止水板であります。昨年8月の豪雨被害で床上・床下浸水の被害があり、その対策の1つと思い、今回の一般質問に取り入れたわけであります。この止水板の内容及び止水板の設置補助等の事例があるかお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） まず止水板とは、豪雨や洪水時に浸水被害から建物・施設を守るため、住宅の玄関やマンションの出入口、また地下施設などの開口部に設置し、水の浸入を防ぎます。用途に合わせて常設型や脱着型、自動展開式などの種類があり、土のうと異なり軽量で迅速に設置できるため、防災対策として普及しております。

現在、県内では熊本市が本年1月から止水板等設置の補助制度を設けております。

対象地域としましては、過去に浸水被害があった地域及びハザードマップや内水浸水想定図で浸水のおそれがある地域が対象となっております。

○11番（山森悦嗣君） 局長の答弁で分かりますように、今後の止水板に対しての補助を含め、熊本市では補助制度を設けているとのことでありましたけれども、今後、本市の補助を現時点でどういうふうにご考えておられるかお尋ねします。

○上下水道局長（福田真治君） 上下水道局で行える浸水対策としましては、市内全域ではなく、公共下水道整備区域内と限定された地域であります。

よって現在、宇城市雨水管理総合計画に基づき、浸水リスクが高い地域には、浸水被害を軽減する対策としまして、住宅地などへ流れ込んだ雨水を河川へ強制排水するポンプ施設の整備を優先しているところです。

この整備を進めることによりまして、止水板がなくても建物を守る浸水対策に取り組んでいることから、現在のところ、設置補助については考えておりません。

○11番（山森悦嗣君） 住宅地などへ流れ込んだ雨水を河川へ強制排水するポンプ施設の整備を優先していると理解しました。そこで、市民部にお尋ねしますが、この簡易な止水板について、市民で知らない方もたくさんおられると思います。このような資材があるということを市民に多く知らせるためにも、今後の防災訓練等で展示してはいかがかお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 浸水被害の軽減に当たっては、公助による河川整備や排水対策のみならず、市民一人一人が自ら備える自助の取組も極めて重要であると考えております。

止水板は、洪水や浸水などの災害時に水の侵入を防ぐための有効な防災資材であり、止水板をはじめとする防災資材の活用につきましては、市民の理解を深めることは非常に大切なことと考えております。

そのため、宇城市総合防災訓練や各種防災イベントなど、市民の皆様が多数参加される機会を活用いたしまして、災害時に備えた家庭内備蓄の推進に加え、止水板等の防災資材の展示などを検討し、市民の防災意識の向上に努めてまいります。

○11番（山森悦嗣君） 今後、度重なる豪雨災害に対応できる環境を整えていくのも、行政としての役割だと思っております。昨年の8月豪雨のときもそうでありました。豊野に関しては、市道あるいは民地のところが崩れて、なかなか市としての補助をする手立てがないというふうに伺っております。そういったところが2か所ほどあります。そういったところにも土のう袋でもいいかと思えますけれども、こういった止水板を設置していただくことで、二次的被害が予防また軽減していくのではないかなという思いで、今回この止水板を取り上げたわけであります。なかなかですね、いざというときにも、大雨が降るときに対応できることが非常に難しい。特に昨年の8月豪雨はそうでもありました。ああいった大雨がまた今年も降るという可能性があります。そういった思いで対応していただけたらと思います。また消防団員の減少、そして消防団員への負担などを考慮すると、その時代に合った取組が必要だと思い、今回この質問させていただきました。

次に、大きい2番目の国道218号についてであります。議長のお許しをいただきましたので、お手元に写真を配布させていただいております。この写真を見ていただくと分かりますように、これが8月11日朝7時ぐらいを撮った写真であります。右側が鎧ヶ鼻ため池ですね、それとこのバス停が寺村口です。その先に建物があり、少し泥水が出ているところが見えるかと思えます。これが山側から落ちてきた泥水の影響で、このような状況になっているわけであります。この件に関しては、今年の1月27日に県庁で行われた国道218号整備促進期成会で、私が県に対して質疑したことであります。これまでも、ちょうど10年前でしたかね、熊本地震が起きた後の6月20日だったと記憶しております。時間的に100ミリを超える、場所次第では150ミリに達した地域もあったと思えます。このときも同じような条件でありました。それから2年後、私が議員になって8年間過ごす中で、4、5回程度こういった状況があったと記憶しております。私自身の考えが、ここのちょうど泥水が出ているところから手前側に10メートル排水が流れて、そしてため池の方に国道を渡っているわけであり、ただ、この手前側10メートルを省いて、直線にこの泥水を流し込めばこういうことは起きないというふうに自分なりに考えていた中での今回、県庁での質問であったわけであります。それを踏まえて、県の方

からそのときも調査して後に御回答しますという答えだったので、それがどのような方法で県から指示が出るのか、そういう思いで今回質問させていただきます。

○土木部長（平木恵一君） 国道218号沿いの寺村口バス停は、豊野町の鍔ヶ鼻ため池の南側で、国道を挟む対向地に位置しております。大雨時にはバス停を含め、先ほどの写真にありましたとおり、国道218号にも雨水が流入している状態でございます。

道路管理者であります県に、排水対策の検討状況についての確認をしました。県で現地調査した結果、原因は、道路の排水施設ではなく、山側で降った雨がそのまま道路上に流出していることであり、登記簿等で土地の所有者等を確認したところ、該当地は私有地及び里道に当たることが分かりましたので、県の見解としては、まずは私有地の所有者と市で雨が流出しないような対策をすることが原則であるとの答えでした。

これを受けまして市としては、現地の排水施設の状況を詳しく調査し、どのような改善が可能かを慎重に検討してまいります。また、私有地の所有者とも連携し、流出水の対策について協議を進めるとともに、今後の改善対策について研究してまいります。

地域住民の皆様の安全を守るため、引き続き効果的な対応を検討していきますので、何とぞ、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○11番（山森悦嗣君） 原因が道路の排水施設ではなく、山側で降った雨がそのまま道路上に流出していることが原因との答弁いただきました。私の認識違いで、このような感じになっているわけでありますけれども、4年前に私自身もその山側の方に1回だけ登って、ちょっとどうなっているか見てきました。雨が降ったときには、そこから自然に山の水が流れていくような道ができておりました。あっ、こういった原因で、あそこの宅地の横に流れてくる環境が整っているんだというふうに、そのとき思ったわけであります。ただ、今の土木部長の答弁からいいますと、でしたら山側に土砂を止める、そして山から降った水を排出する、これは私のこの答弁書をもってからの素人ながらの考えでありますけれども、それが可能なのかなど。それをするにも、多額の費用が生じるということも分かっております。こういった方法で今後この写真のようなことが2度と起こらないようにできるか、末松市長には是非今後研究して、よろしくお願い申し上げます。

続いて、（2）の国道218号巢林の交差点改良について伺います。この件も同様で1月27日県庁で行われたときに、豊野地区の松田区長さんが交差点改良の要望をされた件であります。その内容として、朝夕の通勤時に、コンビニの裏側に狭い旧道が走っておりますが、そこを抜け道として通っていく車があり、非常に危な

いという状況の質問をされたわけであります。この点に関して、本市として交差点改良を今後どのように考えておられるかお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 御質問にあります交差点は、豊野町巢林地区に所在し、国道218号と市道安見・巡線が交差する信号機がある交差点です。

国道218号には右折レーンが設置されておらず、特に大型車両が美里町方面から市道に右折進入する際に、後続車両が追い越すことができない状態が発生していることが、地域住民からの指摘としても寄せられております。

交差点改良、右折レーンの整備に関する要望は、以前から市にも地元行政区からの地区要望として受け付けておりまして、毎年の単県事業要望の要望箇所として、道路管理者である県へ要望をしているところでございます。

県に交差点改良の検討状況について確認をしました。県で行いました渋滞状況等の現地調査の結果では、山都町方面から国道218号を右折する車両があった場合に、車両の滞留は最大でも5台から6台程度であり、この状態であれば、県の渋滞の基準では渋滞箇所としては認識されないとの回答でした。県が行います交差点改良は、主要な渋滞箇所に優先されることが原則でありまして、主要渋滞箇所以外は交通安全プログラムに位置付けられた通学路のみを優先しており、渋滞が発生しているということであれば、まず市にて状況調査をしてほしいとのことでした。

市といたしましては、引き続き地元の声を丁寧に聞きながら、問題解決に向けて取り組み、交通安全を確保して、地域住民の皆様にとってより快適で安全な道路環境を提供できますよう、今後の対策について慎重に研究を進めてまいります。

○11番（山森悦嗣君） 確かに交差点改良をしようとする渋滞箇所にはそぐわないというふうな認識は、私自身も持っております。ただ、その交差点に関しては、これまでも多くの事故もあり、そしてまた死亡事故もあっております。そういったことも鑑みますと、交差点改良をしてほしいという思いもあります。また1月には、車と車同士の事故もあっており、ガードレールもぐにゃりと曲がっているような状況であります。その目撃情報として、設置看板を設置してあるわけであります。こういった事故も踏まえて、今後、安心また安全な交差点改良に努めてもらいたいというふうに願っております。今年で熊本地震が発災して10年になるわけでありましてけれども、当時、私が方面隊長をしておりましたときにも、この交差点に消防団員を配置し、う回させた経緯があります。そのときも団員からいろいろ言われました。「何で消防団員が、こういうところに立たないといけないのですか」と、「山崎橋がまだ安全に通れない状況であるから、頼むからちょっとここ1日、2日加勢してくれ」というふうに言いました。若い団員でありましたので、素直に受けて対応していただいたことを思い出すわけであります。こういった地域の実情を知って

いるからこそ、私はこういう立場でものが言えるというふうに、これまでも思っているような発言をしてまいったわけであります。そういったことも踏まえまして、末松市長には是非何らかの対策がもし可能なら、今後検討してもらいたいというふうに思っております。

続きまして、3番目の学校施設の環境改良について、(1)の学校施設のLED化についてお尋ねいたします。水銀に関する水俣条約の採択が2013年に発効、2017年より水銀の採掘から貿易、製品への使用、排出、廃棄に至るライフサイクル全体が規制対象となり、蛍光灯や電池、血圧計など水銀添加製品の製造、輸出入が段階的に禁止されると認識しております。そこで、本市の学校施設のLED化について、どのような計画が進んでいるかお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 学校施設における照明設備については、近年建設された又は建設予定の不知火小学校、豊福小学校、小川中学校、松橋中学校の4校と、全ての小中学校体育館のアリーナ部分については全てLED化されております。

しかしながら、そのほかの学校施設においては、設備の劣化により部分的にLED化された箇所はあるものの、その大半は蛍光灯による運用となっております。

具体的な整備計画につきましては、現在、未改修となる全13校の実施設計画を進めており、本年度中に完了する予定としております。

なお、具体的な改修工事の進め方につきましては、本年度末に更新を予定する宇城市学校施設等長寿命化計画の中で、各施設の劣化状況や諸条件を含めて優先順位を設け、計画的に進めることとしております。

このため、令和8年度におきましては、建築年数の古い施設は、照明設備だけでなく、その他の劣化状況と併せて大規模改修などで整備することが効果的であるため、長寿命化計画の更新をもって進めることとしまして、大規模改修の予定が直近にない、比較的建設年度が新しい施設から整備を進めることとしております。

○11番（山森悦嗣君） 最近建設された又は建設予定の不知火小学校、豊福小学校、小川中学校、松橋中学校の4校と、全ての小中学校の体育館のアリーナ部分については全てLED化されているとのことで答弁いただきました。そして今後、長寿命化計画の更新をもって進めていくとのことで理解をいたしました。そこでお尋ねします。豊野小学校及び豊野中学校の改良計画はどのようなになっているか。また、豊野小学校5年生、6年生の教室は、天井の梁と梁の間に既存の照明が設置してあり、場所によっては薄暗くなる感じが数か所見受けられます。改修時において改善の必要があると思いますが、このことに関してお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 施設ごとの具体的な改修計画につきましては、先ほど答弁しましたとおり、本年度末に更新を予定する宇城市学校施設等長寿命化計画の中で

確定させることとしておりますが、令和8年度におきましては、比較的建設年度が新しい豊野小学校と三角中学校の改修工事を予定しております。

なお、豊野小学校における改修計画につきましては、議員御指摘の状況も把握するとともに、学校環境衛生基準で示される照明照度500ルクス以上を目指して整備を進めてまいります。

○11番（山森悦嗣君） 令和8年度においては、豊野小学校そして三角中学校の改修工事を予定しているとの答弁いただきありがとうございます。建築年数の古い施設は劣化状況と合わせて大規模改修が必要とのことで理解しました。予算等の含みもあるかと思いますが、令和9年末をもって蛍光灯が廃止となっておりますので、できる限り早い対応をしていただくよう要望しておきます。

次に、（2）の屋内運動場空調設備について伺います。昨年度から整備が進められている市内の小中学校の屋内運動場空調設備事業の事業計画と進捗状況についてお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 市内全17校16施設において整備を進めております屋内運動場空調整備事業につきましては、施設規模が大きく避難所利用への優位性が高い中学校施設から先行して整備を進めております。当初計画におきましては、中学校を令和8年3月末、小学校を令和9年1月末までの完成を目標として進めてまいりました。

しかしながら、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、いわゆる省エネ法に基づきまして、令和8年度より変圧器の基準が大きく見直されることになりました。

現在製造されている変圧器については、駆け込み需要が発生しており、当初の予定工期には納入が見込めない状況となっております。

また、新基準の変圧器につきましては、令和8年4月以降から順次、製造・出荷されるものの、現時点におきましては、発注から納品まで8か月から10か月ほど必要になると予想される状況にあります。

このことから、当初の事業スケジュールを大きく見直す必要が発生し、現状では中学校を令和8年12月末、小学校を令和9年3月末までとする目標に変更しております。

一方で、各校での電気設備の条件が様々となっており、施設によっては受電設備の改修が不要で変圧器の改修が発生せず、事業計画より早い完成が見込まれる施設もございます。

なお、現状の進捗状況としましては、令和7年12月までに中学校全5校5施設の工事契約を締結するとともに、小学校全12校11施設のうち5施設を令和8年

2月までに締結しております。

残りの6施設につきましては、令和8年4月までに契約を締結する予定でございます。

全体の事業計画に対する発注スケジュールにつきましては、おおむね予定どおりの工程となっており、引き続きスピード感をもった事業推進に努めてまいります。

○11番（山森悦嗣君） 現状では、中学校を令和8年12月末、小学校を令和9年3月までとする目標に変更しているというふうに理解しました。また、受電設備の改修が不要である場所に対しては、事業計画よりも早い成果が見込まれるということも認識しました。今年の夏は無理というふうに思いますけれども、令和9年の夏までには、ほぼ順調にいけば済んでいるというふうに考えております。豊野に関しては小中一貫でありますし、小中学校にあります体育館1施設のみと思います。残りの旧小学校の屋内運動場は該当しないというふうに私も考えているわけでありましてけれども、この事業が全て終わったのちに、豊野の住民の方からどういう意見が出るか分かりませんが、是非、旧小学校の体育館、屋内運動場にも設置してくれという要望がもしも上がって、そしてある程度の財源が確保できた場合には、進めたいというふうに願っております。

続きまして、大きな4番に入らせていただきます。農業振興についてです。農産物の適正な価格形成についてお尋ねします。生産から販売までの取引価格において、農作物の生産に係る資材や人件費等の高騰などの生産コスト価格転換が難しかった。これを背景に、今年度新たに食料システム法が創設され、4月より新たにスタートすると国からの説明の内容を踏まえ、食料システム法における農作物の適正な価格形成における市の認識と見解についてお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 現在、これまでの長期的なデフレ経済から、物価と名目賃金が共に上がるインフレ経済への転換期ではありますが、実質賃金は低下していることの影響を受け、消費者には値ごろ感のある商品が好まれる傾向が強く見受けられております。

1年ほど前の報道ではありますが、JAが肥料費や動力光熱費など増加するコストを卸売会社へ提示しても、反映できるのは一部であるようです。これは、冷え込む消費を意識してスーパーなどが値上げに慎重となる現状は想像以上に深刻であり、生産コストの増加に見合った適正価格の実現は容易ではないとのことでありました。

農産物をはじめとした食料を取り巻く環境において、肥料や飼料等の生産資材費、物流費、人件費の上昇が、食料供給に要する費用の増加を招いていることは、大変重く受け止めている課題でございます。

特に、青果物は品質が短期間で低下しやすく、本来的な需要が生活必需品とされ

るため、消費者側からの価格意識が強く影響することは承知しております。

ただ、この状況を受けて、今年４月から施行されるいわゆる食料システム法は、生産者の期待に沿うものではないか感じております。

具体的には、売り手が食料品の持続的な供給に要するコストの根拠を示して協議を申し出た際には、買い手が誠実に協議に応じる努力をする旨の義務付けや、適切な対応がなされない場合には国からの指導や助言、そして必要に応じた勧告や公表の措置が講じられるなどが規定されております。

さらに、特に生産コストを認識しにくい米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳の５品目について、価格交渉の円滑化を促すため、国がコスト指標を示すことも盛り込まれております。

今回の食料システム法の改正で、より適切に生産コストが取引価格に反映される環境が整いますので、農業者の生産意欲の高揚につながることを最も期待しております。

○１１番（山森悦嗣君） 答弁でありましたように、今回の食料システム法の改正で、より適切に生産コストが取引価格に反映される環境が整うので、農業者の生産意欲の高揚につながることを最も期待しているという答弁をいただきました。これが実際にそうなれば、これは生産者、農業に携わっている人からすれば非常にありがたいわけであります。ただ、答弁にありましたように、ここに「協議に応じる努力をする旨の義務付けや」という、その辺の言葉の言い表し方がちょっと、ん？というふうに感じているわけであります。そういったときに、努力義務で政府はこれを進めていくのか、それともそういったときは政府がきちんと補填してするのか、今後４月から先、私たち議員もそうでありますけれども、農業を携わっている人は注視していきたいというふうに考えております。

その中での再質問でありますけれども、コスト指標が出される品目で野菜となっているが、野菜の種類について問う。また、果樹はコスト指標の対象になるかをお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） コスト指標が示される野菜は種類を問わず、国が認可したコスト指標を４月以降、順次公表していくこととされております。

なお、コスト指標が示される食料品は、日常の生活必需品として日々売買される食品を対象としており、果樹は含まれないということです。

○１１番（山森悦嗣君） ４月以降に順次公表していくということですので、そこは今後、注視していきたいというふうに思っております。また、ここで引っかかるのが、果樹に関しては、日常の生活必需品として日々売買される食品の対象ではないということで、外されているわけであります。果樹自体もちろん肥料であっ

たり、農薬であったり、資材等も含め、また物流関係も、同様に全てが同じ感じで進んでいるわけであります。そこをこういうふうに除外してもらおうと非常に困るわけであって、これも是非盛り込んでいただきたいというふうに私自身、農家の立場からすれば、それは願っているわけであります。この価格形成についてですけども、まだ時間が大分余っておりますので、まずここに至った経緯を少し、特に末松市長には覚えておいてもらいたいことがあります。と申しますのも、3年前、私が部会長をしております、宇城ナス部会の会議の中で、2024年問題もありましたけれども、物流関係で、全て生産した品目、例えば今回はナスを取り上げておりますけれども、その費用が、選果場まで生産者が持っていく、そこで選果して、そして市場に届くまでの経費が4キロケースで出しておりますが、4キロに掛かるその物流だけのコスト、ダンボールだったり、包装代、運賃、あといろんな手数料を含めて388円です。それが経費としてもう差っ引かれるわけであります。そこに仮に10アール当たり25トンの収量があって計算しますと、約145万円ほどです。仮に30アールつくっていたら、その掛け3倍です。それを生産者が全て負担している。これを3年前に、せめてこれをフィフティフィフティにしてくれないかと市場側に申しますと、それは半減になります。10アール当たりだったら70万円、30アール当たりだったら210万円を生産者が負担しなくてすむわけです。それが地方で農業している、また地方のこういった自治体が反映していくわけです。その金を10年、20年、市内で売ってお金に使えるわけです。もちろん、いろいろ機械とか資材代にも転換できます。これをしてもらえないかと、これは誰が決めたルールか私も分かりませんが、40年前ぐらいから、50年前ぐらいから、ずっとあるということを私も聞いております。当時の園芸部会長だった前田部会長にもこのことを申したら、「お前の言うとおりだ。俺もトマト部会でこれを言う」と言って賛同してもらいました。このことを2年前に参議院議員の進藤金日子先生にも申しました。そのときに進藤先生が言われたのが、「千葉県の花の農家さんも、あなたと同じようなことを言っておりました」というのが、農家の実情です。これを今年12月に陳情に行ったときに、藤木先生にも申しました。そのときに藤木先生が、4月からこういう制度が始まるから、そっちでできるような感じで言われたので、今回この質問をさせていただいたわけであります。そのときは、中身は全然自分も分からなかったから、今回質問をさせていただく経緯であります。特にこの1年間、米がたくさん報道されている中で、じゃあ米の価格って一体いくらが適正なんだと言われたときに、自分もいろんな農家さんに聞きました。さすがに昨年の60キロ当たり3万円から3万5,000円は皆さん高いねと、同じようなことを聞きました。よっぽどこだわった栽培をしていない限りはですね。ただ、じゃあい

くらかと言われたときに、私が何人かに聞いた中で、最低やっぱりこの現状を踏まえると2万4、5千円は欲しいねと、賃金を払わなければならないし、肥料、資材も全て上がっている。特に、末松市長も御存じかと思いますけれども、下東育苗センター。あの田植え箱も枚数で値段は若干違いますけれども、1枚627円から660円で推移しております。こういったことを考えると、やはり田植えをしなくていい、スマート農業でドローンで何か1つずつ置いていくというような何か栽培方法もあるというふうに聞いております。それはそれで進めてもらえればいいかと思えますけど、こういった田植えを省ければ、多少はまたその経費を抑えられるのでありますけれども、こういったのはおそらく4、5年先、もっと先になるかなというふうに自分では認識しているわけでありまして。そういったことを踏まえて、是非今後末松市長は全国市長会議の中でも当然発言される立場であるわけでありまして。また、九州の市長会でも発言される場所に行かれると思います。こういった地方の農家さんの現状を伝えてもらいたい。これになる、ならないは別にしてもらって、是非このことをお願いしておきます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。5番目のスポーツ振興についてであります。12月定例会で坂下議員がリブワーク藤崎台野球場の誘致について一般質問されましたけれども、私も同様に、末松市長が数%でも考えておられるなら、今年の第1回定例会で一般質問してみようという思いで、今回取り上げさせてもらいました。市長の見解は変わらないかと思えますけれども、市長の見解をお願いします。

○市長（末松直洋君） 昨年12月の定例会で坂下議員にも答弁しましたが、個人的には私は野球は大好きで、本市に県営球場ができればよいと思います。

県は、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議の提言を受け、収益性等を踏まえた整備・運営に加え、イニシャルコストとランニングコストの県負担軽減を目指しています。

誘致に当たっては、アクセス道路などのインフラ整備、用地取得、地元の合意形成等、市として取り組むべき課題は多岐にわたり、地元自治体としての財政負担も伴います。

予算は限られており、市としては、まずは人口減少対策と市民所得向上に向けた事業に注力してまいります。

まずは、県の話をしっかり聞いて、どれぐらいの財政負担、ランニングコストがあるのか、そういったところをしっかり聞きながら、宇城市でも取り組むことができるようであれば、前向きに検討していきたいと思えます。

○11番（山森悦嗣君） 市長ありがとうございます。市長の答弁で分かりましたよう

に、可能性があるならという答弁がありました。本当、私も同様の気持ちでやはり挑戦はしてもらいたい。その後は、財政面とかいろんな負担が生じるなら、それはそれで市長の判断でそこは沿うわけであります。特に、亀井市長政策部長も県から派遣していただいております。最高の条件が整っているというふうに私自身は認識しているわけでありますので、是非、同じ土俵には上がっていただいて、最終的には末松市長の判断に委ねたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしておきます。

最後になりましたけれど、少し時間ありますけども、今年度をもって退職される皆様方には本当大変お疲れ様でした。次の道にそれぞれ進んでいかれるかと思いますが、健康には十分御留意していただいて、楽しい第二の人生に進んでいただけたらというふうに考えております。また、大変恐縮ではありますが、私自身も2月26日に、来る4月19日の市議会議員選挙がありますけれども、そこにはもう出馬しないことを決断しました。思い起こせば8年前に、これまで豊野町での先輩議員がおられる中、退団されるというふうに聞いた中で、これは豊野町から1人も議員が出ないなら、どうなるんだろうという思いで、当時のその前の12月から一人で悩み、それから2か月ほど経って反対する嫁をどうにか説得して、1月27日をもってこの選挙に臨んだわけであります。その間、自分のような立場の人間を8年前、議員として送り出していただいたこの思いは、これまでも片時も忘れることなく、自分なりの歩み方で進んできました。ただ、今回、自分も安堵したのは、周りに豊野からたくさん議員の方も出られます。あつ、自分の役割はこれでもう終わったのかなというふうに、大きな決断もできたわけであります。と申しますのも1つ、2つ、3つの理由ではありません。もう本当に数えきれない理由が今回たまたま重なったんです。そのような思いで辞めるときも3日、4日家に引きこもって悩み、考え貫いた上の2月26日の決断であります。その決断したときは、家内だけは喜んでくれました。これは末松市長も同じ思いで、今、市長をされているのは分かります。また、そこを家族にも話したところ、うちの息子の嫁が「お父さん、今度議員に出られないなら、報告したいことがあります」と、「えっ、何？」と聞いたら、「4人目を授かっている」と、「ああ、そうだったの」と、それすらも気づかず、同じ部屋の中に住んでいて何も気づかないまま過ごしていた自分が、本当に家のためには何もしてこなかったんだと、辞めてよかったな、決断してよかったなというふうに感じたわけであります。孫といいましても4番目です。少子化の中では、我が家は大分活躍しているかなというふうに思います。そういった孫とも、今後触れ合う機会も増えていくかなと、自分も楽しみであります。まずはゆっくり、自分も一息ついて、やっとじいちゃんと呼ばれる立場になるのかなと、

今まで1回もじいちゃんと言われたことないので、じいちゃん怖いから。そんな我が家の環境でありました。豊田議長が最後、目の前にいるのが運命だと思います。豊田議長には議員になった早々、一番にけんかした仲でもありますので、そういった中で、目の前におられて本当私もうれしく感じております。少し長くなりましたけれども、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

山森悦嗣議員、8年間大変お疲れ様でございました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後1時52分

第 6 号

3 月 1 1 日 (水)

令和8年第1回宇城市議会定例会（第6号）

令和8年3月11日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1 番 林 田 和 君	2 番 津志田 幸 紀 君
3 番 坂 元 大 介 君	4 番 四 海 公 貴 君
5 番 河 野 真 理 君	6 番 吉 良 邦 夫 君
7 番 田 中 美 君 君	8 番 嘉古田 茂 己 君
9 番 原 田 祐 作 君	10 番 永 木 誠 君
11 番 山 森 悦 嗣 君	12 番 三 角 隆 史 君
13 番 坂 下 勳 君	14 番 大 村 悟 君
15 番 高 橋 佳 大 君	17 番 河 野 正 明 君
18 番 豊 田 紀代美 君	19 番 中 山 弘 幸 君
20 番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

16 番 園 田 幸 雄 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 末 松 直 洋 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木見田 洋 一 君
市長政策部長 亀 井 誠 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保健衛生部長 元 田 智 士 君

經 濟 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 惠 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総 務 部 次 長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君
經 濟 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、9 番、原田祐作君の発言を許します。

○9 番（原田祐作君） 皆さん、おはようございます。会派蒼生、議席番号 9 番、原田です。先般御通告申し上げていましたとおりに、早速質問に入りたいと思います。今回は大きくは 3 つ、1 点目が内水対策について、2 点目が宇城市の文化的・歴史的事業について、3 点目が奨学金制度についてということで進めてまいります。

まずは 1 点目、現在、この宇城市内において、その内水対策の重点地域といえますか、そのような対策が行われている地域についてお尋ねをいたします。

○上下水道局長（福田真治君） それでは、内水対策地域についてお答えいたします。

上下水道局所管におきましては、公共下水道事業区域内と限定されますが、近年のゲリラ豪雨や宅地化の進展に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、平成 27 年に下水道法を含む水防法等の一部を改正する法律が公布され、ソフト・ハードの両面からの浸水対策を強化する制度改正が行われました。

これを受けまして、本市では平成 29 年度に下水道事業による雨水管理総合計画を策定しております。

本計画では、流域面積からの浸水被害をシミュレーションすることにより浸水リスクを評価し、優先度の高い 3 か所の地域を中心に浸水対策を推進することとしております。

まず 1 か所目の地域が、不知火町御領、高良地区の各一部の地域を浸水対策対象区域として、昨年 3 月、不知火支所隣に高良地区雨水ポンプ場を整備しております。

2 か所目に松橋町大野、きらら地区の各一部の地域、3 か所目に曲野、久具地区の各一部の地域を浸水対策対象区域とし、現在、移動式の雨水排水ポンプを設置しているところです。

設置場所は、大野地区が大野川沿いの樋門付近、曲野地区が明神川と旧大野川が合流する樋門付近になります。

○土木部長（平木恵一君） 土木部における浸水対策についてお答えいたします。

本市では、市内全域において、排水機場、排水ポンプ、防潮水門、樋門など、合計 16 施設を管理しております。

このうち、市が整備した施設は大野地区排水機場など 6 施設、県が整備した施設

は港川防潮水門・排水機場をはじめとする10施設でございます。

また、大雨時など必要に応じ、工事用ポンプを活用し、数か所に仮設ポンプを設置するなど、機動的な対応も行っております。

排水機場及び排水ポンプは、堤内地に滞留した雨水を河川や海へ強制的に排水する施設であり、防潮水門や樋門は、高潮等のおそれがある際にゲートを閉鎖し、海水の逆流を防止する施設です。

これらの施設はいずれも、市内一円の浸水想定地域の浸水被害を防止する上で極めて重要な役割を担っているところです。

○経済部長（浦田敬介君） 続いて、経済部所管についてお答えします。

農地の浸水対策は、農業用排水機場による河川や海への強制排水が主なものになります。農業用排水機場は市内19か所に設置されており、受益地は主に市内の平地部、特に干拓地など自然排水が困難な低平地の農地を対象としています。

なお、これらの機場は農地を対象していますが、雨水を計画的に排水することで、周辺の集落や市街地の内水被害の軽減にも寄与しているところでございます。

○9番（原田祐作君） 一言で内水と言いましても、ひょっとすると、その内水という表現がよくなかったのかもしれませんが。浸水とちょっとこう重なるようなところもあったと思いますので、言葉の選択がよくなかったかもしれませんが、非常にその対策については多岐にわたっているということを承知しました。

それでは、（2）の質問に移ります。今、部署によって重点地域を指定し、また様々な設備によってその対策が行われているという説明を受けましたが、その対策の効果についてどのような評価がなされているのかを質問いたします。

○上下水道局長（福田真治君） まず、上下水道局所管におきましては、限定された地域ではありますが、河川の水位が高くなり、河川周辺の雨水が排水できない状況になった際には、ポンプによる強制排水を実施し浸水被害を抑制しております。

先ほど申し上げました不知火町の高良雨水ポンプ場及び松橋町の大野地区と曲野地区におきましても、内水を強制排水する雨水排水ポンプの稼働により、浸水被害のリスクが軽減されております。

なお、昨年8月の豪雨では、本ポンプが当日の午前3時頃から約8時間にかけて稼働したことにより、周辺の一部道路については短時間の冠水はありましたが、住宅などの浸水被害はありませんでした。

○土木部長（平木恵一君） 続きまして、土木部所管についてお答えします。

土木部が管理します排水機場等の施設は、原則として自動運転となっております。

排水機場につきましては、降雨時に一定の水位を超えた場合にポンプが自動で稼働し、堤内地の水を河川や海へ強制排水いたします。また、防潮水門及び樋門につ

きましては、潮位や水位の状況に応じてゲートを自動で開閉して、海水の逆流を防止する仕組みとなっております。

令和7年8月豪雨の際には、松橋町の港川防潮水門・排水機場におきまして、万全を期すため職員が現地に待機して、河川の状況を直接確認しながら操作を行いました。その結果、周辺地域の浸水被害の防止につながったものと考えております。

また、その他の施設につきましても不具合なく稼働しておりました。不知火町の救の浦川排水機場付近では、国道266号が一時的に冠水いたしましたが、幸いにも各施設周辺において人命に関わるような大きな浸水被害は確認されておられません。

このように、各施設がそれぞれの機能を十分に発揮したことにより、市民の生命・財産を守る上で一定の役割を果たしたものと考えております。

○経済部長（浦田敬介君） 続いて、経済部所管についてお答えします。

農業用排水機場は、降雨時における農地の長時間湛水を防ぐことから、農作物被害の軽減のほか、排水時間を調整することで下流域への急激な流出を抑制する効果がございます。

特に干拓地などの低平地では、排水機場がない場合、降雨後も長時間湛水が継続し、営農継続が困難となるため、農業生産を維持する上で不可欠な施設です。

昨年8月豪雨では、想定を上回る降雨に加え満潮が重なったことから、浸水を完全に防止するには至りませんでした。近年の大雨時においては、機場の運転により内水位の上昇を抑制しており、地域の浸水被害軽減に一定の効果を発揮しているものと考えております。

○9番（原田祐作君） それぞれの対策が、また場合によっては職員たちの働きもあって機能的に働き、効果も発揮されているというふうに受け止めていただきました。

それでは、（3）の質問に移ります。少し限定的な話になります。昨年8月に発生した豪雨時の状況についてなんですけれども、確かに近年まれに見る豪雨だったということもありまして、小川町におきましても、ここ数十年来、初めてだ、こんなに水につかったのはというような声がたくさん聞かれました。そういった意味では、かなりこの想定を大きく超えた浸水の被害があったというふうに理解をしているのですが、これについて、どのような受け止めというか、見解を持たれているのかをお伺いいたします。

○土木部長（平木恵一君） 小川町で起きました浸水被害について、大きな要因と考えられます砂川付近に限っての状況をお答えいたします。

令和7年8月豪雨におきまして、2級河川砂川流域の複数箇所で越水被害が発生しました。また、市管理河川のそのほかの浸水状況についても併せてお答えいたします。

今回の豪雨を受け、砂川の管理者である宇城地域振興局では、沿線住民への聞き取り調査を実施されております。その結果によりますと、砂川中流域の稲川グラウンド付近、県道小川嘉島線と県道小川泉線の合流点付近、上流域となります海東郵便局北側などで越水被害が確認されておりました。また、同じく中流域では、本市管理の園川と合流する地域も含まれております。

これを踏まえまして、県でも市管理河川であります園川流域の住民に対し、現地で被害状況の聞き取りを行いました。その結果、河口部で砂川に合流する園川において、河川断面の不足が一因で越水した雨水が一部宅地内に流入しておりました。当時は、大潮の満潮時に線状降水帯を伴います集中豪雨が重なり、非常に悪条件の事象であったと思われます。このため、砂川の水位が上昇しており、このような状態の中、一部地域に大量の雨水が集中し、浸水被害が発生したようでございます。また、これらの悪条件が重なった被害でありますことから、単純に砂川を含めました河川、水路等の断面の拡大だけで回避できた災害ではなかったのではないかとというふうに考察しております。

○9番（原田祐作君） 昨年8月の豪雨につきましては、海東地区、山間部の方が非常に大きな被害が出ておりまして、それが長期に及んでいるということでございます。ただ今回は、内水対策ということで、主に想定を超える雨が降ったがゆえに、そのポンプの能力を超えて浸水をしてしまったというのがたぶん正確なのかなと思うんですけども、そういった状況のあった部分についてお話をしています。確かに数年に一度のことだというふうには言われています。小川町でいうと、確か昭和46年とか47年とかその辺だったと思うんですけども、そのとき以来の浸水の状況だったというような話を聞きます。そういった状況を踏まえて、主に国道3号から下というか、あの辺の浸水した状況について今話を進めているところは承知していただきたいというふうに思っています。

それでは、（4）の質問に移ります。今後の対策ということなんですけども、確かに自然の力といいますか、自然の災害には、人の力ではどうすることもできないというふうに思います。ただ、近年、毎年のように想定を超えとか、観測史上初みたいな話があります。これについては、以前は100年に1回だったものが、今ではもう要は30年に1回とか、ひょっとしたら10年に1回というようなスパンが短くなっているのかもしれないかもしれません。そういった意味では、想定を超えていたので仕方なかったということでは片付けられないのかなというふうに思います。そういった意味で、冒頭申し上げましたけれども、自然の力に対して、人間の力は及ばないところがあるということは十分承知しながらも、今後、何かこれを受けて対策を重ねていかなければならないのかなというふうに思いますが、その点についてどの

ように考えていらっしゃるかをお聞きます。

○**経済部長（浦田敬介君）** 今回、大雨の予測段階で、湛水被害を防ぐためにあらかじめポンプを稼働させ、排水路や遊水地の水位を下げて空き容量を確保しておく操作、いわゆる事前放流などの対応を行いましたが、想定を上回る降雨と満潮が重なったことにより、浸水を完全に防ぐことはできませんでした。

また、能力を超える流入により、小川町の益南排水機場及び三軒屋排水機場が停止する事態となったことは、想定を超えたものでございました。

現在、全域において、築30年以上が経過し老朽化した排水機場については、県営事業により順次更新を進めております。

これらの機場は建設当時の降雨強度を基に設計されているため、近年の集中豪雨に対して能力が不足しており、更新に当たっては、現在の降雨強度を踏まえた規模で整備を行っております。

なお、更新には多額の費用を要することから、全ての機場を同時に更新することは困難ですが、県と連携し、計画的に機能強化を進めているところでございます。

○**土木部長（平木恵一君）** これまで本市においては、河川断面を大幅に拡幅するなどの河川改良事業については、事業費が大きく、事業期間も長期にわたることから、市管理河川での実施例はございません。

そのため、現状の河川整備といたしましては、老朽化した護岸の修繕やかさ上げ、堆積土砂のしゅんせつなど、既存施設の能力を最大限にいかす維持管理を中心に進めております。

また、県も同様なことを行っておりまして、県管理河川の堆積土砂のしゅんせつのほか、明神川の河川改修に伴う橋りょうかさ上げや今新地川の河川改修などのほか、小川町新田出の五丁川上流部に逆流防止対策として防潮堰設置など、様々な水害対策事業を実施しているところでございます。

市が管理します準用河川や普通河川の多くは、県管理の2級河川を經由しまして有明海や不知火海に排水される地形であります。本市の管理河川等の内水対策は、2級河川の排水能力と密接に関連している状態です。

これまで本市では、雨水排水施設や排水路の整備・改修、ポンプ施設の適切な維持管理など、内水被害の軽減に向けたハード対策を進めてまいりました。また、浸水履歴の把握や関係部署との情報共有を行うとともに、住民の皆様への注意喚起など、ソフト対策にも取り組んでいるところでございます。

今後は、過去の浸水状況や地域特性を踏まえ、対策の優先順位を整理しながら、限られた財源の中で、効果的な内水対策の検討を進めてまいります。

また、今までどおり国や県とも連携を図り、市民の生命と財産を守るため、内水

被害の軽減に努めてまいりたいと思います。

○9番（原田祐作君） 昨年の豪雨時にその排水機場が停止した理由についても、人の力ではどうしようもない原因もあれば、どうにか対策ができるような原因もあったというふうに私は理解をしております。そういった意味で、最大限やっていただきたいと思いますし、今、地元の新田出の五丁川の話にも触れましたが、これにつきましても、同僚の永木議員の尽力もいただきまして、大臣も見に来ていただいて、地元の人たちもですね、その効果に非常に大きな期待を寄せているところであります。繰り返しになりますが、できること、できないことあると思うんですけども、まずは私たち自身がこういった災害に見舞われる可能性があることを十分承知した上で、市民の皆さんにも、日頃、日常的に啓発をしながらも、行政の皆さんには限られた財源の中ではあるんですけど、精一杯の対策を期待しているところであります。

では、大きな2番目の質問に移ってまいります。本市の歴史的・文化的遺産についてということなんですけども、まず（1）郷土資料館の運用状況について。本市には、豊野町に市立郷土資料館と松合に郷土資料館があるというふうに思うんですけども、この2つの来館者数などを含めた運営状況についてお伺いいたします。

○教育部長（舩井貴男君） 豊野町にあります市立郷土資料館の来館者数は、令和4年度が384人、令和5年度が668人、令和6年度が326人となっています。なお、令和6年度は、元寇特別企画展を別会場である不知火美術館で開催したため、市立郷土資料館の来館者数は減少していますが、元寇特別企画展の入場者は約3,000人となっております。

来館者は、市内の方と市外の方がおおむね半数ずつで、一般の方はもとより、授業の一環として市内小中学校の利用や歴史研究会、歴史講座等で訪れる団体が多い状況です。

一方、松合郷土資料館の来館者数は、令和4年度が326人、令和5年度が328人、令和6年度が584人となっております。

来館者は、市外の文化協会や県内外の町並み保存会等の団体、観光客が多く訪れられております。来館者の8割以上が県外を含む市外からの来訪となっております。

また、来館者が郷土資料館を訪れる目的としましては、企画展を開催している期間は、企画展を目的に来館する人が多く、それ以外の期間は、常設展示の見学を目的に来館されております。

常設展示におきましては、郷土資料館の特性として、特定の展示資料を目的に来館されるものではなく、郷土の歴史や文化財について全体的に学ぶために来館する人が多いと考えております。

○9番（原田祐作君） この来館者数が多いと評価されるのか、少ないと評価されるのかについては、分かれるところかなというふうに思いますが、企画展とかがあったときには、非常に多くなっているということは、それだけ宇城市には、今は竹崎季長公の話に触れられましたが、この宇城市にも外から見て、非常に魅力的な、何か歴史的な資料というか、価値があるものが多いのかなというふうに、今、受け止めをしたところでは、今企画展のことに触れました。多くのものを皆さんに見てもらうための資料館だと思います。そこには郷土のものがあって、それを通じて郷土愛とかを育む一因にもなると思うので、日常のその運営の中での話なんですけども、どのような展示内容と企画展を行われているのかについてお伺いをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 豊野町にある市立郷土資料館では、市内各地域の考古資料、古文書、民俗資料を中心に、市の歴史や文化を体系的に学べる展示を行っております。

常設展示では、考古資料として市内の遺跡から出土した縄文・弥生・古墳時代の土器や石器などを、歴史資料として浄水寺、豊福城跡等の重要な史跡に係る資料とともに、古文書や絵図などを展示しております。また、元寇所縁の竹崎季長の活躍が描かれている国宝蒙古襲来絵詞の複製品や、現地でしか見ることができない浄水寺碑の複製品も展示しております。

このほかにも、民俗資料として農耕具等の民具の展示を行っているほか、遺跡出土品の整理作業の様子を公開しております。

松合郷土資料館では、1階には、かつて港町として栄えた松合地区の繁栄ぶりをうかがわせる商家の什器や帳簿・民具類を、2階には、不知火現象に関する文献や観測記録、地元にゆかりのある劇作家宮本研、国際的写真家の河野浅八、明治時代に超能力者として話題になった御船千鶴子などの先人たちの資料を展示しております。

企画展については、市立郷土資料館において、通常は年2回の企画展と児童生徒向けのワークショップを開催しております。一方、松合郷土資料館は、展示スペースに余裕がないため、定期的な企画展は開催しておりませんが、臨時的に収蔵品と関連した特別展示を行うことがございます。

また、企画展の開催に当たっては、基本的には市が所有する収蔵資料から、企画展示として成立するテーマを検討し開催しているところでございます。

現在開催しております企画展「管理人のお仕事～蕉夢庵の施設管理～」は、令和5年度に個人が所有されていた蕉夢庵に関する文書資料が市に寄贈されたことから、新たに明らかになった蕉夢庵の管理に着目して開催しているところでございます。

○9番（原田祐作君） 私も両方の資料館に行ったことがあります。豊野の資料館につきましては、ちょうど昨年の「うき戦争の記憶」の企画展が行われていたときに行きました。そんなに広くないんですけど、初めて私も見た資料がありまして、戦争のときによく言われる赤紙が展示してあったのには本当にびっくりしました。あの赤紙というのは、もらったらそれを持って兵隊に行くので、その兵隊の先で返すんですね。その赤紙の横にある切符、無料乗車券というかそれも付いていて、それも全部返すので、なかなか赤紙というのはないんですけど、それが展示されていたのはびっくりで、そういう関連の人に聞いてもなかなかこれはないよというので、さすが自治体がやる企画展というのは、底力があるなというのを思い知らされました。ただ、何か1つ注文を付けさせていただくと、ちょっと入りづらいなというのがあって、私はふらっと行ったんですけど、何か入っていいものだろうか、どうなんだろうかというような雰囲気があって、ちょっと入りづらくて。遺跡とかそういった石碑のレプリカみたいなのがたくさんあったイメージがあるので、もうちょっと何かこう明るいイメージがあったらいいなという印象を、これは私個人の印象ですが、こういう印象を受けました。松合の資料館も非常に興味深くて、今お話しされたもののほかに、宇土高校生が不知火を研究したその研究発表の資料であるとか、2階に上がると、以前の浄瑠璃ですかね、そういった地域の劇というか、そういったものの台本であるとか、非常に面白いのが多くて。ついつい私も2時間近くあそこで見て、管理人の人に話を聞くと、「いやいや、まだ出せていないものがたくさんあるんだよ」と言いながらですね、非常に奥にあるものも見てみたいなという記憶があって、松合の可能性を感じた時間でもありました。また、私全然知らなかったんですけど、松合には東洋大学の創始者の井上円了先生という方が、松合のあるお屋敷に宿泊されたのか、お訪れられて、その折にその書を残されていると。しかも、おそらくあれは（リュウモッコウ）と呼ぶんだと思うんですけども、何か不知火と関連するような、その井上先生というのは妖怪とか、そういったものを研究する先生でもあったらしいので、おそらく不知火に関連することで研究に來られて、そういう書を残されていたという背景もあるみたいで、是非その家主の方からは、調べてみてください、何かあるかもしれませんねというようなことを受けています。最近では永尾劔神社も駐車場整備をされて、行くたびに県外の車がよくとまっている印象があります。そのほかにもたくさんあると思うんですけど、私たち、宇城市に住んでいるからこそ気づかないような、何か可能性があるものがたくさんあるんじゃないかなというような思いを持っていたので、今回こういった質問を進めているところではあるんです。

それでは、（3）の質問に移っていきます。歴史と文化の継承ということでここ

に上げているんですけども、今展示してあるものは、本当にそれはそれですばらしいものだと思うんですね。ただ、例えば、普通に車でまちの中を運転していてぱっと見えるものといって浮かぶのが、不知火支所の前の銅像ですね、大智禅師とか。あと、私は小川ですので、当然小野部田の鉄眼禅師とか。こういった日常目にかけるような方たちの展示というのがなかったなと思って、そういうのがもしあったらより身近に、子どもたちもたぶん今地域の方からそういう人たちの話を聞いていると思うんですよね。ですので、より身近な感じが湧くんじゃないかなというような思いを持ちました。そこで、よりその地域の人たちを身近に感じられるような展示内容というか、そういった方向性というのは、どのように考えられているのかというところをお伺いいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 市立郷土資料館においては、市に由来する偉人の展示を行っています。これまで、高群逸枝、松田喜一、上村春樹、塔本シスコなどを取り上げてきており、現在は竹崎季長を取り上げて蒙古襲来絵詞の複製品の展示を行っております。

偉人については、個人にまつわる物理的な資料が存在しないと展示として成立しにくいので、これまで収蔵資料が存在する人物、若しくは資料の借用に承諾を得られる人物を取り上げてきました。

議員御指摘の大智禅師や鉄眼禅師は、個人にまつわる物理的な収蔵資料がないことから、資料館での展示は難しいものと考えております。

一方で、こうした収蔵資料のない偉人の周知と継承につきましては、市内小中学校の総合的な学習の時間において、児童生徒が本市の歴史や文化について学ぶことができるよう地域学習の副読本を作成し、配布しております。それがこちらになります。小学校用、中学校用、こちらの副読本を配布しております。この中で、鉄眼禅師の紹介や本市出身で活躍した人の1人として大智禅師の名前も取り上げております。

この副読本は、市内の小学4年生、中学1年生に配布されており、伝統文化のほか食文化も掲載し、地域のかげがえのない宝として紹介しております。児童生徒は学習を通して、本市の歴史や文化を大切に守り残していく心を養っております。

今後とも、本市の伝統文化の継承に向けて、郷土資料館を拠点とした各種取組を進めてまいります。

○9番（原田祐作君） 地域の伝統文化というのは、本当に大切に守っていかなければならないものだというふうに、最近感じる事が多くあります。海東のある地区の踊りをもう継承する人がいないので、どうにかそれを継承させていかなければならないという話をたびたびなされる方もいらっしゃいます。ただ、それを地元の学校

に持っていても、学校は学校で様々なカリキュラムの中でやっているの、どこまでできるか検討しないといけませんねというような話で、残念な顔されているような様子もよく見るんですけれども、今後宇城市も、よく最近話題に出ています、例えば小川でいうと、要は線路からイオンの周りにある程度住宅地を重点的にというような、重点的にというかそこに住宅地を集約してみたいな話になって、国が進めるコンパクトシティというのも分かるんですけども、そういった中で、この切り捨てられていく地域があるんじゃないかなというふうに、非常に心配をするところでもあります。その地域がなくなるということは、そこで今まで地域の人や先人たちが培ってきた歴史、文化、そういったものもなくなっていくと、そういったときに果たしてこの宇城市としての価値が高まるのか、どうなるのか、非常に心配するところでもあります。そういった意味では、今後は地域のそういう小さな伝承にもしっかり目を向けて、その価値をしっかりと検証し、伝えていかなければならないと、このように強く感じているところでもあります。

それでは、大きな3番目の質問に入ってまいります。奨学金制度についてということで取り上げています。まず(1)、宇城市の奨学金制度の利用の実績について押さえておきたいと思いますので、それについてお伺いをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市の奨学金制度につきましては、経済的理由により修学が困難な学生を支援することを目的として、貸与型奨学金として実施しております。

本市では、入学支度金及び定期奨学金の2種類の奨学金を設けております。

入学支度金は、令和3年度に新設し、貸付けを開始したもので、入学金等、学校等へ入学する際に必要となる経費に充てるための一時金を貸与する奨学金であります。

貸付額につきましては、高等学校及び高等専門学校等が20万円、大学及び短期大学等が40万円としております。

定期奨学金は、毎月の授業料等の費用に充てるため、在学期間中に貸与するものであり、貸付額は、高等学校及び高等専門学校等が月額2万円、短期大学及び専修学校の専門課程が月額2万5,000円、大学が月額3万円又は5万円となっております。

これら2種類の奨学金はいずれも無利子の貸付けとしておりまして、返還につきましては、学校卒業の1年後から開始となります。

次に、奨学金の貸与状況について御説明いたします。

入学支度金につきましては、令和4年度が貸付者8人、貸付金額260万円、令和5年度が貸付者10人、貸付金額340万円、令和6年度が貸付者12人、貸付金額360万円となっております。

また、定期奨学金につきましては、令和４年度が貸付者７人、貸付金額２４６万円、令和５年度が貸付者９人、貸付金額２６４万円、令和６年度が貸付者２１人、貸付金額７２４万５,０００円となっております。

このうち、各年度の新規貸付認定者数は、令和４年度４人、令和５年度４人、令和６年度１７人でございます。

このように、利用者数及び貸付金額はいずれも年々増加しておりまして、学生及び保護者の経済的負担の軽減に一定の効果を上げているものと認識しております。

さらに、本市の奨学金制度は、ほかの奨学金制度との併給を可能としているほか、所得制限につきましても、日本学生支援機構の基準の１．３倍まで緩和しており、支援が行き届かない世帯に対するセーフティネットとしての役割も担っているところでございます。

今後につきましても、制度の利用実態や社会情勢を注視しながら、真に支援を必要とする学生に適切に支援が行き届くよう、制度の適正な運営に努めてまいります。

○９番（原田祐作君）　今の御説明をいただきまして、奨学金制度については、たぶん、総務常任委員会では日頃から議論されていると思うので、こういったものは当たり前だろうみたいな話かもしれないですけど、一応議論の冒頭ということで押さえさせていただきました。ほかの奨学金に比較して、非常に利用がしやすいというところ、またそのほかのいろんな要因もあってでしょう、近年はこれを利用される方が増えてきているというところがここで見えてまいりました。奨学金制度を利用される方が増えているということは、ひょっとしたら所得の面でどうしても低い方が多くなってきているのかなというような見え方もするんじゃないかなと思います。そういった意味では、今、社会でもよく卒業した時点で何百万円という借金を抱えて社会に出て、若い人たちが結婚、子育てなんかできるわけがないなんて議論もよくなされます。確かに今の世帯の社会保障負担費なんかも、二十数年前が確か所得の３０％弱ぐらいだったと思うんですけど、今の人たちの社会保障負担の割合は確かに４５％超えて５０％近くなっているんじゃないかなと思います。そういった中で、この奨学金まで返済の義務を負うとなると、若い人たちのチャレンジする気持ちというのが少なくなってしまう、そんな要因になるんじゃないかなというのを思っています。国も少子高齢化で、今から若い子たち、特に子どもたちを国としても支えていかなければならないというような風潮も出ている中ですので、できたら給付型の奨学金制度について検討していきたいなと思って、この（２）の質問に入るんですけども、給付型奨学金制度についてということで取り上げさせていただきます。行政としては、給付型というのは非常にその負担が大きいと思います。ただ、今まで申し上げましたとおり、所得の問題であるとか、その社会保

障負担費の問題だとかを考えたときに、この給付型というのも検討すべきなんじゃないかなと思うんですけれども、この給付型の奨学金制度に向けてどのような検討というか、話し合いというか、そういった議論の過程が今まであったかどうかについて伺いいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 給付型奨学金は、返還を要しない制度であることから、学生本人はもとより、その家庭にとっても将来的な経済的負担を軽減する有効な支援策であると認識しております。

一方で、制度を安定的かつ継続的に運用していくためには、恒常的な財源の確保が最大の課題であると考えております。

単年度的あるいは一時的な財源措置による制度運営は、将来世代に過度な負担や不公平を生じるおそれがあることから、本市といたしましても、中長期的な視点に立ち、持続可能な財源を確保することを最優先課題として位置付けております。

その具体的な方策といたしまして、現在、ふるさと納税を活用したクラウドファンディング型の財源確保や企業・団体等からの寄附の活用など、新たな財源手法について研究を重ねているところでございます。

また、給付型奨学金制度の創設に当たっては、単なる修学支援にとどまることなく、生活困窮世帯への包括的な支援や若者の将来的な定住促進といった観点も含め、制度の政策目的を明確に整理することが重要であると考えています。

これらを踏まえ、まずは財源確保の方策について重点的に検討を進め、その進捗を見極めながら、制度設計につきましても段階的に議論を深めてまいりたいと考えております。

○9番（原田祐作君） 確かに一旦給付型を始めてしまいますと、それはもう、1回で終わらず、恒久的にやらなきゃいけないということで、財源の問題は付きまといっているというふうに思います。ですが、そうやってより手厚い奨学金制度とかで補助を受けた若い子たちは、ひょっとしたら、よりその地域に対して恩返しをしなければならないというような気持ちになるんじゃないかなというふうに思いますし、私は、この宇城市には2つの公立高校があって、小川工業高校と松橋高校がありますが、今非常に希望する子たちが少ない松橋高校ではあるんですけど、地元にある普通高校の意義は絶対大きいと思うんですよね。当然、一番大きいのは、おそらく通わせる親御さんたちの費用的な負担だと思います。地元の高校に行ってくれた方が、親としてはありがたいと思います。松橋高校も非常にいい学校で、高等学校に進学するにも有利な推薦枠とか持っているので、全然魅力がないわけじゃないんですよね。なので、そういった学校が地元にある。あと看護学校があります。（3）の質問に移るんですけれども、地元の学校に通い、地元の企業に就職する、若しく

はその地元で起業するとか、そういった条件を付けてでもとか、当然、人数も選抜というか日頃受けている試験の中で何%以上の成績を有した子とか。若しくはよく言われるのが阿蘇とかにマンガ学科ができましたけども、この松橋高校に例えば普通科ではない科をどうにか創設していただいて、これはすごくハードルが高いと思うんですけど、それぐらいやってでもこの学校を残す意味は宇城市にとってはあると思うので、例えばそういった働き掛けを県とか国にやって、その学校に通った子どもたちについては、給付型でもいいよというような、若い子たちをここにとどめる、若い子たちに先行投資するような、そういった意味合いでもこの給付型奨学金というのはいいと思うんですよね。だからこの辺ですね、こういった特定の条件を付けてでも、私はやってもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてはどのように考えられますか。

○教育部長（舛井貴男君） 議員より御提案のありました特定条件付奨学金制度につきましては、本市における若者の流出抑制、将来的な定住人口の確保という観点から、有効な施策であると認識しております。

例えば、一定期間、本市に居住又は就業した場合は奨学金の返還を免除する制度や、地域産業、医療、福祉、子育て支援分野等と連動した制度設計を行うことで、若者が本市に戻り、働き、暮らし続けるためのインセンティブとして機能する可能性があるものと考えます。

特に近年におきましては、若年女性の都市部への流出が顕著であり、本市においても定住促進を図る上で大きな課題となっております。

そのため、奨学金制度の検討に当たっては、女性の就業支援や子育て支援、住環境の整備等と連動した、より総合的な視点での制度設計が必要であると考えております。

本市といたしましても、奨学金制度を単なる教育支援にとどめるものではなく、将来への投資として位置付け、学生一人一人の学ぶ意欲を支えるとともに、将来的には、宇城市を選び、住み続けてもらえる仕組みづくりへとつなげていくことが重要であると考えております。

今後につきましては、他自治体における先進事例の調査研究を進めながら、奨学金制度を将来の宇城市を担う人材への投資であると同時に、若者が学び、働き、暮らし続けられるまちづくりの一環として位置付け、財源確保の在り方も含め、議会の皆様からの御意見を踏まえつつ、持続可能で実効性のある奨学金制度の構築に向け、引き続き調査研究してまいりたいと思います。

○9番（原田祐作君） 今、医療看護という言葉も出ました。正にこの地域においても、その医療・看護分野の人材不足、またよりそのへき地と言われる、過疎地域と言わ

れる部分においては、その看護師とか医師不足において病院が閉院すると、このことによって地域医療が崩壊すると、このようなところも出てきています。そのような現状を受けてでしょうか、全国的には看護科に通う生徒については、この給付型の奨学金制度を運用できますよとか、そういった自治体もあるようです。単にその学生の未来を助けるためというだけではなくて、この地域の、例えば看護の分野に行く学生に対して奨学金を出すのであれば、この地域のその地域医療を支えるためとか、そういうふうにもひも付けができると思うので、単に学生の支援というだけではなくて、このまちづくりとして大きな中で考えて、その奨学金制度というの何か運用がされていくといいなと感じているところでもあります。

では、以上で質問は終わるんですけども、この3月で旧町時代からこの宇城市にわたり、このまちの歴史を紡ぐ仕事をされてこられた職員の皆様には、心からの敬意を表するところでございます。私たち議員も、歴史をつなぐ一端を担わせていただいているというふうな思いで、仕事をさせていただいております。そういった私たち議員も一旦の区切りを迎えるわけでございますけども、今後もこの宇城市がいつまでもその歴史が正しく紡がれていかれることを心から祈念申し上げまして、私の質問は終わりといたします。本日はありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、三角隆史君の発言を許します。

○12番（三角隆史君） 皆さんこんにちは。議席番号12番、会派彩里の三角隆史でございます。イタリアで行われておりましたミラノ・コルティナオリンピックでは、日本勢は冬季オリンピック史上最多のメダルを獲得し、今のアスリートのメンタルのピークへの持っていく方は、学ぶべきものがあると改めて思われました。また、今開催されているワールドベースボールクラシックでは、大谷選手を率いる日本は無事準々決勝進出を決め、ほっとしている方も多いのではないかと推察いたします。やはりスポーツは感動と夢を与えてくれ、選手たちのひたむきな姿は明日への活力をもたらしてくれるものだと思感いたします。また、東日本大震災が発生して15年の月日が流れました。いまだに2万6,000人余りの方が避難生活を送っているとこのことで、心が痛みます。たくさんの貴い命が失われたことをいつまでも忘れ

ずに、胸に刻んでいきたいと思います。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり、大きく2点、保育環境、地域振興について質問をさせていただきます。

まずは大きい1番、保育環境について質問をさせていただきます。少子化が進んでおり、厚生労働省は先月2月26日に、2025年の出生数は約70万人と、10年連続で過去最少を更新したと発表しております。宇城市においても、市民部の方から頂いた資料によりますと、令和3年1月現在、0歳児が355人だったのが、令和8年1月現在で270人と、5年で85人減少しております。ちなみに1歳児は令和3年1月現在で373人、令和8年1月現在310人と63人減少、2歳児は令和3年1月現在465人、令和8年1月現在で343人と5年で122人減少しています。ということで、ここ宇城市におきましても、確実に少子化が進んでいます。少子化が進み、保育ニーズの変化により、定員を満たさない状況も見受けられる中、本市において各保育施設の実情や地域の需給状況を踏まえた利用定員の柔軟な見直し、運用は行われているのかお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 近年、保育を取り巻く環境は大きく変化しており、地域の実情から園児数の動向に開きが見られる状況にあります。こうした状況を踏まえ、市では各保育施設等の運営状況や地域ごとの保育ニーズの推移を注視しながら、利用定員の適正化に努めているところです。

また市では、毎年12月に各保育施設等から定員変更に関する協議を受け付けています。その際は、立地する地域の保育ニーズ、次年度の在園児見込み数、出生見込み数、近年の途中入所児童数の状況などを総合的に勘案し、保育施設の意向も踏まえながら柔軟に協議・対応を行っています。

近年の見直し状況としては、令和6年度の協議において、令和7年度から認可保育所3施設で合わせて40人の定員減、認定こども園での幼稚園部分の定員を2施設で合わせて50人減、認定こども園での保育所部分では1施設で22人の定員増となっています。

定員減の主な要因は、地域における子どもの数の減少によるものであり、認定こども園の幼稚園部分の定員減については、保護者の保育ニーズの高まりにより、保育所機能への需要が高まっていることが要因であるというふうに分析しています。

今後は、地域の実情や保育ニーズの動向を的確に把握し、施設運営の安定と必要な保育の受け皿確保の両立を図る観点から、市としても適切に対応してまいります。

○12番（三角隆史君） 特に保育所の場合、0歳児は学校と違って4月入園というわけにはいかないと思います。6月だったり、8月だったりに入園するということで、なかなか定員を見定めるというのは難しいことだと思いますが、今後も各施設の移

行や年度当初の需給状況を踏まえた柔軟な定員見直しをお願いいたします。また、行政と施設が情報を共有し、定期的に協議を行っていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

次に、1の(2)市と保育施設との協議の在り方についてお伺いします。今の質問において、利用定員の在り方についても市とは協議を重ねているとのことでありました。そこで、今回議案にも上がっております誰でも通園制度についても、今後、市との協議が必要になってくるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。それと、この誰でも通園制度は、保護者にとってはとても良い施策であるかと思いますが、保育施設にとってはどうなるのか、仕組みも含めてお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） まず、誰でも通園制度の概要についてお答えします。

本制度は、保護者の就労要件等にかかわらず、保育所等に通っていない未就園児が、一定時間、保育施設を利用できる仕組みであり、子どもの育ちの支援や保護者の孤立防止などを目的として、国において制度化が進められているものです。

実施形態については、一般型と余裕活用型の2つがございます。

一般型は、本制度専用に保育士を確保し、一定の受入れ枠を設けて実施する形態です。

一方、余裕活用型は、既存の利用定員の範囲内で、在園児の状況等を踏まえた定員の余裕部分を活用して受け入れる形態です。

国の方針としては一般型を推奨しています。しかしながら、本市では、令和7年4月1日時点で、おおむね1年前ですが、0歳児306人中101人の約33%、1歳児349人中293人の約84%、それから2歳児358人中334人の約93%が、既に保育施設等を利用している状況にあり、低年齢児の入所率が本市は高い状況となっています。

このような本市の状況の中で、新たに保育士を確保し専用枠を設ける一般型での実施は、保育人材の確保や既存保育への影響等の課題があることから、慎重に検討する必要があると考えています。

このため、本市では需要と供給のバランスを考慮し、既存定員の余裕部分を活用する余裕活用型による実施を予定しております。

現在、三角町1施設、不知火町1施設、松橋町、小川町でもそれぞれ1施設の認可を予定しております。

市としましては、この制度の趣旨を踏まえつつ、各保育施設と丁寧に協議を重ねながら、地域の実情に応じた円滑な実施が図られるよう支援をまいります。

○12番（三角隆史君） 私の方からも誰でも通院制度の概要を説明させていただきますと、宇城市のホームページに載っております。利用対象者は、宇城市民の生後6

か月より2歳まで、3歳の誕生日の前々日までで、保育所等に在籍していないという条件があり、利用時間はひと月当たり10時間、利用料金は1時間当たり300円程度となっております。保護者にとって、育児の不安などを経験豊富な保育士等へ相談でき、アドバイスを受けることができたり、少しの時間子育てから離れ、リフレッシュをすることで、孤独感や育児の負担を軽減できるという仕組みであります。こういった制度が地域に浸透し、利用しやすい仕組みになることを望みます。

次の(3)に移ります。保育士に対する研修の在り方について。保育士に対する研修についてお尋ねをいたしますが、間違っていたら申し訳ありません。宇城市の保育施設は、保育士が研修のためにほかの保育施設に出向き、その保育の在り方を学ぶということはないと聞きます。保育士の資質向上のため、研修の充実はどうやって図られているのか。併せて、保育分野における国の研修制度の内容を踏まえ、市としてミドルリーダー養成など体系的な研修にどのように取り組む考えがあるのをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 保育人材の確保が非常に厳しい現状の中で、保育士の資質向上のための研修の充実、保育の質を高める上で重要な問題であるというふうに認識をしております。

現在、保育分野における研修制度は、国の通知に基づき県が主体となっており、保育士等キャリアアップ研修が実施されており、専門分野別の研修を通してリーダー的職員の育成を図る仕組みが整備されています。

さらに、国は令和8年度から新たに、自治体において地域の中核となるミドルリーダーを育成して、保育所や認定こども園等における保育の質向上を図る取組に対する支援を予算化することとしています。

この制度では、自治体がミドルリーダーを募り、参加するリーダー同士の学び合いによる資質向上を図るとともに、当該リーダーが勤務する園のみならず、他園への支援や公開保育、園内研修の実施などを通して、地域全体の保育の質向上に取り組むことが期待をされています。

本市としては、保育士が他園の取組に学ぶ機会の確保や、地域全体での質の向上は大変重要であるというふうに考えております。この制度は新たな取組でありますので、今後、国や県と連携をしながら制度の詳細や活用方法について情報収集を行い、本市における効果的な研修の在り方についても検討してまいります。

○12番（三角隆史君） こういった取組を充実させることで、宇城市の保育の在り方に興味を持つ保護者の方々が増えてくるかもしれません。そうなることで、人口増につながる可能性も出てきます。研修の在り方を十分に検討していただき、資質向上に努めていただきたいと思います。

次の（４）に移ります。小学校との連携について。子どもの数が減少傾向の中で、人口減少に歯止めをかけるためには、保育・教育環境を充実させ、親世代の方々に宇城市に住みたいと思わせる施策が必要ではないかと思います。その１つに、幼保小連携があるのではないのでしょうか。本市において、そういった連携が行われているのか。行われているなら、こういった取組が行われているのかをお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市における保育施設と小学校との連携については、円滑な就学への移行を図る観点から、各保育施設等において様々な取組が行われております。

具体的には、保護者の同意を得た上で、小学校へ子どもの育ちや支援内容に関する情報を提供する取組や、小学校教職員との意見交換、就学前交流活動の実施などがございます。

また、園独自の取組として、小学校や中学校と連携をし、生活習慣や学びの接続を意識したカリキュラムを作成するなど、特色ある実践を行っている保育施設が複数ございます。

国は、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小の架け橋プログラムの策定を推奨しており、本市においても、各施設の取組を支援する体制を整えているところです。

今後は、教育委員会とも連携をし、就学前から小学校への円滑な接続が図られるよう、各施設の取組を福祉部として支援をしてまいります。

○１２番（三角隆史君） 就学接続の取組をより円滑にするためにも、教育部、福祉部内の担当課、学校、保育施設が一体となった協議体制の構築が必要であります。子どもたちが安心して臨める保育・教育環境にするためにも、しっかりとした連携をお願いいたします。一例を挙げさせていただきますと、三角町の青海小学校とその敷地内にあります青海保育園とでは、すばらしい連携がなされております。小学校、保育園相互の情報交換が頻繁に行われており、また青海小学校１年生が保育園にて学習発表会をしたりして、活発な交流が行われることを報告させていただきます。

次の（５）に移ります。土地賃借料について。保育園民営化に伴い、公立だった場所で社会福祉法人が運営する学童保育所については土地使用料が有料で、今まで保護者運営されていたところで、令和８年度より委託が開始される法人については無償であるとなっております。土地建物の所有者の違い等あるかと思うので、本市の土地賃借料のこの違いについてお尋ねをいたします。また、この土地賃借料は、土地評価額に基づいて計算されているのでしょうか。住宅用地、商業用地ならもちろん致し方ない話ではありますが、利益追求を目的としない社会福祉法人が運営

する公共性の高い事業でありますので、もっと違う算定方法があつていいのではないかと思います、市の見解をお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） まず、同一の保育事業や学童保育事業であっても、地域や施設の形態により土地の賃借料に差が生じている理由について、まずはお答えします。

本市における保育所の土地貸付料は、宇城市貸付料算定基準に基づき、土地評価額単価に貸付面積を掛け、そこに期待収益率（４％）を掛けた数値により算定しております。

この市の貸付料算定基準では、期待収益率を５％と定めてありますが、保育所の運営という公共性を鑑み、特別に４％で算定しているところです。このため、貸付面積が同程度であっても、土地の評価額単価、いわゆる地価の違いにより貸付料に差が生じております。

次に、学童保育については、施設ごとに土地・建物の所有形態が異なっております。

土地及び建物が市所有の場合は、宇城市行政財産使用条例に基づく行政財産の目的外使用として許可をしており、公益性が高いと認められる場合は、条例の規定により使用料を減額若しくは免除しております。

一方、土地が市所有で建物が法人所有の場合は、土地賃貸借契約を締結し、保育所と同様に貸付料を算定しています。

このように、学童保育に関する賃借料の有無の違いは、土地及び建物の所有形態の違い、また条例に基づく減額及び免除規定の適用の有無によるものであります。

保育所及び学童保育は、いずれも地域の子育て支援を担う重要な事業であり、その公共性は十分認識をしています。

今後は、法人の運営状況や他自治体の事例等も参考にしながら、公共性への配慮と市有財産の適正な管理との均衡を図りながら適切に対応してまいります。

○１２番（三角隆史君） 公共性の高い事業ゆえ、保育事業、学童保育事業の運営に支障を来さない土地賃借料になるよう願うばかりです。この大きい１番におきまして、保育環境について質問させていただきましたが、人口減少を食い止めるという大命題を掲げる宇城市におきまして、この保育環境を整えるということは、若い方々の移住・定住につながるという側面も持ち合わせていると私は思っております。保護者の立場に立って、また保育する側の立場に立って環境を整えていくことこそ、若い保護者の方々の目線は宇城市に向くのではないのでしょうか。

次の大きな２番、地域振興についての質問に移ります。（１）過疎対策について。三角町、豊野町に適用されております宇城市過疎地域持続的発展計画であります、

令和8年3月31日をもって終わり、令和8年度からの計画は本議会でも上程されておりますが、この計画を策定する根拠や目的、計画概要、実施する各種事業の財源についてお尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 宇城市過疎地域持続的発展計画、いわゆる過疎計画については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、過疎地域に指定されている旧三角町と旧豊野町の持続的な発展と振興に向けて策定しているものです。現計画については本年度で満了するため、次期計画を本議会で提案し、御審議いただいています。

この計画は、人口減少と少子高齢化が進む中でも、地域の活力を維持し、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現することを目的とする中長期的な指針であり、市の最上位計画である総合計画を上位指針として位置付けしています。総合計画が市全体のまちづくりの方向性を示すのに対し、過疎計画は過疎地域に焦点を当て、人口減少対策や産業振興、生活基盤整備などの具体的施策を体系化する実施計画的な役割を担っています。両計画は施策目標や数値指標を共有し、進行管理や評価も連動させることで、一体的かつ効果的な地域振興を図るものです。

また、本計画に記載する各種事業を進めていくために必要となる財源については、本計画への記載事業でのみ活用できる過疎対策事業債をはじめ、地方交付税措置、国県の補助金などの特定財源を積極的に活用し、市の財政負担の軽減、平準化を図りながら重点施策を推進していきます。

本計画に基づき各種事業を着実に実施していくことで、三角及び豊野地域の生活基盤と産業基盤を確保し、人口減少が進む中にあっても、将来にわたり持続可能な地域社会の形成につなげてまいります。

○12番（三角隆史君） 答弁のとおり、本計画に基づき各種事業を着実に実施していただきたいと思います。間違いなく実施していただきたいと切に願います。また三角町は、熊本天草幹線道路の建設により、移転を余儀なくされる方がたくさんおられます。ただでさえ人口減少が進んでいるまちに拍車をかけるようなことで、非常に残念であります。過疎地域発展計画の13ページに、令和12年の三角地域の人口の目標が6,052人ありますが、現在、三角町は外国人合わせて6,097人、日本人だけだと6,019人ということで、令和12年度の目標にもう既に達しようとしております。こういった中、せめてこの道路建設が経済効果として三角に良い影響をもたらすよう、国も県も宇城市も支援していただければまだ救われます。外部要因で住み慣れた場所を離れなければならないという思いにもっと寄り添ってほしい、それだけであります。また、この過疎地域持続的発展計画の中に、保育園、小学校の解体事業が多く計画されておりますが、その場所は地域の方々にとっては

かけがえのない思い出の場所でありますので、そこは丁寧な対応をお願いいたします。

次の（２）三角港の在り方についてお尋ねをいたします。昨年１０月１０日に三角におきまして、東港のにぎわいづくり活性化についての会議がありました。三角東港を見学、説明を受けた後、三角防災拠点センターに移動して会議に臨みました。本市はもとより、県港湾課、各種団体、海運事業者、市議等に出席いただき開催できたことを本当にありがたく、音頭を取っていただきました市長には感謝を申し上げます。しかし、いろんな活性化が出ることを期待しておりましたが、思うようなやり取りもできず、不完全燃焼で終わったような会議でした。三角港は現在、緑地公園横ではケーソンと言われる構造物を造っています。それも三角港のためではなく、熊本港に造って運ぶそうです。また、港の一部はフェンスで仕切っており、そこから先は関係者以外入れません。ソーラス制限区域と言って、テロ防止のため入ることは許されません。そこは国内の貨物船も容易に入港できません。港で栄えてきた三角町なのに、いろんな制限があり、思うような活性化策も講ずることができず、大変困っている状況です。そこでお尋ねいたしますが、県有地というのは理解しておりますが、本市としてもっと県と協議して、三角港をにぎわいのある港にしていきたいということで、市の見解をお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 議員御指摘のとおり、港湾使用による振興策の検討に向け、県港湾課と市議会、海運事業者、市の関係者等で、港湾構内を視察し、その後、意見交換会を開催いたしました。県から港湾施設の設置目的や使用に当たっての説明の後、海運事業者からの要望事項に多くの時間を割きましたので、振興策についての議論が十分ではなかったことは承知しております。

港湾施設の利活用につきましては、本来の使用目的及び計画に基づき、港湾機能が最大限発揮できるようなものが望ましく、あくまでもそれらを踏まえた上で、市が関与していかなければならないと認識しております。

東港のにぎわいづくりや活性化については、十分理解しておりますので、今後も引き続き、三角駅周辺の遊休地利活用や空き家を商業施設に再生する支援、あるいは、新たなコンテンツの造成として、駅から牛深港を結ぶ１５０キロメートルのナショナルサイクルートの指定に向けた関係自治体と連携など、実現可能な施策から取り組んでいくことを優先させていただきたいと考えております。

○１２番（三角隆史君） 三角島原路線のフェリーの復活、海上自衛隊の寄港地、これは夢物語にならないように我々も頑張っていきたいと思っております。衰退しているから駄目ではなく、そういったものを持ってくるということで栄えるという発想になっていただきたい、県に働き掛けて生産性のある港にしていきたい、熊本港、八

代港にばかり目を向けず、三角港の存在意義を県ももっと真剣に考えるべきだと私は思います。しっかりと三角港に役割を与えなければ、ただの船が停泊するだけの港で何も生むことはありません。また、熊本天草幹線道路はいつ完成するか分かりませんが、三角においてこれをただの天草からの通過点にしてはなりません。三角を物流の拠点として港を有効に使ってほしい、県と連携してこの三角港をいかしていただきたいと強く願います。

次の（３）に移ります。少子化対策について。私の一般質問の最初の方でも触れましたが、０歳児から３歳児までの子どもの数は年々減っております。この減少が止まらない限り、現実問題として人口減少に歯止めがかからないのではと危惧しております。さらに拍車をかけるようで大変恐縮ではありますが、教育部より小中学校の児童生徒数の資料を提供いただきました。これによりますと、地元三角小学校では合併当初、平成１７年３５６人だったのが、令和７年には１３８人、青海小学校では平成１７年１５０人だったのが、令和７年８３人に減少しております。なお、宇城市の小中学校におきまして、ここ２０年で増加しているのは小野部田小学校と河江小学校であります。小川の今後の可能性がここにも見て取れます。ただ、０歳児から３歳児までの子どもの数の減少はどこも同じです。そこでお尋ねをいたしますが、本市において出生数を増やすことが喫緊の課題だと思いますが、こういった対策を取っているのかをお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 議員御指摘のとおり、本市の０歳から３歳の子どもの数は年々減少傾向にあります。令和元年に０歳から３歳までの数が１，６８３人であったのですが、徐々に減少し、令和４年度に１，５２１人、令和６年度には１，３９６人というふうに減少してきております。

これは、出生数の減少が大きな要因であることから、本市における出生数の増加を含めた少子化対策が重要な施策であると考えています。

昨日の坂元議員の質問でもお答えしましたとおり、本市では出生数を増加させ少子化に歯止めをかけるために様々な事業を実施しております。

若い世代が、希望どおり結婚し子どもを産み育てることができる環境整備として、結婚支援や結婚・妊娠に伴う経済的負担への補助などを行っています。妊娠期から子育て期には、伴走型支援とともに様々な子育て支援事業を行い、子育てへの不安や負担の軽減、仕事との両立の支援を行っています。

その他、妊娠・出産時の各種手当給付や子育てに係る費用の助成、保育に関する事業の拡充等を実施しており、それらの情報を提供し活用するためのデジタル化も進めているところです。

○１２番（三角隆史君） 少子化はどこの自治体も頭を抱えるゆゆしき課題だと思います

す。結婚相談だったり、経済的負担への補助も大切であると思いますが、魅力的なまちにすることも若い親世代にとっては重要ではないでしょうか。住みたい、働きたい、行きたいと思われる宇城市になることを期待しています。

次の（４）に移ります。集客が見込める場所、施設について。宇城市におきまして、各町に魅力的な場所、施設がたくさんあります。三角西港、三角駅前フィッシャーマンズワーフ ラ・ガール、道の駅不知火、道の駅うき、アグリパーク豊野など、市外、県外からもたくさんの方々にお越しいただけるスポットがたくさんあります。うまくいっているところ、いまいちそうでないところがあると思いますが、本市として今後どういうふうにして集客を図っていこうと考えているのかをお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 市への集客については、効果的な宣伝方法など模索しておりますが、全般的には大変苦慮しているところでございます。

まず、道の駅うきの宇城彩館は、直売所で比較すると販売高が県内有数でもありますので、市の公共施設の中でも特に多くの集客を見込めますが、現在、さらに増加させるために、施設の中規模改修を進めております。改修後には、改めて指定管理者であるＪＡとの連携を強化してまいります。

次に、道の駅不知火は、直売所とレストランの売上げは少しずつ上がってきてはおりますが、増加に向け、温泉施設の長期間の閉鎖を解消することと並行して、定期的にマルシェ等のイベントを開催するなど、指定管理者、地域おこし協力隊ともさらに連携を深めてまいります。

続いて、アグリパーク豊野については、運営を民間移譲することにより、より収益性を追求できる環境で、集客の向上並びに地域の活性化につなげていこうと考えております。また、令和８年度当初予算に、基本構想及び基本設計業務委託の予算を計上しておりますので、魅力的な施設へ刷新できるものと期待しております。

最後に、三角駅前フィッシャーマンズワーフについては、前年度に使用料を減額する条例改正を行い、２つの空きテナントは解消することができております。三角駅周辺の活性化を軸に、先ほど申し上げましたサイクルルートのほか、地域資源をいかした観光コンテンツがどうにか構築できないか思慮しているところでございます。

いずれにしても、地域の魅力をＰＲし、人の流れを生む施設として発展させ続けることが、市の重要な役割であると考えております。

○１２番（三角隆史君） こういった施設は、宇城市はとてもうまく運営されていると思います。宇城市とそれぞれの施設の皆様の努力が功を奏しているのだと思います。今後ともどうかよろしく願いいたします。そういった中で、三角のラ・ガールは

トイレが老朽化しており、決してきれいとは言えません。集客を図るのであれば、トイレをきれいにしていただきたいと思います。それこそ、過疎債が使えるのではと考えるところでございます。余談になりますが、トイレの神様という歌が以前はやったことを思い出します。トイレをきれいにしたら、べっぴんさんになれるのだそうです。べっぴんさんとは、心のきれいな人ではないでしょうか。心のきれいな人には人が寄ってきます。そんな人たちが集まる宇城市にしたいです。過疎地域持続的発展計画２２ページの観光のところの項目に、「老朽化した便所等、公園施設の解体及び更新」と書いてありますので、ラ・ガールのトイレの更新を前向きに検討していただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

最後、スポーツの持っている可能性についてを質問いたします。再三再四、スポーツに関する質問をしているような気がします。ほかの議員さんもされております。それはなぜか。九州の中心、熊本の中心に位置する宇城市なのに、これといったスポーツ施設がありません。非常にもったいないと感じるからだと思います。ＪＲ熊本駅から松橋駅まで約２０分、小川駅まで約２５分、松橋インター、宇城氷川インターがあります。そして、宇城市の中学生の運動能力、特に陸上、ハンドボール、バレーボールは県下でもトップクラスです。スポーツ環境を整えば、地元の子どもの能力は高まります。大会・合宿ができる環境が整う、いろんな方々と交流ができる、いろんなジャンルのトップレベルの選手、指導者に来てもらえる、夢の実現に近づく。大会・合宿の誘致が実現できれば、宿泊、買い出しなどでホテルや商店が潤う。トップレベルの選手・指導者が来れば、それを目当てに人が集まる。それに伴い、ホテルや商店が潤う。こういったストーリーがここ宇城市で実現できないでしょうか。スポーツによる地域振興を心から望みます。本市の見解をお尋ねいたします。

○教育部長（舩井貴男君） スポーツによる地域振興については、非常に重要なテーマであると認識しております。スポーツがもたらす地域振興の効果は、地域コミュニティの活性化や健康促進だけでなく、経済的な側面や国際交流の促進など、多岐にわたるものであります。

まず、地域コミュニティの活性化については、スポーツは人々を結び付ける力があります。地域のスポーツチームの活動やスポーツイベントへの参加は、住民同士のつながりを深め、地域愛を育むきっかけになります。

次に、スポーツは健康を促進する重要な手段でもあります。地域住民が積極的にスポーツに参加することで、生活習慣病の予防や健康的なライフスタイルの確立につながります。

さらに、経済的な観点から見ますと、スポーツイベントや大会の開催は、観光客

や参加者を地域に呼び込み、宿泊施設や飲食店などでの消費を促進し、地域経済に貢献することが期待されます。

このように、スポーツ推進による様々な効果が期待される中で、本市のスポーツ行政は、全ての市民の暮らしの中に、生涯を通じてスポーツが定着し、市民が心身ともに健康でいきいきと暮らすことに主眼を置き、各種施策に取り組んできております。

今後とも、生涯スポーツの視点はもとより、健康、経済の視点も持ちながらスポーツ行政の推進に取り組んでまいります。

○12番（三角隆史君） 生涯スポーツの視点を持つことの必要性ももちろん理解するところであります。ただ、地理的に非常に恵まれているというメリットをいかし、経済活性化という視点を持ち、商工業の発展にも寄与できるということを自治体が生していることも非常に重要ではないでしょうか。他市の動向もしっかりとチェックしながら、スポーツによる地域振興に取り組んでいただきたいと思います。

これで質問は終わりますが、令和7年度をもちまして、定年を迎えられます執行部の方々及び職員の皆様、長年、宇城市のために御尽力していただき感謝申し上げますとともに、本当にお疲れ様でございました。引き続き、市役所に残られる方、また辞められる方、いずれにせよ、これからの人生が充実したものになりますよう心から願っております。また、副市長におかれましては、2年間ではありましたが大変御苦労が多かったことだと思います。本当にお疲れ様でした。教育長におかれましては、9年間という長い間、宇城市に在籍していただきありがとうございます。教育長にしかできないトップアスリートによるスポーツ講演会、すばらしかったです。たくさん子どもたちに夢を与えていただきました。また新天地の御活躍を楽しみにしております。お疲れ様でした。これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、中山弘幸君の発言を許します。

○19番（中山弘幸君） 19番、宇城市民の会の中山でございます。いよいよ、私の議員としての任期も2か月足らずとなり、任期中の最後の一般質問となり、身の引

き締まる思いであります。私は平成3年4月、旧三角町の議員に当選して以来、良き先輩、良き同僚議員に恵まれ、また旧三角町独特の政治風土の中で荒波にもまれながらも研さんを積んでいくことができたと思っております。その中で、常に市民の皆様 の立場に立ち、議場という公開の場において議論を戦わせることに重きを置いてきました。結果として、今の自分があるのではないかと考えております。今後 も変わることなく初心を貫いていきたいと考えております。今回は、日頃から市民の方々から頂いております御意見、御要望の中から、身近で執行部の取組次第では比較的現実的な課題を取り上げました。執行部におかれましては、簡潔かつ前向きな答弁を期待いたします。

まずは、まちづくり懇談会につきまして、昨年の第2回定例会でも質問しましたが、市長就任から1年が過ぎましたので、組織についてどのように考えておられるかをお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） まちづくり懇談会は、地域の核となる方々と意見交換を実施することにより、その意見を市政に反映することを目的として開催することを計画しております。

懇談の内容は、市の施策や事業説明のほか、事業に対する評価の聞き取りや地域ニーズのくみ上げなどを想定しております。ただ、豪雨災害により発生した甚大な被害により情勢が変わったこと、また地域によって課題や規模が異なることから、現段階では、それぞれの地域の特性に応じたやり方を、構成する人員や内容を含めて検討しているところです。

○19番（中山弘幸君） 現段階では諸事情により検討ということで理解しました。ただ1点だけ指摘をしたいと思えますけれども、一般的に審議会などでは発言力が強かったり、場慣れした人がいれば、小さな意見、小さな声が反映しにくくなる傾向があります。そこで、組織の人選に当たっては、できるだけ多彩な意見、また新鮮な意見が反映される組織になるよう配慮されるように指摘をしておきたいと思えます。

次に、開催時期についてお尋ねいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 開催時期につきましては、来年度中の開催を想定しております。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、地域の特性に応じたやり方を内容も含めて検討してまいりますので、市内一律に同じタイミングで開催するというよりは、地域ごとに絞ったテーマの優先度を定めて実施することを検討しております。

○19番（中山弘幸君） このまちづくり懇談会は、市長のマニフェストの中でも優先度が高い事業ではないかと私も思っておりますので、今後に期待をしたいと思えます。

次に、本市における一極集中について。宇城市の合併の理念に「旧５町の均衡ある発展」という言葉がありました。あれから２１年が過ぎ、周辺部の人口減少が進み、特に三角町の減少が顕著であります。このことはこれまでも質問してきましたが、改めて現状認識と対策についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 本市の市制施行以後の人口は、住民基本台帳によると平成１７年１月１５日時点で６万４,３６６人、１０年後の平成２７年１月３１日時点で６万１,３７２人、そして２０年後の令和７年１月３１日時点で５万６,２５９人と右肩下がり推移しています。本年１月３１日時点の人口５万５,６７１人を合併当初の人口と比較すると、８,６９５人が減少したことになります。

そのうち、過疎地域として指定されている三角の人口は、平成１７年１月１５日時点では１万６９人、直近の本年１月３１日時点の人口が６,０９７人で、３,９７２人の減少となっており、この期間の市全体の減少数の約４５．７％を占めております。

同じく過疎地域の指定を受けている豊野の人口は、平成１７年１月１５日時点では５,１１１人、直近の本年１月３１日時点の人口が３,６１７人で、１,４９４人の減少となっており、この期間の市全体の減少数の約１７．２％を占めている状況です。

一方で、過疎地域以外の人口は、平成１７年１月１５日から比べて、令和８年１月３１日時点で３,２２９人の減であり、同日現在で市内全人口の８２．５％が過疎地域以外に居住している現状から、人口の集中が進んでいると言えます。

人口を維持確保するためには、まずは交流人口・関係人口を増やし、そこから移住・定住につなげていきます。現状では、地域おこし協力隊の活用をはじめ、いかに交流人口・関係人口を増やすかを主眼に事業を展開しているところです。

○１９番（中山弘幸君） 次に、人口減少地区を対象にした施策の必要性についてお尋ねします。この地方における一極集中は、宇城市に限らず平成の大合併が生んだ産物の最たるものと私は考えております。この結果はある程度想定はしておりましたけれども、ここまでなるとは想像ができませんでした。現状、例えば市役所の職員やＪＡの職員など、市の中心部に移住されている方が少なくありません。また、農家でも様々な理由から、三角町以外から通勤農業をされている後継者が多くおられるのが現実です。そこで、現在の基本的な考えは理解しますが、それに加えて過疎地に限定した特別な施策が必要であると考えております。例えば、移住や住宅取得に対する補助金の上乗せなどは、ある一定の効果があるのではないかと考えますが、見解をお尋ねします。

○市長政策部長（亀井 誠君） 過疎地域に限定した他地域より手厚い施策として、企

業誘致における税制優遇措置があります。

市では、新規に進出してくる企業だけでなく、既に立地している企業が新たな設備投資を行う際に補助金を交付しておりますが、過疎地域に立地する場合、補助金に加えて3年間の固定資産税の課税免除を行うことができます。

議員がおっしゃった住宅取得に関する補助制度については、アンケートの結果等から、定住に際しては、交通利便性や生活利便性が重視されており、移住・定住を促す施策としては、住宅取得補助の優先度は低いとみなしております。

そのため、移住・定住に向けた特別な補助制度を新たに作るよりも、まずは先ほど申しました交流人口・関係人口の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、現在、定住されている方々の生活を守り、転出者を少なくする取組も重要です。

生活インフラ等の維持、改善によるエリアの利便性向上や交流人口・関係人口の増加による地域経済の活性化、所得向上を図り、転入の促進と転出の抑制に取り組んでまいります。

○19番（中山弘幸君） 住宅取得に関する補助制度については、アンケートの結果から、移住・定住を促す施策としては優先度が低いという認識ということですが、私は金額にもよりますが、一定の効果があると考えております。アンケートだけで判断されるのはいかがなものかとも思います。お金の問題だけではないと思いますが、企業誘致でも優遇策があるのであれば、移住や住宅取得についても優遇策あってもしかるべきと考えます。また、生活インフラ等の維持、改善によるエリアの利便性向上や、交流人口・関係人口の増加による地域経済の活性化ということについては、とても大切だと思っております。そこで、何か有効な施策の考えがあれば教えていただきたいと思います。

○市長政策部長（亀井 誠君） 住宅取得に関する補助金創設の優先順位は、広く一般に向けたアンケート結果だけでなく、本市に実際に移住された方へのヒアリング結果を見ても、現時点では低いものになります。

確かに、補助金の額次第では一定の効果は期待できるのかもしれませんが。しかしながら、市の限られた財源やマンパワーを踏まえると、住宅取得に予算を費やすより、まずは、総合的に地域の暮らしやすさを向上させる施策や、魅力を高め、注目度を上げる取組が、過疎地域であっても人を呼び込む呼び水になると見立てているところです。

そのため、地域おこし協力隊等を活用した魅力発掘と情報発信による交流人口・関係人口の増加に加え、企業誘致による雇用確保や生活利便施設の確保に取り組ん

でいるところです。

今後も住宅取得に限らず、より人口の維持・拡大に効果を発揮する取組が分かれば、鋭意取り組んでまいります。

○19番（中山弘幸君） 宇城市全体を見れば、どこに住もうと、どこに家を建てようとも変わらないと思います。しかし、特に三角町においては切実な問題です。執行部の取組は理解しますが、私は最も即効性があるのは補助金の上乗せではないかと思いますので、可能性のあることは全てチャレンジすると、そういった姿勢で取り組まれることに期待をしております。

次に移ります。行政区長の負担軽減についてお尋ねをいたします。まず、行政区長の業務について。近年、特に小規模の行政区において、区長の選任について苦勞されているとの話をよく耳にします。私も地区の役員をしておりますけれども、そばで見えておまして、行政区長の仕事はとても大変だと感じております。そこで、まず行政区長の業務についてのお尋ねをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 現在、宇城市内には176の行政区がございます。

行政区は、地域コミュニティとして、そこに住む方々が暮らしやすい地域となるよう、地域課題の解決をはじめ、様々な活動を自主的・主体的に行うなど重要な役割を担っております。

主な活動といたしましては、地域独自の環境美化活動、防犯・防災活動、親睦活動、また所有する施設の管理などが挙げられるかと思います。その活動の中で、市と地域住民をつなぐ中心的な役割を担っていただいているのが行政区長の皆様となっており、市の方からもいくつかの業務をお願いしているところです。

お願いしております主な内容といたしましては、市からの情報の伝達として、広報紙や行政文書などの配布、地域住民の把握や連絡調整、地域の実態調査や市への要望の取りまとめ、また各種協議会への参画などとなっており、それらの御協力に對しましても大変感謝いたしております。

近年、単身世帯の増加やライフスタイルの変化などによりまして、地域社会におけるつながりの希薄化が進み、自治会などの役員、運営の担い手が不足し、全国的に自治組織の活動範囲の縮小、停滞に陥るリスクが高まりつつある状況となっております。

本市におきましても、行政区長や自治組織の役員改選に当たって、後任が見つからないなどの相談をお受けすることがございます。

また、行政区によっては担い手の確保に苦慮されているとの御意見のほかにも、区長としての責任や業務の負担が大きいといった御意見も伺っており、各行政区ごとで運営方法に違いがあるかとは思いますが、行政区の運営の難しさや行政区長の

御苦労についても十分認識しているところでございます。

しかしながら、自治組織は、地域住民の交流や情報共有、防災活動などに大きな役割を担っております。

また、今後も自治組織と行政が役割を分担しながら、地域の実情に沿った課題解決に向けて取り組むことが大切であると考えております。

市といたしましても、自治活動が自主的かつ円滑に運営できるよう、行政区の再編を念頭に、地域住民が継続的に活動に関わるための仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 区長のなり手不足、また負担感についても認識されていると理解いたしました。市としては、行政区の再編を念頭に推進されておりますけれども、結果としてなかなか進んでおりません。私は以前から再編には反対しておりますが、小規模行政区を支援することの重要性を指摘してきました。そこで、小規模行政区の支援についてお尋ねいたします。私は以前から、小規模行政区の支援について、地域おこし協力隊を活用できないかと考えてきました。例えば、複数の行政区を担当し、書類作成などの事務の補助のほか、様々な区の行事のサポートなど、区の支援員的な仕事を担うことができるのではないかと考えていますが、執行部の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 先ほどの答弁でも申し上げました、本市176行政区の令和8年1月末現在の合計世帯数は2万5,403世帯となっております。

平均いたしますと1行政区当たり144世帯であります。行政区ごとの現状につきましては、各世帯数の差は大きく、一部の小規模の行政区では担い手不足など住民自治活動に支障を来している状況があることを認識しております。

また、行政区の将来を考えますと、地域の住民自治活動が円滑に行われるよう、将来の人口減少を見据えた上で、地域のつながりや人と人とのコミュニケーションなどを考慮しながら、行政区間の格差を是正し、一定規模を確保することが必要であると考えております。

市では、これらの課題を解決するために、行政区統合の取組や市からの業務委託内容の見直しなどを行ってまいりましたが、今後も随時、改善策の検討を進めていく必要があると考えております。

小規模行政区の支援策として、議員御提案の地域おこし協力隊の制度を活用した地域自治組織への支援の考え方につきましては、関係する各機関や関係団体などとも調整の上、どのような地域協力活動をどこまで行っていただくかといった、具体的な業務内容をあらかじめ明確に定めておく必要がございます。

こうした地域協力活動は、定住促進や地域産業の活性化、あるいは住民生活に係

る見守り支援など、行政区の様々な分野に及びますことから、全庁的な見地で行政区の活動を注視していく中で、真に必要とされる地域協力活動を見極め、今後の活用の可能性などを検討してまいりたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 執行部の取組も理解しますし、私の提案につきましても一定の理解をいただいたと理解します。今後、行政のデジタル化の推進の中で、行政区とのやり取りもオンライン化が進んでいくと考えられます。しかし、区の役員の中にはデジタル機器の取扱いが苦手な方もおられると考えられます。そこで、地域おこし協力隊がそのサポートをすれば、円滑な行政運営ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○総務部長（木見田洋一君） 行政区長の業務、地域コミュニティなどのデジタル化の推進につきましては、行政区を運営する区長の負担を軽減するとともに、若い世代の参加を促進し、地域の活性化につながることなどが期待されるため、本市としても重要なものと認識しております。

全国的にも自治会活動のデジタル化に取り組む自治体も増えてきており、本市でもそのような自治体の取組や成果などについて調査研究が必要と考えております。

一方で、御指摘のありましたデジタル利活用に関する格差、いわゆるデジタルデバイドの解消など、導入における課題もあると考えております。

スマートフォンやパソコンなどのデジタル機器を利用するということで、不慣れな方にはハードルが高いと感じられる面があることも否めないところではあったかと思えます。

このような課題の解決策として、まずは、デジタル機器の操作に慣れた地域の若い方などのサポートや説明会の開催など、地域内での解決や講座の開催などが考えられますが、議員御提案の地域おこし協力隊の活用も支援策の1つとして挙げられるかと思えます。

しかしながら、将来にわたり、人口減少による少子高齢化が避けられない以上、地域コミュニティを維持するためには、行政区の再編に対する検討も小規模行政区が抱える様々な課題の解決手段の1つとなると考えており、地域おこし協力隊の活用については、地域の事情や地域の特性等を踏まえ、総合的に判断していく必要があると考えられます。

今後も、行政区運営が円滑に進みますよう、行政区長会などの御意見を伺いながら、時代の変化に応じた支援策の検討や地域の実情に合った業務の在り方などにつきまして、引き続き調査研究に努めてまいりたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） 前向きな答弁をいただいたと理解しました。今後モデル地区を設定し、是非とも研究をしていただければと思います。例えば、三角地区でいえ

ば、中山間地の千房区、八柳区、開拓区、石打区、この隣接している4つの区で大体40戸ぐらいになります。今後、地域おこし協力隊による様々な支援があるということであれば、区長になられる方も少しは安心されると思いますので、市としての取組に期待をして、次の質問に移ります。

次に、選挙事務について。立会人の拘束時間と報酬についてお尋ねをいたします。先ほど行政区長の負担軽減についても質問しましたが、選挙立会人の選任も行政区長に任されており、大きな負担となっております。また日頃、市民の皆様から報酬についての不満もさることながら、拘束時間の長さに対する不満が多く寄せられております。そこで、報酬と拘束時間についてのお尋ねをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市におきましては、選挙の投票管理者及び投票立会人は、公職選挙法の規定に基づき選任しております。

選任につきましては、各行政区長などへ選出を依頼し、本人の承諾を得た上で選挙管理委員会が選任しており、本年2月に執行されました衆議院議員総選挙においては、期日前投票所5か所、当日投票所35か所に投票管理者1人、投票立会人2人ずつを選任し務めていただきました。

公職選挙法により、当日投票所の開設時間は、基本的には午前7時から午後8時までですが、特別の事情がある場合は、個々の投票所について一定の範囲で繰上げ、繰下げができると定められております。

このため、本市では、市内35か所全ての当日投票所を午前7時から午後6時までの11時間の開設といたしております。

また、期日前投票所におきましては、開設時間は、原則、午前8時30分から午後8時までとなっており、本市でも市内5か所全ての期日前投票所につきまして、午前8時30分から午後8時までの11時間30分の開設といたしております。

これらの当日投票所や期日前投票所の投票立会人の報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき定めておりまして、当日の投票立会人が1万2,400円、期日前の投票立会人が1万900円となっており、昨年6月の法改正に合わせて、報酬額が改正されたところでございます。

また本市では、条例において1回の選挙につき1日分の報酬を支給すると定めており、開設時間にかかわらず、それぞれ一律で支給しているところでございます。

なお、1回の勤務が投票時間の2分の1以下の場合は、日額の2分の1の額を支給することとしておりますが、これまでの支給の実績はございません。

投票管理者及び投票立会人の実状につきましては、長時間の職務から身体的、精神的な負担が大きいものと認識しており、昨年の参議院議員通常選挙から、その報酬額は引き上げられたものの、投票管理者及び投票立会人の皆様の負担軽減は、今

後の選挙執行において重要な課題であると考えております。

また、行政区長から投票立会人等の推薦をいただく際に、長時間にわたる身体的な負担や報酬額などについて意見がある中、なり手不足で人選に苦慮しているとの声も多く伺っているところでございます。

今後、立会人の安定的な確保が困難な状況になることや、選挙運営そのものに支障を来すことが起きないように、立会人の交代制度や公募制度の導入など、より柔軟性を持った仕組みの構築に向け、他市の状況や市内各地域の御意見などを参考にしながら、調査研究してまいりたいと考えております。

○19番（中山弘幸君） まず、報酬については、先の総務常任委員会でも指摘がありましたけれども、期日前投票の立会いが当日の立会いに比べ長いにもかかわらず安いということ、また、最低賃金や時間外労働を考慮すれば安いのではないかと思います。これは国の制度に関することなので、市としましては、是非国に要望すべきだと思います。また、今後、立会人の交代制度や公募制度の導入を検討されるということで、今後の取組に期待をしたいと思います。

次の部活動の地域移行につきましては、昨日、坂元議員から質問がありましたので、今回は取り下げたいと思いますが、2点だけ指摘をさせていただきます。小学校の地域移行では、指導者が見つからず活動ができなくなったケースが多くありましたので、そのようなことにならないこと。また、クラブチーム等への送迎で保護者の負担が増えているという声も聞きますので、その点について指摘をしておきたいと思います。

次に、リサイクル事業についてお尋ねをいたします。まずは、資源ごみの単価の推移についてお尋ねいたします。

○保健衛生部長（元田智士君） 現在、本市の分別収集は176行政区、203か所で行っており、23品目を対象に収集活動を行っております。

資源ごみの買取り単価については、年2回の見直しを行っており、直近の見直しは令和7年10月に実施しております。主な買取り単価は、キロ当たりアルミ缶が129.8円、ペットボトル6円、新聞チラシが4.5円、廃食油が5円などとなっております。

10年前の平成27年10月の単価と比較してみますと、アルミ缶は67.5円でプラス62.3円、ペットボトル17.5円でマイナス11.5円、新聞チラシは変動なし、廃食油は4.5円でプラス0.5円となっております。

10年間の買取り価格の推移を見ますと、最安値は、アルミ缶は令和元年10月19.5円、最高値は令和4年4月及び令和7年10月において129.8円となっております。また、ペットボトルの最安値は令和2年10月が0.15円で、最高

値は、令和4年10月の21.6円となっております。これにより、アルミ缶の価格差は110.3円、ペットボトルは21.45円となり、価格変動の範囲が相当大きいことが分かります。

○19番（中山弘幸君） 次に、還元金の推移についてお尋ねしますが、資源ごみの分別収集は、合併前に旧松橋町で行われていたことを取り入れ、その後改善されて現在に至っております。その還元金は区の大きな財源になっておりますが、始まった当時は1,000万円近くあったと記憶しておりますけれども、現在はかなり減少しております。還元金が少なくなり、モチベーションの低下につながっているとの声をよく耳にします。そこで、還元金に少し上乗せをして還元できないかと考えますが、執行部の見解をお尋ねします。

○保健衛生部長（元田智士君） まず、分別収集で回収しました資源ごみは、市内の収集運搬業者が市内の中間処理を行う施設に運び、そこからさらに市内外の再処理施設に運搬され、リサイクルされるという構造になっております。

資源ごみは、中間処理施設から再処理施設に運搬された経費が引かれた後の単価で構成されているということで、ここ近年では、令和4年のロシアによるウクライナ侵攻後、国際的な原材料価格が高騰しており、その結果、買取り単価も上昇傾向にあります。同時に、昨今の人件費等の上昇についても経費の増加に影響を及ぼしていると考えており、これによる単価への影響も少なくないと認識しております。

本市全体の還元金と排出量の推移についてでございますが、最近10年間のデータを基に御説明いたします。

平成26年度の還元金は、先ほど議員がおっしゃったように約1,000万円近くあり、932万円でしたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響等もあり、約312万円と最も少ない状況となりました。しかし、令和4年度は約833万円まで持ち直し、令和5年度は約703万円、令和6年度は約523万円、令和7年度は536万円と推移しております。また、排出量につきましては、平成28年度の約1,762トンピークに平成29年度は約1,412トン、令和6年度は1,000トン切り、約998トンと減少しております。排出量の減少も還元金の額に影響していることがうかがえると思います。

市民の分別収集活動のモチベーションの維持にある程度の還元金は必要と認識しておりますが、何よりも市民のリサイクル意識の向上が重要と考えております。最近では民間事業者が設置した段ボール等の無料回収施設が、市内の各所に点在しているほか、大型店舗でも資源ごみの回収が進んでおります。

このように、資源ごみは燃やさずリサイクルすることの重要性を市民に広く周知・啓発し、今後も安定した分別収集活動が継続できるよう努めてまいります。

市民の皆様には、引き続き、資源ごみの分別収集とリサイクルに御協力いただきますようお願い申し上げます。

○19番（中山弘幸君） 今、答弁がありましたように、排出量の減少も影響していることは理解をいたします。しかし、区の貴重な財源になっておりますので、是非前向きに対応していただければ、より一層市民の協力もいただけるのではないかと考えております。

次に、三角町の上本庄八柳線の整備についてお尋ねします。この路線は、中山間地の集落への重要な生活道路であることに加え、周辺には果樹園が広がり、農作業にとっても重要な道路となっております。合併後に整備が始まり、これまで順調に進んできましたが、高規格道路の路線が決まらないことを理由に現在事業が止まっております。私は何度も現地を確認しましたが、工事の進捗からして影響はないと考えております。よって、速やかに事業を再開し、整備を進めるべきと考えますが、執行部のお考えをお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 上本庄八柳線は、昭和57年に三角町で町道として認定されました。合併時に市道として引き継いだ路線となります。上本庄区の郡浦地区生涯学習センター付近を起点としておりまして、石打ダム方面に向け八柳区を経由して、開拓区の公民館付近を経て県道郡浦網田線に接続します、延長約3.3キロメートルの道路です。

市では、これまでに、起点の上本庄区より石打ダムを周回する市道八柳石打線への延長約2キロメートルにわたる改良設計を行い、起点側の上本庄区から約1キロメートルについては、道路改良工事を順次行ってきたところであります。しかしながら、起点側、終点側にそれぞれ用地取得に困難な場所があり、計画路線内に未整備区間を残しているところです。

過去に答弁しましたとおり、近接して国が設計、施工いたします宇土三角道路の計画が着々と進められており、来年度から用地買収に入るということを伺っております。本路線が影響します金桁地区から東側の路線については、現在、実施設計を行うべく地下水等の状況などを調査する水文調査が行われており、令和8年度以降に実施設計に入る予定であると聞いております。

設計に入りますと、本線はもちろんですが、付替道路や工事用道路の整備が上本庄八柳線に交差し、影響する可能性がかなり高いと思われます。

このことから、事業再開に当たっては、宇土三角道路の国からの路線計画の説明会等による公表を待ちまして、国への付替道路や工事用道路としての整備要望等での対応を検討してまいりたいと思います。

○19番（中山弘幸君） 前にも同じような答弁をいただいておりますけども、それを

待っていたらいつになるか分からないわけでありまして、先日の熊本天草幹線道路特別委員会で、国交省から説明がありました。既存道路への影響が出た場合のことを質問しましたが、その場合は、国が責任を持って対応するということでした。私は現状でも問題ないと考えておりますけれども、仮に影響があった場合でも、国が対応するのであれば、私は進めるべきだと思います。また、それができないというのであれば、反対側から進めるという方法もあります。ここは是非、末松市長にも一度現地を視察していただければと思いますが、市長いかがですか。よろしくお願いいたします。

次に、スクールバスの空き時間を活用した高齢者支援についてお尋ねをいたします。スクールバスの空き時間を利用した高齢者の買い物支援等を行う自治体は、全国的に広がりを見せておりまして、県内においても高森町で実施されております買い物サロン事業は、本市においても十分実施が可能な事業であると考えます。まず、本市が取り組んでおられる支援事業の説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 本市が行っています高齢者等への買い物支援事業についてお答えします。

本市では高齢者等に対する買い物支援策としまして、宇城市社会福祉協議会に委託し、協力会員として登録された有償ボランティアにより、介護保険要支援認定者及び総合事業対象者に対し、買い物支援をはじめ、日常生活での困り事を支援する安心生活サポート事業を行っています。

令和6年度の実績では、買い物支援を行った件数は573件と需要は多く、今後ともさらに需要は増加すると見込んでおります。

事業は、協力会員である有償ボランティアとのマッチングにより実施することから、協力会員の確保が課題であるというふうに捉えております。

○19番（中山弘幸君） 分かりました。先ほども申しましたが、阿蘇郡高森町で行われております買い物サロン事業は、今後、宇城市としても十分取り組める事業だと思いますけれども、執行部の見解をお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） スクールバスの空き時間を活用した高齢者支援は、移動手段の確保と地域活性化を目的に全国で広がっております。

議員御紹介の高森町では、日中の空き時間にスーパー等への無料送迎を行う買い物サロン事業を実施しており、自宅から店舗までの買い物支援に加え、車内での交流による介護予防や、買い物行動を通じた認知症予防も期待されています。

また、高齢者が乗降することから、運転手と乗務員を集落支援員として配置し、係る経費については総務省の地方創生施策を利用して特別交付税が措置される仕組みとなっており、利用者は無料で利用できるということです。

一方で、本市のスクールバスは購入時に活用した補助金の目的に合致しないことから、運用面で多くの課題がございます。

具体的には、現時点で地域住民利用や学校通学以外の利用等に対しては、文部科学大臣の承認が必要です。

また、高森町が導入しているスクールバスと同じサイズの車両が少なく、利用者の自宅までの送迎が、本市全域ではできないことで、地域ごとに公平な運用ができないこと。また、学校行事でスクールバスを活用する場合に運休が生じる可能性があるということです。

さらには、車両を運転する運転士の確保や、スクールバスはバリアフリー仕様でないため、高齢者等の乗降時には介助員が必要となりますが、高森町が特別交付税措置により配置する集落支援員の対象となる地域・条件が過疎地域等の集落対策が必要な地域に限定されることから、本市内における地域格差が生じるなどの課題がございます。

少子高齢化や核家族化が進展する社会状況において、高齢者等に対する買い物支援の需要は増加が見込まれることから、今後は既存事業の充実を図るとともに、買い物支援施策に対する国及び県の支援策や高森町が実施している支援事業など他自治体の取組を注視し、調査研究を進めてまいります。

○19番（中山弘幸君） 大前提として、スクールバスの空き時間を利用するということであります。また、最大の利点は特別交付税で措置されるために利用者負担がなく、自治体の負担もないということであります。確かに地域格差は出ると思いますが、高森町でも地域を限定して実施されております。また、ドライバーの確保も課題でありますし、そのほか文科省との関係でありますとか、様々な課題があるのは事実であります。しかし、その課題を克服することはそんなに難しいことではないと思いますので、今後、高齢者支援の選択肢の1つとして是非検討する価値があると考えますので、執行部の取組に期待をしまして、次の質問に移ります。

次に、花の学校につきまして、今後の取組についてお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 当該施設は、令和3年度に用途廃止し、令和4年度からは、それまで指定管理者であった合同会社花のがっこうへ5年間という期限を付けて無償貸与しているところでございます。

その無償貸与期間が、残り1年間となりましたので、その後の施設を有効的に活用するため、昨年6月に市場性やアイデアを民間事業者から直接聞き取る、いわゆるサウンディング型市場調査を実施したところでございます。

結果として、現地見学を行った事業者が7社、最終的に提案されたのは4社あり、1社は、グランピング場、残り3社は、指定管理料を前提とした観光施設の運営で

ございました。

今後は、調査結果を参考にして、プロポーザル方式による入札を予定していますので、事業者の募集を４月から開始し、８月にプレゼンテーションとなる審査会を開催する計画で進めております。

また、昨年６月に戸馳地区の行政区長会には市の考え方をおおむねお伝えし、御理解いただいているところではございますが、募集開始前には広報紙を通じて、改めて住民の皆様には周知いたしたいと考えております。

市としましては、譲渡も視野に施設全体を引き受けてくださる事業者からの提案を期待しているところでございます。

○１９番（中山弘幸君） なかなか難しい課題であることは理解をしております。施設をそのまま使用するのにも相当の費用が掛かりますし、また解体にも莫大な費用が掛かると思います。かといって、私に何か良いアイデアがあるわけでもありませんので、今後の取組に期待をしたいと思っております。

最後になりますけども、本年３月をもって退職される職員の皆様、また役職定年を迎えられる職員の皆様、そして天川副市長、平岡教育長、これまで大変お世話になりました。時には議場という場で、議員の職務とはいえ、失礼な発言があったかもしれませんが、この場をお借りしましておわびを申し上げます。皆様方の今後の人生が素晴らしいものになることを心からお祈りいたします。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

—————○—————

日程第２ 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第２、休会の件を議題とします。

明日１２日木曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、明日１２日木曜日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後１時４７分

第 7 号

3 月 1 3 日 (金)

令和8年第1回宇城市議会定例会（第7号）

令和8年3月13日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第22号 | 令和8年度宇城市一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第23号 | 令和8年度宇城市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第24号 | 令和8年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第25号 | 令和8年度宇城市介護保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第26号 | 令和8年度宇城市奨学金特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第27号 | 令和8年度宇城市水道事業会計予算 |
| 日程第7 | 議案第28号 | 令和8年度宇城市下水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 同意第8号 | 教育長の任命について（前川 和宏氏） |
| 日程第9 | 議案第29号 | 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第30号 | 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 発議第1号 | 宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 発議第2号 | 宇城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | | 各委員会の閉会中の継続調査の申出について |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 林 田 和 君 | 2番 津志田 幸 紀 君 |
| 3番 坂 元 大 介 君 | 4番 四 海 公 貴 君 |
| 5番 河 野 真 理 君 | 6番 吉 良 邦 夫 君 |
| 7番 田 中 美 君 君 | 8番 嘉古田 茂 己 君 |
| 9番 原 田 祐 作 君 | 10番 永 木 誠 君 |
| 11番 山 森 悦 嗣 君 | 12番 三 角 隆 史 君 |
| 13番 坂 下 勲 君 | 14番 大 村 悟 君 |

15番 高橋 佳大 君
17番 河野 正明 君
19番 中山 弘幸 君

16番 園田 幸雄 君
18番 豊田 紀代美 君
20番 石川 洋一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 星 津 章 博 君 書 記 三 村 修 司 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	末 松 直 洋 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	亀 井 誠 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	元 田 智 士 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	総務部次長	米 田 年 宏 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	嶋 津 吉 禮 君
教 育 部 次 長	山 下 寛 樹 君	三角支所長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小川支所長	坂 本 優 子 君
豊野支所長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	松 枝 邦 明 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開議 午前 10 時 00 分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。追加議案は、議事日程記載の日程第 9、議案第 29 号及び日程第 10、議案第 30 号であります。

—————○—————

日程第 1 議案第 22 号 令和 8 年度宇城市一般会計予算

日程第 2 議案第 23 号 令和 8 年度宇城市国民健康保険特別会計予算

日程第 3 議案第 24 号 令和 8 年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 議案第 25 号 令和 8 年度宇城市介護保険特別会計予算

日程第 5 議案第 26 号 令和 8 年度宇城市奨学金特別会計予算

日程第 6 議案第 27 号 令和 8 年度宇城市水道事業会計予算

日程第 7 議案第 28 号 令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 22 号、令和 8 年度宇城市一般会計予算から、日程第 7、議案第 28 号令和 8 年度宇城市下水道事業会計予算までを一括議題とします。

去る 2 月 26 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件であります。委員会を 3 月 2 日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 22 号一般会計予算の歳出のうち、財産管理費の委託料の本庁舎新館改修設計業務委託料、不知火支所改修設計業務委託料及び小川支所改修工事業務委託料について、委員から「予想される改修の期間とその間の対応は」との質疑に対し、執行部から「本庁舎新館については、令和 8 年度に実施設計をし、令和 9 年度に改修工事を予定している。空調の更新が主な内容である。改修方法については、できるだけ会議に影響が出ないような施工を考えている。不知火支所は、令和 9 年度から改修工事を行う予定で、工事に際しては、若干の内部移動等を計画している。

小川支所については、閉庁時間での工事を予定している」との答弁がありました。

次に、企画費のバス運行対策費補助金について、委員から「バス減便などの影響による市民の利便性低下についての対処は考えているのか」との質疑に対し、執行部から「バスの利用は低迷が続いているが、乗合タクシーについては一部区域で利用者が増加傾向にある。時代に即した住民のニーズに沿った公共交通手段が路線バスなのか、乗合タクシーや全国的に注目されているライドシェアなのか、各地域との意見交換を重ねながら、適切な公共交通網の配置に取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、教育費の次世代校務環境システム構築業務委託料等について、委員から「どういうシステムなのか。これにより何ができるようになるのか」との質疑に対し、執行部から「セキュリティを強化した上で、先生が校内のどこにいても校務ができる環境を整えるものである。システム構築委託料、システム使用料、ライセンス使用料と庁用器具購入費の4本立てで、端末購入とシステム更新を予定している。現在1人で2台所有しているパソコンを1台に集約し、セキュリティの強化、保護者連絡用ツールの導入を図るものである」との答弁がありました。

さらに、教育費の学童スポーツクラブ運営補助金について、委員から「過疎地域では子どもの数が急激に減って、運動部が成立しない地域が増えている。2つの小学校の部活動を合同にして運営したいとの意見があるが、どうか」との質疑に対し、執行部から「学童クラブについては、小学校部活動が移行する流れで、部活動を引き継いで同一の学校に限って認めるという形で運営されてきた。児童数が減ってきているのは事実で、そういう相談もあっている」との答弁がありました。これに対し、委員から「同じ学校でなければならないという基準について、教育委員会で協議して、解決してほしい」との意見、「中学校部活動は隣接の学校で合同でやる方向なので、学童スポーツも変えた方がいい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件であります。委員会を3月3日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、

局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第２２号一般会計予算のうち、負担金の地域活性化起業人負担金について、委員から「サンマルク社員の派遣を受け入れるとの説明があったが、具体的にはどういう活動をするのか」との質疑に対し、執行部から「現在の取組として、本市はパン用小麦の生産体制が構築されていない状況にあるため、小麦の栽培管理や品質向上に向けての技術提供に取り組んでもらっている。また、農地の貸借や集積を行ってもらっている」との答弁がありました。さらに、委員から「小麦だけではなく裏作も試験的に行っていくと聞いている。今後の計画はどう進めていくのか」との質疑に対し、執行部から「サンマルクファームの栽培計画として、来年度までは小麦のみの生産、２０２７年度は米まで、２０２８年度からは露地野菜の栽培に取り組む計画であると聞いている。また国営事業での裏作の推進については、地元農家の法人化や集落営農組織の設立などを支援していく。現在、県がブロッコリー、スイートコーン、玉ねぎなどの実証実験を行っており、その成果を周知しながら、今後の裏作の展開につなげたいと考えている」との答弁がありました。

次に、委託料のうち松橋駅西口土地利用可能性調査業務委託料について、委員から「にぎわい創出のための調査だと思うが、その詳細は」との質疑に対し、執行部から「松橋駅周辺や駅舎の整備を終え、現在は駅西側の面整備の局面となっている。市長の重要施策でもある松橋駅周辺開発が位置付けられ、農地以外の土地利用の検証を行うところである」との答弁がありました。さらに、委員から「以前、松橋駅西口には様々な計画があったが、現在の計画の状況は。また、松橋駅西口側は農業振興地域のままなのか」との質疑に対し、執行部から「宅地開発だけをやっても市は潤わないと考えているので、企業誘致や商業ゾーン等を含めて検討していきたいと考えている。また農業振興地域から外れていないので、計画の中に折り込んでいく」との答弁がありました。これに対し、委員から「松橋駅西口は魅力的な土地であるので、民間への働き掛けをお願いする」との意見がありました。

また、道路整備計画策定業務委託料について、委員から「この計画の詳細は」との質疑に対し、執行部から「本市は国道や県道に接しており、重要な交通の結節点である。そのため、渋滞などの問題も抱えている。またバス路線の廃止もあり、今後さらに自動車依存が高まるのではないかと懸念している。このことを踏まえ、市が抱えている課題を明らかにし、道路整備の方針と道路ネットワークを策定していく」との答弁がありました。さらに、委員から「渋滞が頻繁に起きているところがあるが、この計画はどこに重点を置くのか」との質疑に対し、執行部から「令和８年度は本市の渋滞する箇所をピックアップし、国県道から宇城市中心部への道路渋

滞を緩和するための基礎調査を行う」との答弁がありました。

次に、議案第27号水道事業会計の債務負担行為のうち、上下水道事業官民連携包括業務委託について、委員から「本事業は、完全民営化ではないと確認できて安心したところだが、契約に至るまでに、具体的にはどのように進めていくのか」との質疑に対し、執行部から「現在、契約条件として必要な要求水準書や募集要項等を作成しているところであり、発注形態は公募型プロポーザルを予定している。令和8年度に入り事業者を公募し、参加資格審査を経て提案書類を提出してもらい、プレゼンテーション及びヒアリングを受け審査し、事業者の選定を行う流れである。なお、優先交渉事業者との基本協定については本年9月末までには行いたいと考えている。また、選定委員会を行うに当たり、本市の職員のみでは評価が難しいため、委員には関東・関西の大学教授や県の水道・下水道部署職員も予定している。選定された事業者には、SPCという特別目的会社を市内に設立してもらい、会社設立と並行して業務の引継ぎを行っていく」との答弁がありました。また、委員から「この事業の最終的な責任は市が持つと聞いて安心したが、海外では民営化したことによって、水道料金の値上げや水の供給等に問題があった事例もある。市民の生活に密着したものであり、安心・安全でなければならないので、しっかりと責任を持って取り組んでほしい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件4件であります。委員会を3月2日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第22号一般会計予算のうち、消防費について、委員から「現在、団員が少ない班もあり、積載車を複数の班で共有して運用していくことも必要ではないか」との質疑に対し、執行部から「積載車を各班に1台ずつ配置していない市町村もある。団員の減少に伴って班の合併などもあると思うので、積載車の配置などについても、部単位で共有し協議していく必要がある」との答弁がありました。こ

れに対し、委員から「消防団は従来、各地域に1つずつであるため、合併は心情的に大きな抵抗があると思われる。合併を視野に入れつつも、まずは積載車の共有など設備を有効活用できるような環境整備から進めるべきではないか」との意見がありました。

また、民生委員児童委員協議会補助金について、委員から「民生委員児童委員は、なり手が不足していると思うが、現状はどうか」との質疑に対し、執行部から「定数が151人に対し、委嘱数は145人で、6人が欠員である。報酬等がないなどの理由から、なり手が少ないと思われる。活動した際には手当を支給することで、少しでも活動の補填となるようにしている」との答弁がありました。

また、老人福祉センターについて、委員から「当該施設は松橋町豊福の1か所のみであり、三角や豊野などの遠方の住民は利用しづらいのではないか」との質疑に対し、執行部から「老人福祉センター及びそれに類する施設は旧町ごとにあったが、施設の老朽化や事業の内容を加味し、令和2年度までに1か所に集約した。現在、老人福祉センターは、主に高齢者の趣味クラブ活動及び社会福祉協議会による相談の場として利用されているが、各防災拠点センターが整備されたことにより、趣味クラブの活動の場は充実しており、それらの施設を利用してもらいながら、相談支援事業等については、社会福祉協議会と連携して対応していく」との答弁がありました。

また、公的病院等運営助成補助金について、委員から「救急医療の対応は非常に負担が大きいと聞いている。医療機関の困り事を解消するために、補助金の交付以外に何か取り組んだり、補助金の金額を増額させたりしているのか」との質疑に対し、執行部から「救急医療は重要なものであるため、市としても関わっていく必要があると思う。今の段階では、不採算地区を担う病院と救急告示されている病院に対して、国の基準に基づいた算出方法により補助金を交付している」との答弁がありました。

次に、議案第23号国民健康保険特別会計予算について、委員から「子ども・子育て支援金制度とはどのような制度か」との質疑に対し、執行部から「子育て世帯支援のため、全世代と全経済主体から拠出金をいただく制度である。令和8年4月から、現在の医療保険の保険料又は保険税にプラスして子ども・子育て支援金を納付していただくことになる」との答弁がありました。これに対し、委員から「個人の保険料はどれくらい増えるのか」との質疑があり、執行部から「国の試算による全国的な平均では、令和8年度の一人当たりの負担額は月額約250円である。令和10年度まで徐々に金額は上がり、令和9年度は約300円、令和10年度は約400円と試算されている」との答弁がありました。

次に、議案第２５号介護保険特別会計予算について、委員から「本市の介護申請から認定までに要する期間が長いという声を聞かなくなったが、現在、認定までにどれほどの期間を要しているのか」との質疑に対し、執行部から「申請から認定までの期間は大幅に短縮している。令和６年度の平均期間は４８．２日であったのに対し、令和７年度は３４．２日であり、近隣市町と比較しても早くなっている。調査員も努力し、可能な限り早めに訪問調査を実施するように個々で調整を行っているため、調査期間の短縮につながっている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件４件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第２２号令和８年度宇城市一般会計予算の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２２号令和８年度宇城市一般会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第２２号令和８年度宇城市一般会計予算は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２３号令和８年度宇城市国民健康保険特別会計予算の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２３号令和８年度宇城市国民健康保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第２３号令和８年度宇城市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２４号令和８年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２４号令和８年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第２４号令和８年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２５号令和８年度宇城市介護保険特別会計予算の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２５号令和８年度宇城市介護保険特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第２５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第２５号令和８年度宇城市介護保険特別会計予算は原案のとおり可決しました。

これから、議案第２６号令和８年度宇城市奨学金特別会計予算の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第２６号令和８年度宇城市奨学金特別会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決で

す。議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第26号令和8年度宇城市奨学金特別会計予算は原案のとおり可決しました。

これから、議案第27号令和8年度宇城市水道事業会計予算の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第27号令和8年度宇城市水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第27号令和8年度宇城市水道事業会計予算は原案のとおり可決しました。

これから、議案第28号令和8年度宇城市下水道事業会計予算の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第28号令和8年度宇城市下水道事業会計予算を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第28号令和8年度宇城市下水道事業会計予算は原案のとおり可決しました。

————○————

日程第8 同意第8号 教育長の任命について（前川 和宏氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 8、同意第 8 号教育長の任命について（前川和宏氏）を議題とします。

これから、同意第 8 号の質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第 8 号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 8 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、同意第 8 号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第 8 号教育長の任命について（前川和宏氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第 8 号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第 8 号教育長の任命について（前川和宏氏）は、これに同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 9 議案第 29 号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 30 号 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 9、議案第 29 号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 10、議案第 30 号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

○市長（末松直洋君） 今回提出します追加議案は、条例案件として、宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定等 2 件をお願いするものでございます。詳細につきましては、関係部長が説明いたします。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由説明が終わりました。

これから、議案第 29 号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は４ページから５ページ、併せまして説明資料４ページから５ページをお願いいたします。議案第２９号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、国家公務員及び本市特別職との均衡を踏まえ改正を行うものです。

改正の主な内容を説明いたします。

まず、公務のために旅行した際の費用弁償についてです。市議会議員が公務のために旅行した場合、宇城市長等の給与及び旅費に関する条例に定める額を費用弁償として支給します。

次に、議会の会議等に出席した際の費用弁償についてです。これまで、議会の会議等に出席した場合には、２,０００円を定額で支給しておりましたが、住居から議場までの往復の距離に応じ、１キロメートル当たり３７円を費用弁償として支給いたします。

以上で、議案第２９号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第２９号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第２９号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第２９号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２９号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第２９号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２９号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第２９号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第29号宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、議案第30号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集は6ページ、説明資料集6ページです。議案第30号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容がちょっと複雑ですので、可能な限り分かりやすく説明したいと思います。

国は令和7年度に税制改正を行い、住民税の非課税判定の仕組みなどを変更しました。これは、国民の税負担を軽くするためです。

一方、介護保険料は、住民税が課税か非課税かのみならず、所得の計算方法により年間の保険料が決定されます。

今回の税制改正により、住民税非課税の範囲内で時間を調整しながら働いた方の一部に、収入は前年度並みなのに介護保険料の段階が上がり、税金は非課税のままだが介護保険料が高くなるという方がいる可能性が出てまいりました。

このことから、国は1月の末に方針を示し、令和8年度の介護保険料について税制改正が原因で意図せずに保険料が上がった方には、前年度と同様の保険料となるように自治体が減免して救済することができる旨を国が通知をしました。

本市の現行の介護保険条例の減免規定では、減免が認められる方は、災害や事故等により収入が著しく減少した方のみの記載となっています。このため、今回の救済策として本条例中に「その他、特別の理由があること」、これを減免の規定の中に追加し、本人からの申請を要しない旨の条文を追加することを提案するものです。

今回、この対象となる被保険者の範囲についてなのですが、個別の事情に応じて判断することとなりますので、はっきりした人数を特定し、減免額を明らかにすることは非常に困難ではありますが、65歳以上の第1号被保険者の方で、非課税の範囲内での給与収入がある方のその一部の方ですので、限られた人数の方になるというふうに考えてはいます。

今回の制度を簡単に一言で言えば、税制改正により住民税は前年同様非課税であります。所得の計算方法が変わったため介護保険料が増額した人を減免で救済するという制度でございます。今回の対応は全国的な取扱いであり、令和8年4月からの施行であることから、全国の自治体でおおむね同様に条例改正などの手続が行われることとなります。

しかし、一部の自治体では既に減免規定で、「その他、特別な理由があること」

などの記載をしている自治体もありますので、そちらの自治体については、当然改正は不要というふうになります。

また、事情により複数の自治体で今回議会に議案として提出しない自治体もごぞいます。そのような自治体では、規則や要綱の改正などで対応予定ということを知聞いております。

しかしながら、介護保険法第142条の中に、「市町村は、条例の定めるところにより保険料の減免をすることができる」という記載がされておりますので、本市においては、今回条例改正の追加提案をすることといたしました。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第30号の詳細説明が終わりました。

これから、議案第30号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第30号の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行ひます。議案第30号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、議案第30号宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第11 発議第1号 宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

て

日程第 1 2 発議第 2 号 宇城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1 1、発議第 1 号宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 1 2、発議第 2 号宇城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（高橋佳大君） 発議第 1 号、発議第 2 号の趣旨説明をいたします。

まず、発議第 1 号宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

議会の議員の定数が、現在の 22 人から 20 人に見直されることに伴い、条例改正を行うものです。

主な内容としましては、総務文教常任委員会の定数を、現行の 8 人から 7 人に改正し、建設経済常任委員会の定数を、現行の 7 人から 6 人に改正するものです。

施行期日は、令和 8 年 5 月 1 日です。

続いて、発議第 2 号宇城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

こちらにつきましては、政務活動費の使途についてさらに透明性を確保することに伴い、条例改正を行うものです。

内容としましては、収支報告書を提出する際の添付書類について、より透明性を高めるための改正を行うものです。

施行期日は、公布の日としております。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第 1 号宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第 1 号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第 1 号宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第 1 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、そ

れぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、発議第1号宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

これから、発議第2号宇城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号宇城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成全員です。したがって、発議第2号宇城市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第13 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第13、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、タブレットで送信しました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和8年第1回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前10時47分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第1号	令和7年度宇城市一般会計補正予算（第7号）	原案可決
議案第4号	令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第9号	宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第21号	宇城市過疎地域持続的発展計画策定について	可 決

宇城市議第482号
令和8年3月3日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第22号	令和8年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第26号	令和8年度宇城市奨学金特別会計予算	原案可決

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 嘉古田 茂己

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 5 号	令和 7 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 6 号	令和 7 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 1 4 号	宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 5 号	宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 6 号	財産の処分について（有限会社アグリパーク豊野株式の売却）	可 決
議案第 1 7 号	権利の放棄について（市営住宅家賃の債権）	可 決
議案第 1 8 号	権利の放棄について（水道料金の債権）	可 決

議案第 1 9 号	市道の路線の廃止について	可 決
議案第 2 0 号	市道の路線の認定について	可 決

宇城市議第482号
令和8年3月3日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 嘉古田 茂己

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第22号	令和8年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第27号	令和8年度宇城市水道事業会計予算	原案可決
議案第28号	令和8年度宇城市下水道事業会計予算	原案可決

宇城市議第 4 6 3 号
令和 8 年 2 月 1 9 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 1 号	令和 7 年度宇城市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 2 号	令和 7 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 3 号	令和 7 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
議案第 7 号	宇城市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	原案可決
議案第 8 号	宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第 1 1 号	宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 2 号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 1 3 号	宇城市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

宇城市議第482号
令和8年3月3日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第22号	令和8年度宇城市一般会計予算	原案可決
議案第23号	令和8年度宇城市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第24号	令和8年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第25号	令和8年度宇城市介護保険特別会計予算	原案可決

令和8年第1回定例会 賛否一覧表

○：賛成

●：反対

欠：欠席

除：除斥

棄：棄権

議員名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	審議 結果	賛 成	反 対
	林 田 和	津 志 田 幸 紀	坂 元 大 介	四 海 公 貴	河 野 真 理	吉 良 邦 夫	田 中 美 君	嘉 古 田 茂 己	原 田 祐 作	永 木 誠	山 森 悦 嗣	三 角 隆 史	坂 下 勳	大 村 悟	高 橋 佳 大	園 田 幸 雄	河 野 正 明	豊 田 紀 代 美	中 山 弘 幸	石 川 洋 一			
承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	19	0
議案第1号 令和7年度宇城市一般会計補正予算(第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第2号 令和7年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第3号 令和7年度宇城市介護保険特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第4号 令和7年度宇城市奨学金特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第5号 令和7年度宇城市水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第6号 令和7年度宇城市下水道事業会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第7号 宇城市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため 表決には加 わりません	○	○	原案 可決	19	0
議案第8号 宇城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第9号 宇城市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第10号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第11号 宇城市印鑑の登録及び証明に関する条例及び宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第12号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第13号 宇城市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第14号 宇城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第15号 宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び宇城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第16号 財産の処分について(有限会社アグリパーク豊野株式の売却)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第17号 権利の放棄について(市営住宅家賃の債権)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0

令和8年第1回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名	1 林田和	2 津志田幸紀	3 坂元大介	4 四海公貴	5 河野真理	6 吉良邦夫	7 田中美君	8 嘉古田茂己	9 原田祐作	10 永木誠	11 山森悦嗣	12 三角隆史	13 坂下勳	14 大村悟	15 高橋佳大	16 園田幸雄	17 河野正明	18 豊田紀代美	19 中山弘幸	20 石川洋一	審議結果	賛成	反対
件 名																							
議案第18号 権利の放棄について(水道料金の債権)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第19号 市道の路線の廃止について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第20号 市道の路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第21号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	可決	19	0
議案第22号 令和8年度宇城市一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第23号 令和8年度宇城市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長のため表決には加わりません	○	○	原案可決	19	0
議案第24号 令和8年度宇城市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第25号 令和8年度宇城市介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第26号 令和8年度宇城市奨学金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第27号 令和8年度宇城市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第28号 令和8年度宇城市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第29号 宇城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
議案第30号 宇城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
発議第1号 宇城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0
発議第2号 宇城市議会議政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案可決	19	0